

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」
を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査の結果について

令和元年 5 月

文部科学省科学技術・学術政策局

人材政策課研究公正推進室

目 次

はじめに	1
特徴的な取組	2

調査結果詳細

1	帯広畜産大学	10
2	弘前大学	18
3	東北医科薬科大学	27
4	東京外国語大学	32
5	東京海洋大学	41
6	海洋研究開発機構	50
7	長岡技術科学大学	61
8	名城大学	72
9	滋賀大学	82
10	京都工芸繊維大学	92
11	同志社大学	100
12	鳥取大学	110
13	広島大学	118
14	北九州市立大学	130
15	佐賀大学	137

参考

1	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 を踏まえた体制整備の状況に関する実態調査事前調査票①	145
2	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 を踏まえた体制整備の状況に関する実態調査事前調査票②	151
3	各機関の規程等に関する調査結果を踏まえた確認内容	161
4	〇〇株式会社における研究活動上の不正行為の防止及び対応 に関する規程 ※規程の一例	165

はじめに

文部科学省では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）を策定し、各研究機関に対して、ガイドラインを踏まえた適切な対応を要請しているところである。

ガイドラインでは、研究活動における不正行為の事前防止について、研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることで、不正行為が起こりにくい環境がつくられるよう対応の強化を図ることを基本とし、各研究機関に対して、研究倫理教育の実施、研究データの保存・開示に関する規程の整備、組織としての責任体制の明確化等を求めている。研究活動における不正行為を防止するためには、これらの取組を適切に実施することが重要である。

文部科学省では、これまで、各研究機関における公正な研究活動の推進に関する取組状況を把握するため、平成 27 年度には悉皆調査で「履行状況調査」を実施するとともに、平成 28 年度には、公正な研究活動を推進するための先進的・特徴的な取組等を掘り起こし、各研究機関の取組を促進することを目的として「研究機関における公正な研究活動の推進に資する促進モデル調査」を実施している。平成 29 年度及び平成 30 年度は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査」として、研究機関を訪問し、当該研究機関におけるガイドラインを踏まえた体制整備等の状況を確認するとともに、他の研究機関の参考となる特徴的な取組や、当該研究機関で認識できていない体制整備の不備等を把握し、それを公表することにより、他の研究機関の取組を促進させることを目的に調査を実施した。現地調査では、地域性、研究分野、過去の不正事案の有無等を考慮し、国公私立大学及び国立研究開発法人の 15 機関を対象に、「体制及び規程等の整備状況」「研究倫理意識の醸成」「一定期間の研究データの保存・開示」「その他研究不正防止に向けた取組」の項目について実施したところである。

本報告書は、これらの調査結果をまとめたものであり、文部科学省においては、本調査の結果を踏まえ、ガイドラインにおける体制整備の推進方策にいかすとともに、各機関においては、これらの状況を把握し、自らの機関の状況に照らしてガイドラインを踏まえた体制整備を実施することを期待するものである。

特徴的な取組

平成 30 年度の「「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査」については、直接、研究機関を訪問し、他の研究機関の参考となる特徴的な取組や、当該研究機関で認識できていない体制整備の不備等を把握し、それを公表することにより、他の研究機関の取組を促進することを目的としている。

平成 30 年度は、地域や規模、研究分野の特性等を踏まえ、大学及び研究開発法人の 15 機関を対象に実施したところであり、ここでは研究機関における種々の取組のうち、特に特徴的な取組を抽出した。具体的内容については、後述のそれぞれの研究機関の調査結果をご覧ください。

(1) 研究倫理教育の体制

○研究倫理教育の履修管理

- ・一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）提供の e ラーニングプログラム eAPRIN を実施し、運営会議に報告する等の取組を行っている。対象教員の受講率は 100%（平成 27 年度～29 年度）を達成している。（帯広畜産大学、P11）
- ・研究倫理教育責任者は部局の受講状況を定期的に統括管理責任者へ報告し、統括管理責任者は全学の受講状況を把握し、教育研究評議会に報告している。（平成 29 年度受講率：100%、平成 30 年度受講率：100%）（弘前大学、P19）
- ・e ラーニングについて、研究支援課が成績管理者となり、未受講者に対して電子掲示板・メール・書面にて受講を促している。（平成 29 年度：教員の受講率 100%）。（東北医科薬科大学、P27）
- ・大学の評価反映特別経費の評価項目となること、外部資金申請時の要件となっていることを通知するとともに、研究公正委員会にて各部局の eAPRIN の受講率を確認しており、教員の受講率 100%を達成している（平成 27、28、29 年度）。（佐賀大学、P139）
- ・毎年 eAPRIN 履修対象者に対してアンケート調査を実施し、不正防止室会議において検証を行い、役員懇談会や部局長会議、教授会で報告するとともに、検討した改善策に取り組むことにより履修率の向上を図っている。（東京海洋大学、P43）
- ・講義形式の研修の際に出欠をとって履修管理をしており、欠席者は学内ポータルサイトで動画を視聴し報告することとしており、一定期間報告がない場合は、事務担当者からメール連絡して視聴させている。（北九州市立大学、P130）
- ・平成 30 年度から人事システムを改修し、一括で研究倫理教育の受講データを取り込み、

また人事異動にもシステマティックに対応できるよう受講管理を行っている。(広島大学、P119)

○研究倫理教育の計画や体制等

- ・不正行為防止計画推進本部が年度ごとに具体的な実施計画を立て、項目ごとに計画の実施を担う部局等の割り振りを行っている。担当となった部局等は、年度末に実施結果を推進本部に報告し、推進本部は実施状況を検証している。(東京外国語大学、P32)
- ・研究倫理教育の学修方法等の全学的な標準モデルをもとに、各部局が研究倫理教育計画を策定・実施し、その取組状況を研究公正委員会で確認することで、PDCAを回している。(佐賀大学、P137)
- ・研究倫理教育計画では、研修のコースを3つに分類(研究者コース、一般コース、ダイジェストコース)し、基幹職(研究系)、基幹職(事務・技術系)及び支援職によって受講するコースを分けている。船員については、研究倫理教育責任者である海洋工学センター長が「船員コース」を策定している。(海洋研究開発機構、P51)

○研究倫理教育に関する学内連携等

- ・広島大学研究不正防止対策推進室を大学の研究者倫理の向上に向けた取組を推進するため学長のもとに設置しており、研究費等の不正使用の防止等に対する体制及び取組(コンプライアンス教育)との相互連携を図っている。(広島大学、P118)
- ・学生に対する研究倫理教育に関しては、工学研究科長がカリキュラム等を審議する教務委員会委員長であり、研究倫理教育責任者も兼ねていることから研究倫理教育を推進するために教育部局と連携できる体制が構築されている。(長岡技術科学大学、P71)
- ・研究倫理教育の企画等を行う、推進委員会の構成員には教育担当理事が含まれており、教育部門と研究部門との連携が図られる仕組みになっている。(鳥取大学、P114)
- ・毎年4月に環境安全教育デーを設定し、全教職員を対象とした、「教職員研修」を開催している。その中で、研究不正防止対策室長である研究担当理事から「研究倫理教育」を、財務担当理事から「研究費の適切な執行」をコンプライアンス教育として実施している。(京都工芸繊維大学、P93)
- ・学部・研究科毎に教授会で、不正行為を事前に防止するための研究倫理に関する具体的な取り扱いを定めるために審議を行い、マニュアル等を作成して取組んでいる。研究倫理教育の実施に関しては、学部・研究科毎に大学院や学部の学生に対して実施する授業科目等を具体的に定めている。(名城大学、P72)
- ・研究活動不正防止推進委員会は、部局での研究倫理教育等の状況を収集することで課題を設定し、部局レベルで検討すべきことの提案や、部局での取組状況を全学的に紹介するという方法により研究倫理意識の熟成を行っている。(鳥取大学、P110)

(2) 研究倫理教育に関する取組

○研究者等に対する研究倫理教育

- ・研究活動等不正防止対策室長（研究担当理事）が実施した「研究倫理セミナー」では、研究活動上の不正行為に関する制度等の説明に加え、大学独自の取組として、研究成果を適切に発表するための指針等についても説明している。（京都工芸繊維大学、P93）
- ・大学の責任体系や学内規程・制度等の周知と直近の改定内容の伝達を目的に、学内規程等から独自に資料を作成し、統括管理責任者が主催する研究倫理教育責任者・副責任者向けの研修を実施している。（北九州市立大学、P132）
- ・研究者全員に、大学が作成した「研究ガイドブック（名城大学学術研究支援センター）」等を配布し、これらを参考資料に倫理教育責任者が、研究倫理教育を行っている。（名城大学、P74）
- ・パンフレット「研究者の品格—科学の信頼のために—」を作成し配布している。パンフレットでは、社会に応える研究をおこなうため、研究の遂行や研究成果の発信において留意すべきこと等についても説明している。（京都工芸繊維大学、P93）
- ・各部局の学部長を研究倫理教育責任者とし、公正な研究活動の推進に関するリーフレット「公正な研究活動の推進のために 研究活動に携わる皆さまへ」の配布等により、研究倫理教育を行っている。（佐賀大学、P138）

○学生に対する研究倫理教育

- ・大学院生及び学部学生全員が APRIN e ラーニングプログラムを必ず受講することとしており、教員と学部学生が同じ教材を使うことにより、研究室等での指導における教育効果が高まることを大学として期待している。（東京海洋大学、P44）
- ・大学院修士課程の必修科目「研究倫理」は、研究倫理に精通している名誉教授の授業と専攻主任が行う各専攻分野での研究不正の事例からの学習等からなっており、授業内容充実のため、教務委員長が名誉教授と情報共有や必要な議論を行っている。（長岡技術科学大学、P62）
- ・学部学生については、新入生オリエンテーション「帯広畜産大学の教育システムおよび学生支援システム」において教育担当理事から、研究倫理教育に関する内容についても実施している。（帯広畜産大学、P13）
- ・学部学生に対しては、教養教育ガイダンスの際に、主体的・能動的学修力や学修・研究倫理についての「弘前大学スタディーガイド」を配布し、1年生の教養教育から研究倫理意識の醸成等に役立てている。（弘前大学、P23）
- ・学生向けの剽窃・盗用防止ガイドラインを策定し、履修案内に掲載して全員に配布しているほか、大学の Web ページ上に掲載し、周知を図っている。（東京外国語大学、P35）
- ・平成 30 年度から学部新入生を対象とした教養教育科目「大学教育入門」（全学共通の 2

単位必修科目)において、「学習・研究活動における倫理」として研究倫理に関する授業を行っている。(広島大学、P126)

- ・大学院の授業では、「研究倫理について」という独自で作成した教材を使用して授業を行っているほか、学内のオンライン学習管理システムに教材をアップし、学生がいつでもアクセスできるようにしている。(東京外国語大学、P36)

○学位論文等に関する研究倫理教育の取組

- ・卒業論文・学位論文の倫理的担保のため、学生が研究倫理教育を受講して確認書により研究倫理に反することを行っていないことを自ら申立て、指導教員の確認を経て、卒業論文・学位論文を提出することとしている。(広島大学、P122)
- ・平成30年度以降入学の大学院学生に対して、研究者等に求められる倫理規範等を修得させるため、学位論文審査等に係る規程等について改正を行い、博士及び修士の学位論文審査及び教職修士(専門職)の学習成果報告書の審査に係る提出書類に、研究倫理教育の受講を証明する書類の添付を定めている。(弘前大学、P26)
- ・APRIN e ラーニングプログラムの修了を学位論文の審査要件としており、学位論文審査委員会が修了を確認して「論文審査及び最終試験の結果要旨」に、「大学院海洋科学技術研究科が指定した研究者倫理教育を修了していることを確認した。」ことを明記している。(東京海洋大学、P45)
- ・博士学位審査において、不正行為等のないことの確認ができたものについて、申請者及び確認者(申請者が在学生においては指導教員)が署名をした学長宛の「博士学位論文の剽窃に係る届出書」を提出させることを制度として定めている。(長岡技術科学大学、P68)
- ・医学系研究科の各課程修了認定のために行う学位審査または論文提出による学位審査を受けるにあたり、研究倫理教育の受講を完了していることが審査資格の条件となっている。(鳥取大学、P113)
- ・人間学研究科では、研究活動全般における基本倫理、インフォームドコンセントやプライバシー保護などの実験・調査を伴う研究活動における留意事項等を徹底するため、大学院生に、「修士論文・試験・レポート等に関する注意事項」(人間学研究科)に基づいて、研究倫理遵守誓約書の提出を義務付けている。(名城大学、P79)

○分野の特性をふまえた特徴的な研究倫理教育

- ・人文社会科学部では、学部で作成した「大学生のための学習の手引き」を作成し、基礎ゼミナールにおいて利用し、剽窃等の禁止事項について説明している。(弘前大学、P20)
- ・文化情報学部では、2018年4月に「レポート・研究報告の誠実性についての指針」が教授会で承認され、共有を図っている。(同志社大学、P104)
- ・経済学研究科の論文作成研修会において、大学の独自教材を使用し、学位論文の執筆に

あたって、論文の構成、テーマや先行研究を探すこと、参考文献の書き方例等を説明するとともに、研究倫理教育に関する内容として、剽窃についても指導を行っている。(滋賀大学、P83)

- ・海洋科学部では JABEE 認定を受けており、その一環として技術者倫理の中で、技術者としての倫理と責任ある社会活動を可能にする能力を身に付けるための科目を履修することとしている。(東京海洋大学、P46)
- ・心理学部では、学部4年生と大学院生に対して、毎年12月に個人情報保護に関する説明及び取扱の注意喚起メールを研究主任より送信している。(同志社大学、P100)

○研究室等における研究倫理教育

- ・研究室から通し番号付のラボノートを支給し、ラボノートのルール（ボールペン使用、修正ペン禁止、日付、時間、コメントの書き方）を指導し、教員が定期的にラボノートを確認している。学生には、学部生から、ラボノートは「ラボの財産であり、研究の義務」であることを伝えている。(帯広畜産大学、P14)
- ・学生実験のプロトコルについては、学生が作成し教員が実験を進める前に内容を確認するとともに、プロトコルを電子化し、ラボメンバーが自由に閲覧できるようにし、予期しない誤りを防ぐための取組が行われている。(帯広畜産大学、P14)
- ・経済学部の社会フィールドワーク科目において調査を行う際、資料収集として、図書館利用の確認、使用可能な Web ページとして公的機関のみを指定するとともに、研究倫理として、出所表記の重要性について、大学が配布する「研究ガイドブック（名城大学学術研究支援センター）」等により指導を行っている。(名城大学、P76)
- ・農学部の研究室では、4年進級直前ガイダンスで、事故発生時の対応や日々の研究室の活動における留意事項等に関するマニュアルを配布するとともに、実験室内の良く目立つ場所に簡潔なマニュアルを掲示しており、研究・実験等について、安全配慮、服装、実験の進行に関する事柄とともに、実験ノートや測定データの電子ファイルの管理等も取り扱っている。(名城大学、P76)

○外国人を対象とした研究倫理教育

- ・大学院修士課程の必修科目「研究倫理」については、日本語を十分に理解していない留学生等への対応として、英語による授業の開講を別途行い、すべての修士課程学生に研究倫理を理解させ、修得させるように取組んでいる。(長岡技術科学大学、P65)
- ・多様な受講者に配慮して、日・英・中の研究倫理教育に関する資料を準備しており、大学院生の ppt.テキスト教材（日・英・中）及び ppt.映像メディア（日・英）、学部学生の「レポート作成上の注意」（日・英・中）、「研究倫理案内」（日・英・中）が外国語に対応している。(広島大学、P124)

(3) 一定期間の研究データの保存及び開示

○研究データの保存等に関する取組

- ・研究資料等の保存に関して必要な情報を整理するため「研究資料等保存に関する情報整理票」の雛形を提示し、必要な情報の把握と収集の例示としている。(広島大学、P127)
- ・転出又は退職する研究者が保有する研究データの保存については、「研究データ等引き継ぎ等証明書」により、該当する論文等を確認するとともに、保存媒体を記載したうえで、保管者の記名・押印のうえ、大学に提出することとしている。(京都工芸繊維大学、P96)

○分野の特性を踏まえた研究データの保存等の取組

- ・保有する船舶や施設・設備等を利用して取得したデータ・サンプルについては、機構外の研究者等にも広く利用してもらうことを目的として、取扱いに関する規程類を定め、それぞれの管理責任・保管部署により保管・管理を行っている。(海洋研究開発機構、P54)
- ・練習船における海洋観測や調査については、船舶・海洋オペレーションセンター観測部門の研究者が、一般的な観測装置の保守点検、機器較正を行うとともに、そのデータを保存、管理している。練習船の航海士から受け取った船舶の運航に関わる GPS の位置情報や航海情報、ADCP データなども含められ、調査に参加した研究者に提供されるとともに、一部は公表している。(東京海洋大学、P47)
- ・海洋観測データについては、大学設置以来、長年の蓄積があり、情報の管理についてデータ責任者（所有者）の権利と義務等も含め整理し研究者に提供できるよう、専任研究者が所属する観測部門でデータの保存・開示を取扱っている。(東京海洋大学、P47)
- ・動物・食品検査診断センターでは、国際規格である ISO/IEC17025 の標準作業手順書 (SOP) に対応することにより、実験ノート毎の目的・使用するサンプル・実験条件等が明確化され、記録が読みやすく記載されるとともに、実験 ID の番号の付与、実験ノートの一覧化により、データ等の識別可能性を確保し容易に検索できる形での管理が進められている。(帯広畜産大学、P16)

(4) その他研究公正の推進に向けた取組

○機関における管理・運営等と研究公正の推進

- ・機構全体で優先的に対応すべきリスクを優先対応リスクとして選定し、リスクマネジメント委員会の進捗管理の下で対応を行う体制があり、研究不正のガイドライン改正について優先対応リスクとして取り組んだ。(海洋研究開発機構、P58)
- ・平成 29 年 4 月に定めた「京都工芸繊維大学における研究成果を適切に発表するための指針」では、研究活動上の不正行為及び不適切な行為として、二重投稿の定義や判断基準

についての大学の見解を示すとともに、査読付き会議プロシーディングの業績カウント等、研究業績の取扱いを具体的に示している。(京都工芸繊維大学、P98)

- ・各部局の「eAPRIN」の受講率について、評価反映特別経費（教育（教学）、研究（学術）、社会貢献（地域・国際貢献）及び大学経営（経営基盤）の評価指標（24 項目）により予算を配分）の項目としている。(佐賀大学、P144)
- ・研究不正防止対策推進室において研究倫理教育に関する FAQ を作成し、全学情報共有基盤システム「いろは」（学内限定）に掲示している。(広島大学、P129)
- ・近隣の私立大学（2 校）に対して、研究不正防止対策推進室による研究倫理教育講習会の講義の支援を行い、講師を派遣している。(広島大学、P128)

○研究公正の推進に関する組織の強化等

- ・研究・イノベーション推進機構に、研究や産学連携活動における各種リスクマネジメントに対応するため「リスクマネジメント部門」を新設し、研究推進体制を強化している。(弘前大学、P26)
- ・事務組織改編により、研究公正の推進等に関する業務を充実するため、新たに専門部署として「研究支援課」を設置し、全学委員会である研究倫理委員会の支援など、研究倫理教育の実施体制等を強化している。(東北医科薬科大学、P31)
- ・「学術研究支援センター」が大学全体の研究公正を担う部署となっており、設置されているコンプライアンス推進責任者（学術研究支援センター長）、同副責任者（同事務部長）が中心にコンプライアンス教育を推進するほか、センター職員が啓蒙活動に努めている。(名城大学、P78)

○研究公正に関する図書館等の取組

- ・附属図書館内に大学院生を相談員とした学習相談デスクを設置しており、「レポートに役立つ参考文献&引用」など同デスクで作成した資料等を用いて、参考文献の書き方や引用文の示し方など学生から寄せられる学習に関する相談に対応している。(東京外国語大学、P39)
- ・ラーニング・コモンズにおける学習指導として、ラーニング・アシスタント（トレーニングを受けた大学院生）が、引用の方法や参考文献の書き方、質問紙調査の進め方などを分かりやすくまとめた資料を用いて、学習相談にきた学生に説明している。(同志社大学、P103)
- ・博士学位論文については、主指導教員からの不正引用等の有無にかかる確認依頼を受け、大学院教育部長から大学附属図書館に解析を依頼し、大学附属図書館がソフトウェアを用いて解析を行うこととしている。(帯広畜産大学、P16)
- ・図書館において平成 30 年 9 月に「研究安全」の特集を行った際、研究不正に関する書籍も紹介している。(海洋研究開発機構、P59)

- ・情報倫理教育に関して、情報演習室や図書館、創造学習センターに設置している学生教育用コンピューターに、情報機器の利用のマナーやレポート作成において倫理的に注意すべきポイント等を学習できる環境を提供している。（滋賀大学、P91）

○研究公正を推進するための研究環境の整備等

- ・閉鎖的な研究環境に起因する研究不正のリスクへの抑止として、医学部（福島キャンパス）においては、教授室を除く研究室を個室とはせずオープンスペースとしている。また、大部屋の共同実験室等を設け、日常的に研究者の交流が行われる環境を整えている。（東北医科薬科大学、P31）
- ・平成 30 年度から、医学部では、大学院生に対する研究教育指導体制を強化し、いわゆる「風通しの良い」研究環境を整えるための取組として、大学院生 1 名に対し副指導教員を配置している。（鳥取大学、P116）
- ・研究成果の公表の前には、独自の研究業績データベースを通じて必ず所属長の承認を得る仕組みがあるため、成果の公表を上長が必ず確認している。（海洋研究開発機構、P60）
- ・理事（研究担当）が大学における研究に関する諸課題等について定期的に部局訪問をしており、教授会等において研究倫理教育の推進や未受講者への対応依頼等を行っている。（広島大学、P128）
- ・論文の一般的な作法（注意すること）を再確認することを期待し、若手研究者（助教～准教授を、博士課程学生は参考）を対象に英語論文執筆セミナーを開催している。（京都工芸繊維大学、P99）
- ・「研究倫理向上ウィーク」（10/15-11/2）の期間中に、研究倫理委員会が講演会を開催するとともに、図書館、学習支援・教育開発センターの協力を得て、研究倫理に資する関連図書の展示や交流会等を開催し、キャンパス全体の研究倫理意識の醸成を図っている。（同志社大学、P107）

調査結果 帯広畜産大学

(1) 研究倫理教育の体制

ガイドラインを踏まえた研究倫理教育の体制については、研究倫理教育責任者（理事）の下、コンプライアンス室において研究倫理教育、研究費・研究活動に関する説明会を企画、実施している。

また、毎年度、不正防止計画を定め、関係者の意識向上に関する事項、適正な管理・運営の基盤となる環境に関する事項、不正発生要因の把握に関する事項、不正防止対策に関する事項、研究費のモニタリングに関する事項の5項目について、不正発生要因、起こりうる事態等を整理し、不正防止に取り組んでいる。

平成29年度不正防止計画の実施結果

【実施結果の区分】

区分	実施結果
Ⅳ	計画を上回って実施している。
Ⅲ	計画を十分に実施している。
Ⅱ	計画を実施している途中である。
Ⅰ	計画を実施していない。

1. 関係者の意識向上に関する事項

不正発生要因	起こりうる事態等	不正防止計画の具体的内容	責任担当部署	実施内容	実施結果
【1-1】研究不正の問題は、大学全体、更には広く研究活動に携わる全ての者に深刻な影響を及ぼすものであることを研究者に認識させていない。	【1-1】研究不正の重大さを認識していない研究者が、研究現場の都合を優先して、安易に研究費の不正使用や研究活動の不正行為をしてしまうおそれがある。	【1-1-1】不正防止対策の理解や意識を高めるため、研修会を実施し、不正防止対策や、研究活動に携わる者の行動指針などの理解促進に努める。研修会は対象者が全員出席できるように複数回開催することとし、出席しない研究者には競争的資金等の申請・使用を認めないこととする。また、研修会終了時に参加者から誓約書を徴収し、意識向上に努める。	総務課 経理課 研究支援課	9月26日から10回にわたり研修会を実施し、対象者全員が参加した。研修会では、研究活動に携わる者の行動指針、研究活動の不正行為防止対策、研究倫理教育、研究費の使用・予算執行上の注意点について説明した。また、外国人研究者を対象とした英語での説明会を実施した。「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、コンプライアンス教育の実施が義務付けられているため、構成員に対して研修会への出席を義務付けており、出席しない研究者には競争的資金等の申請・使用を認めないこととしている。誓約書については、ガイドラインに沿った内容を記載し、研修会終了後出席者全員に提出を求め、全員が提出した。	Ⅲ
		【1-1-2】研究者倫理に関する知識を定着させるため、研究者を対象に研究倫理教育を実施する。研究倫理教育を受講していない研究者には競争的資金等の申請・使用を認めないこととする。	総務課 研究支援課	研修会において、研究倫理教育を義務付けられている本学の研究者を対象に、研究倫理教育として受講を義務付けたCITI JAPANの受講について説明した。 競争的資金等に申請する研究者について、研究倫理教育の受講の有無を確認し、未受講者に関しては、競争的資金等の申請・使用を認めない旨を通知し、全員が受講した。	Ⅲ
		【1-1-3】研究費に関する規程や行動指針の認知度を把握するため、研究活動に関する調査を実施し、調査結果を学内に周知のうえ、更なる改善に努める。	総務課	研修会終了後に書面調査を実施（回収率100%）し、調査結果は運営会議に報告のうえ部局内での周知を依頼するとともに、コンプライアンス室ホームページに掲載した。また、調査で寄せられた意見・要望については、個別に担当者が面談して説明し理解向上を図るとともに、現場の実態把握に努め、改善の必要性について担当部署で検討を行った。なお、個別	Ⅲ

- 1 -

平成29年度不正防止計画実施結果報告書

大学における研究倫理教育の履修管理については、平成 27 年度から研究倫理教育に APRIN の e ラーニングプログラムを採用し、以下の取組を行っている。対象教員の受講率は 100%（平成 27 年度～29 年度）を達成している。

- ・コンプライアンス室で研究倫理教育（APRIN e ラーニングプログラム）の受講状況を報告（毎年 1 回）
- ・不正防止計画進捗状況を運営会議に報告（年 3 回）
- ・研究費・研究活動に関する書面調査の実施及び実施結果について運営会議に報告（年 1 回）

（２）研究者等に対する研究倫理教育

研究者等に対して、大学全体として実施している研究倫理教育については、APRIN e ラーニングプログラムの受講を義務付けている。運用については、「研究倫理教育の運用ルールについて」（平成 28 年 3 月 18 日付、研究倫理教育責任者裁定）により定めている。

受講については、3 年間有効（受講日が属する年度の 3 年後の年度末まで）としており、受講範囲については、APRIN e ラーニングプログラムから、畜大基本コース（7 単元）、畜大応用コース（4 単元）を定め、3 年毎に交互に受講することとしている。

畜大基本コース（7 単元）

- ①責任ある研究行為について、②研究における不正行為、③データの扱い
- ④共同研究のルール、⑤オーサiership、⑥盗用、⑦公的研究資金の取り扱い

畜大応用コース（4 単元）

- ①利益相反、②社会への情報発信、③ピア・レビュー、④メンタリング

このほか、研究費・研究活動に関する説明会を開催（平成 29 年度、日本語 3 回、英語 1 回）し、コンプライアンス意識の向上を図るとともに、「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を常に意識することについての誓約書の提出を義務付けている。

国立大学法人帯広畜産大学長 殿

誓 約 書

私は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）」および「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(平成 26 年 2 月 18 日改正 文部科学大臣決定)」を常に意識して行動し、以下の事項について誓います。

記

1. 本学が定める研究活動に携わる者の行動指針（平成 19 年 10 月 18 日制定）および研究活動及び研究費の使用に関する規則等並びに関係する法令・通知等を遵守すること。
2. 研究活動及び研究費の使用において常に正直、誠実に判断、行動し、不正行為を為さず、また加担しないこと。
3. 研究者及び関係職員相互の理解と緊密な連携を図り、協力して研究活動の不正行為及び研究費の不正使用の防止に努めること。
4. 規則等に違反して不正を行った場合は、本学等の処分及び法的な責任を負担すること。
5. 公益財団法人等から私宛に助成金等が付与された場合に、助成の趣旨が、職務上の教育及び研究を援助するものであるときは、速やかに、本学の受入手続きに基づき寄附すること。

平成 年 月 日

所属

氏名 _____

誓約書

（３）学生に対する研究倫理教育

学生（学部学生及び大学院学生）に、大学全体として実施している研究倫理教育については、大学院生については、「帯広畜産大学大学院畜産学研究科における研究倫理教育に関する申し合わせ」（平成 30 年 2 月 6 日、大学院教育部会議）に従い、APRIN e ラーニングプログラムを利用して、研究科に所属する全ての学生に対して、研究倫理教育を実施している。

実施時期：入学初年次の最初の学期

履修内容：APRIN e ラーニングプログラム

- ①責任ある研究行為について、②研究における不正行為、③データの扱い、④共同研究のルール、⑤オーサiership、⑥盗用、⑦公的研究資金の取り扱い

修了証：7 単元全ての履修を完了したカリキュラム修了証を主指導教員に提出

修了証を提出していない場合、学年末の進級試験を受講できない

演習科目を履修する場合、演習の開始前までに修了証を提出

また、APRIN e ラーニングプログラムを利用した学習は、大学院畜産学研究科博士前期課程「動物医科学特別研究Ⅰ」、大学院畜産学研究科博士課程「特別研究」の単位の要件としている。

学部学生については、新入生オリエンテーション「帯広畜産大学の教育システムおよび学生支援システム」において教育担当理事から、研究倫理教育に関する内容についても実施している。

（うち、研究倫理教育の項目）

- ・研究倫理
- ・なぜ研究倫理教育が求められる
- ・捏造、改ざん、盗用
- ・その他の研究上の倫理問題（疑わしい行動）
- ・不正行為に対するペナルティ

不正行為に対するペナルティ



Obihiro University of Agriculture and Veterinary Medicine

帯広畜産大学では「研究活動の不正行為に関する取扱規程」において、研究者を、学生を含む「**本学の施設及び設備を使用して研究を行う全ての者**」と定義した上で、不正行為である「**故意の捏造、改ざん、盗用及びその行為の隠蔽**」に対して「**厳正に対処する**」と規定しています。

- 学生が本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった場合は、学長はこれを**懲戒**する。（学則第44条）
- 成績審査の際に不正行為を行った者には、懲戒処分を行い、当該学生に係るその学期の**履修科目の全部を無効**とする。（畜産学部成績審査取扱規程第6条）
- 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったとき、又は不正の方法により、学位の授与を受けた事実が判明したときは、～**学位の授与を取り消し、学位記を返還**させ、その旨を公表するものとする。（学位規程第19条）

出所を明記せずに引用したり、Webや書籍等から「**コピペ**」してレポートを作成する行為も**著作権法違反であり不正行為**となります。

安易な行為により、懲戒や学位の取り消しなどの**大学からの処分**だけではなく、奨学金の停止や不正の公表による**社会的な制裁**が科される可能性もあります。

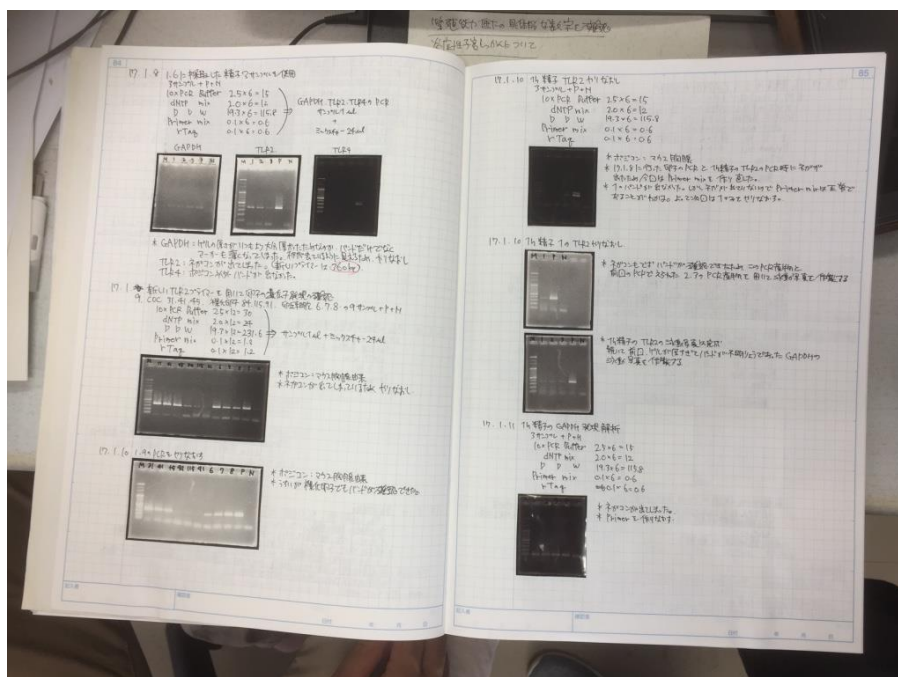
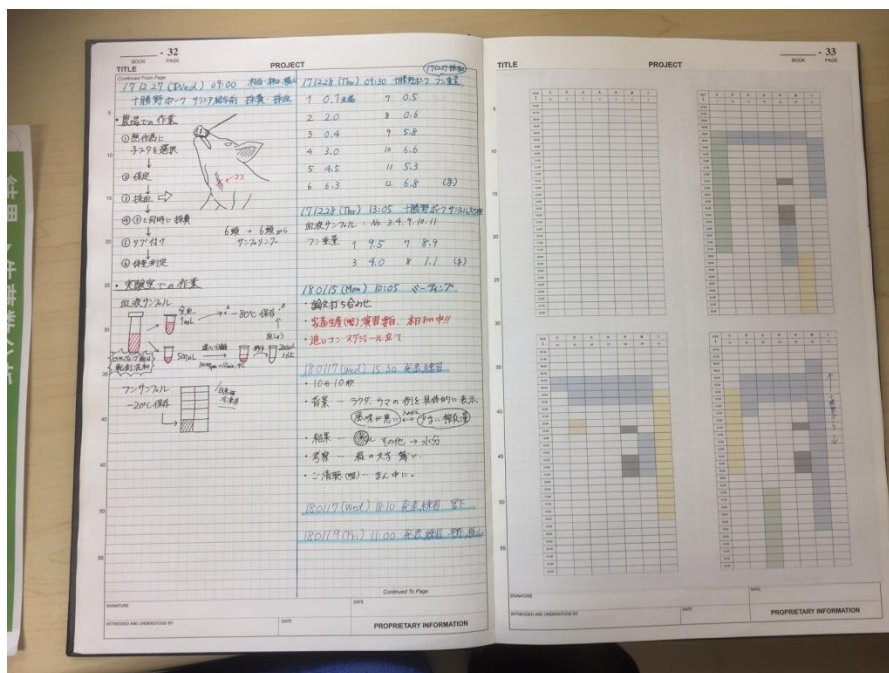
資料「帯広畜産大学の教育システムおよび学生支援システム」

研究室における管理運営等に関わる事柄に関する研究倫理教育に関しては、以下のよう
な事例等がある。

- ・研究室から通し番号付のラボノートを支給し、ラボノートのルール（ボールペン使用、修正ペン禁止、日付、時間、コメントの書き方）を指導し、教員が定期的にラボノートを確認している。学生には、学部生から、ラボノートは「ラボの財産であり、研究の義務」であることを伝えている。
- ・研究倫理教育に関連するものとして、実験動物規程、実験試料の取扱、MTA、特許、研究費等がある。大学院生以上は、各自書類を作成しており、教員が指導助言することにより、研究者として求められる研究倫理の修得も行われている。
- ・研究室では、研究費や奨学金の獲得への取組を通じて、研究費の取得方法、使用方法、また報告書の作成などを指導している。制度・研究分野のルール等を理解することができるため、研究者としての倫理観のトレーニングに一番良い方法である。
- ・学生実験のプロトコルについては、学生が作成し教員が実験を進める前に内容を確認す

るとともに、プロトコルを電子化し、ラボメンバーが自由に閲覧できるようにし、予期しない誤りを防ぐための取組が行われている。

- ・研究に関する情報は、生データや解析結果等を全てネットワーク HDD (NAS) に保存しており、このほか学生フォルダを作り研究や学習に活用している。また、情報管理を徹底するため、パスワード付の USB を配布し使用を義務づけている。



研究室におけるラボノートの例

（４）一定期間の研究データの保存及び開示

保存を義務付けている研究データの範囲、研究データの保存期間や保存方法については、平成 27 年度に規程を改正し、研究者の責務として実験・観察ノート、実験データその他研究資料を一定期間適切保存管理することを規定している。

平成 28 年度、平成 29 年度の説明会においても研究者に研究資料の保存・管理に関して、少なくとも 10 年は開示、承合、検証が可能な形で保存することなどを説明・周知している。

保存対象の研究データと廃棄する研究データについては、研究者の責務として研究者個人が判断し決定している。転出又は退出する研究者が保有する研究データの保存についても、同様に、研究者の責務として研究者個人が判断し決定している。

例えば、獣医学分野の研究室では、研究室のスペースを考慮しながら、できるだけ長期的に骨格標本などの保存等を行っており、比較的広いスペースを確保できていることから、研究での使用に加えて、学生の教育への活用や地域における普及活動等ための利用なども考慮して研究資料を管理している。

（５）その他研究公正の推進に向けた取組

投稿前などに剽窃の有無を検出するため、剽窃チェックソフトウェアを導入しており、「学位論文の不正引用等の確認に関する申合せ」（平成 30 年 2 月 6 日、大学院教育部会議）により、博士学位論文については、主指導教員からの不正引用等の有無にかかる確認依頼を受け、大学院教育部長から大学附属図書館に解析を依頼し、大学附属図書館がソフトウェアを用いて解析を行うこととしている。

動物・食品検査診断センターでは、大学機関で初となる食品・生物検査の ISO/IEC17025 の認定を受けている。認定にあたっては、国際的通用性、検査結果の信頼性、安全性証明等に関して、組織全体の品質マネジメントシステムの構築が求められており、センターでは、国際規格における文書として標準作業手順書（SOP）に従い実施された試験等について測定結果の記録が行われている。

国際規格である ISO/IEC17025 の標準作業手順書（SOP）に対応することにより、実験ノート毎の目的・使用するサンプル・実験条件等が明確化され、記録が読みやすく記載されるとともに、実験 ID の番号の付与、実験ノートの一覧化により、データ等の識別可能性を確保し容易に検索できる形での管理が進められている。

国際規格における文書と記録とは

☑ 文書

品質マネジメントシステムに関する仕様書、作業手順書、図面、報告書、それらの書式など

標準作業手順書(SOP)

☑ 記録

達成した結果を記述した、又は実施した活動の証拠を提供する文書
記録は、例えば、次のために使用される目的で作成される

- 測定結果のトレーサビリティを正式なものにする
- 測定結果の検証の証拠を提供する
- 予防処置および是正処置の証拠を提供する

SOPに従い実施された測定の記録

ISO 9000 品質マネジメントシステム-基本及び用語 より抜粋・改変

ラボでの取り組み

「すべての記録は読みやすいものであり」

「元の条件にできるだけ近い条件での試験の繰返しを可能とするものである」

「規定された品質パラメータ又はプロセス・パラメータが達成されたかどうかを示すデータと情報の集積である」 ために…

➡ 実験ノート SOP化

「観測結果、データ及び計算は、識別可能にする」

「個々の試験の実施及び結果のチェックに責任をもつ要員の識別」 のために…

➡ 実験へID番号の付与

「容易に検索できるような方法で保管」 するために…

➡ 実験ノートの一覧化

資料「国際規格が求める試験品質管理に対応可能な実験ノートづくりを目指して」

調査結果 弘前大学

(1) 研究倫理教育の体制

ガイドラインを踏まえた研究倫理教育の体制については、『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』に基づき、弘前大学における研究活動上の不正行為を防止する取り組みとして、平成27年3月に学内の規程及び細則を改正し、研究者の責務として研究倫理教育の受講を義務付けている。

- ・ 国立大学法人弘前大学研究者行動規範
- ・ 国立大学法人弘前大学の研究活動の不正行為への対応に関する規程
- ・ 国立大学法人弘前大学の研究活動の不正行為への対応に関する細則

機関全体の実施計画については、以下のとおり第三期中期目標・中期計画に基づき年度計画を策定し、全学的に取り組んでいる。

【中期目標】

法令等に基づく適正な法人運営を行う。

【中期計画】

- ・ 研究費の不正使用及び研究活動における不正行為に対する規範意識を徹底するため、説明会及びeラーニング等を活用し、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して研究倫理教育を実施する。

【平成30年度計画】

- ・ 学内における各種説明会等を活用し、不正経理等の防止について周知徹底するとともに、構成員の規範意識を向上させるため、コンプライアンス教育を実施する。
- ・ 研究活動における不正行為防止に関する研究倫理教育を実施し、法令等に基づく適切な法人運営を行う。
- ・ 研究活動におけるリスクマネジメントに関して、全学的な体制強化を図る。

責任や役割については、「弘前大学の研究活動の不正行為への対応に関する規程」において、大学における研究活動の不正行為防止及び対応に関する最高管理責任者を学長、統括管理責任者を理事（研究担当）とし、研究活動における不正行為の防止について全体を統括するとともに、倫理規範を修得させるため、研究倫理教育を行うものと定めている。また、各部局には研究倫理教育責任者を置き、部局の長をもって充てている。部局の倫理教育については、研究倫理教育責任者（部局長等）が責任と権限を有し、機関の下、全体の実施計画に従い、説明会及びeラーニング等を活用し、研究倫理教育を実施している。

大学における研究倫理教育の履修管理については、研究倫理教育責任者（部局長等）が、当該部局の受講状況及び理解度を管理することとしている。

研究倫理教育責任者は、統括管理責任者（理事（研究担当））が指定した期日までに当該部局の研究者等に対して研究倫理教育を実施し、研究倫理教育を受講した者は、研究倫理教育責任者に修了証等を提出することとしている。

受講管理・理解度の測定及び把握は、すべてeラーニングのWEBページ上で行っている。

研究倫理教育責任者は部局の受講状況について定期的に統括管理責任者へ報告することとし、統括管理責任者は全学の受講状況を把握し、教育研究評議会において報告している。（平成29年度受講率：100%、平成30年度受講率：100%）

（２）研究者等に対する研究倫理教育

研究者及び研究支援人材について、大学として実施している研究教育としては、以下のとおりである。

《eラーニング》（主催：研究推進部研究推進課）

eL CoRE、eAPRIN（イー・エイプリン、旧 CITI Japan）

本学に所属する研究者による研究活動の不正行為に関し、事前に予防に努めることに資することを目的とする。受講対象者は研究推進課が定める期限までに受講を修了することとする。（平成30年度受講期限：平成30年9月28日（金））

全教職員（事務補佐員を除く）のうち以下を受講対象とする。

- ①本学において研究活動を行う教職員（附属病院職員・附属小中学校教諭等含む、事務補佐員を除く）
- ②弘前大学特別研究員
- ③研究倫理教育責任者が必要と認めた者（名誉教授・客員研究員・共同・受託研究等の受入研究員他）

《新任教員ガイダンス》（主催：総務部人事課）

新任教員を対象に、年度当初に1回実施。服務・コンプライアンス、研究費の不正、研究不正、研究者倫理等について、説明している。

《研究不正防止講演会》（主催：研究推進部研究推進課）

本学に所属する教職員を対象に、研究活動の不正行為に関する知識を得る機会を確保し、公正な研究活動を更に推進することを目的として、定期的に開催することとしている。

eラーニングについては、修了年度を含む5年を有効期限とし、6年目には該当年度の締切り日までに履修を終えることと定めている。なお平成29・30年度は9月末を受講の締切日とし、10月以降の転入者については都度研究推進部が適切な締切日を指示することとしている。

平成30年度12月に、研究不正防止に関する講演会を行った。またこのような企画を年に1度設ける計画である。

(3) 学生に対する研究倫理教育

学部学生及び大学院学生に対して、大学として実施している研究倫理教育については、平成29年度に学部学生及び大学院学生に対する研究倫理教育を見直すにあたり、各学部・各大学院研究科に対して研究倫理教育の一環としてのeラーニングプログラムの受講について意向調査を実施し、その内容を審議した上で規程則改正を行っている。

1. 学部学生…各学部の分野の特性等を踏まえ、各学部で決定している。
2. 大学院学生…平成30年度以降入学者から必須とし、研究倫理教育の受講を証明する書類を学位論文等提出の際の必要書類とした。

また、各学部・研究科においては、主に卒業研究を通して、研究者としての研究活動に必要な倫理的配慮について理解させ、研究活動を行う上で、不正行為と見なされる行為を行わないための基礎的な知識や技能を身につけ、研究者モラルに従い、研究に従事できるようになることを目的として、学生及び大学院生が所属する各部局担当部署が実施している。

○ 各学部・各大学院研究科の対応

【人文社会科学部】

基礎ゼミナール及び各学年のガイダンスにおいて随時指導している。学部で作成した「大学生のための学習の手引き」を、基礎ゼミナールにおいて利用している。

学修内容：レポート・論文の作成方法、学習・研究の進め方、研究倫理、口頭発表方法等

教材：「大学生のための学習の手引き」弘前大学人文社会科学部

実施頻度：授業 基礎ゼミナール（必修）、卒業研究（必修）、各年次ガイダンス

実施形式：講義形式

レポートの禁止事項

次の行為は不正行為である。絶対にやってはいけない。

① 盗作・剽窃

他者の「文章」や「考え」を、引用することなしに、一部または全部を写すこと（＝自分のものと主張すること）。他者の「文章」や「考え」を利用するときは、書籍・論文はもちろん、インターネット上の記事についても、引用を明記しなければならない。

② 代書

他人に依頼してレポートを書いてもらうこと。金銭授受の有無を問わない。また、他人に考えてもらった文章を、最終的に自分で書写しても代書である。

③ 分担作成

「グループ作成」などの教員の指定・指示がある場合は除く。他人と分担してレポート執筆の労力を肩代わりしあうこと。

試験に置き換えると、①は他者の答案を見ることであり、明らかな不正である（研究倫理上も問題である）。②は代理受験、③は答案の見せ合いにあたる。

不正の基準が分からない場合は、担当教員に質問することである。質問できないような事柄は、自身が不正行為と考えているのであり、やってはいけない。

レポートの注意事項

また執筆にあたっては、次の点に注意する。

① 締め切りは必ず守る。

② パソコンで執筆する際には、データのバックアップをこまめにとる。

③ 教員の指定があれば、必ず従う。

③についてだが、指定に従わず書かれたレポートを容認することは、「評価の公平性」から問題がある。必ず従うようにする。

最後に：「仕事の貯金」のすすめ

レポートの作成には準備時間が長く必要である。まず、情報収集に時間がかかる。そこからテーマ（何を報告するか）と所見を考えて、アイデアが浮かぶまでにも時間がかかる（ここまでだけでも通常は何日かが必要である）。そしてレポートを書く時間、推敲する時間である。

大学でのレポートは、わるいことに時期が重なるものである。著者の私見だが、あらかじめ「仕事の貯金」をしておくことを勧めたい。「仕事の貯金」は、日頃何かと仕事が重なる大学教員（著者）が考えた造語である。締め切りを前倒して仕事をしておくことを指す。たとえば、レポート作成であれば、講義中に気になった言葉をメモして調べておくことや、情報収集やアイデアの練り上げの段階で文章を書き留めておくことなどである⁷。これらを「貯金」とよんで、前向きに考えるのである。

⁷ 書くことで考えが整理され、曖昧なものが明確になる効用もある。

【教育学部】

学部の教養教育科目である「基礎ゼミナール」において、大学が配布する「STUDY GUIDE」等により、初歩的な研究倫理観を育むことを目的とした研究倫理教育を行っている。また、eL CoREによる個人学修を課すこととしている。

学修内容：「基礎ゼミナール」は研究倫理、レポートの書き方、実験や調査方法、研究方法

教材：(1) 「基礎ゼミナール」は教科書・資料集、(2) eL CoREによる個人学修

実施頻度：(1) 「基礎ゼミナール」は、必修科目、前期または後期に授業回数15回、

(2) eL CoREは、3時間程度

実施形式：(1) 「基礎ゼミナール」は、ゼミナール形式、(2) eL CoREによる個人学修

【医学部医学科】

研究倫理（不正行為等の注意を含む）について指導するため、専門教育科目（必修科目）の授業において教育を行っている。

学修内容：医学科専門教育科目「医の原則」（1年次）では、「医学研究と動物実験の現状」の单元において、また「特別教育科目（研究室研修）」（3年次）では、eラーニング教材を利用し、研究倫理教育（剽窃、データ改ざん等不正行為等の注意）について学修する。

教材：学内教員の独自教材及びeラーニング教材

実施頻度：1年前期及び3年次後期の授業（必修科目）

実施形式：講義形式（講義）、演習・実習形式（研究室研修）

【理工学部】

学生の研究者倫理に関する規範意識を身につけさせるため、学部として、授業内における指導やeラーニング教材を利用することにより、研究倫理教育を実施している。

学修内容：論文の作成方法、研究の進め方、研究者倫理等

教材：eラーニング教材の利用及び学内教員による指導

実施頻度：学部学生については、「基礎ゼミナール（必修）」「卒業研究（必修）」等の授業内で指導。一部の学科はeラーニング教材を利用。

実施形式：eラーニング教材の利用の場合は、個人学修。「基礎ゼミナール」や「卒業研究」等の授業内での指導は、講義や演習などの形式で実施。

【人文社会科学研究科】

平成30年度以降入学学生に対し、研究倫理 eL CoRE の受講を義務づけた。また、修論提出時に受講証明書を提出することを必須とした。

学修内容：レポート・論文の作成方法、学習・研究の進め方、研究倫理、口頭発表方法等

教材：eラーニング教材（eL CoRE）

実施頻度：eL CoREは、3時間程度

実施形式：個人学修

【教育学研究科】

学校教育専攻において、研究活動を行う上で、不正行為と見なされる行為を行わないための基礎的な知識や技能を身につけ、研究者モラルに従い、研究に従事できるようになることを目的とした授業科目「研究倫理Ⅰ」及び「研究倫理Ⅱ」を開講している。また学生にeL CoREを受講させ、学位論文審査申請等の際に修了証の提出を求めている。

学修内容：「研究倫理Ⅰ」及び「研究倫理Ⅱ」は、研究倫理、著作権法、知的財産権、論文の作成方法、知財創造教育

教材：(1) (2) 「研究倫理Ⅰ」及び「研究倫理Ⅱ」は、教科書・資料集、

(3) eL CoREによる個人学修

実施頻度：(1) 「研究倫理Ⅰ」は、必修科目、授業回数8回、(2) 「研究倫理Ⅱ」は、選択科目、授業回数8回、(3) eL CoREは、3時間程度

実施形式：(1) 「研究倫理Ⅰ」は、講義・演習形式、(2) 「研究倫理Ⅱ」講義・演習形式、
(3) eL CoRE による個人学修

【医学研究科】

医学研究を含む生命科学と臨床における倫理、不正行為について大学院生が知っておくべき事項と問題点を担当教員の専門領域から紹介し、体系的に広く学ぶ。「研究倫理教育」に関する内容を含む。

学修内容：「生命科学倫理学」は、オムニバス形式により担当教員の専門領域から解説

教材：担当教員が独自に教材、資料を準備。

実施頻度：「生命科学倫理学」は、選択必修科目、前期に週1回

実施形式：講義室で行っているのと同時に、遠隔地の学生のために講義内容をライブで配信している。またその模様を録画し、欠席した学生のためにアップロードしている。

【理工学研究科】

学生の研究者倫理に関する規範意識を身につけさせるため、研究科として授業内における指導や、eラーニング教材を利用することにより、研究倫理教育を実施している。

学修内容：論文の作成方法、研究の進め方、研究者倫理等

教材：eラーニング教材の利用及び学内教員による指導

実施頻度：大学院生については、eラーニング教材を利用した研究倫理教育を必修としているほか、演習や研究等の授業内でも、学内教員により指導。

実施形式：eラーニング教材の利用の場合は個人学修

また、学部学生に対しては、教養教育ガイダンスの際に、主体的・能動的学修力や学修・研究倫理についての「弘前大学スタディガイド」を配布し、1年生の教養教育から研究倫理意識の醸成等に役立てている。



弘前大学スタディガイド

STUDY GUIDE



弘前大学

主体的・能動的な学修力を育む

弘前大学の新しい教育教育において、学生の皆さんは最初にスタディスキル導入科目として基礎ゼミナール(1年次前期)と地域ゼミナール(1年次後期)を選択することとなります。2つのスタディスキル導入科目では(自ら学んでいく力)、すなわち《主体的・能動的な学修力》を養います。



基礎ゼミでは、特定のテーマについて様々なアイデアを協働的に創出していく(ブレインストーミング)や多様なアイデアをカテゴリー分けして思考を構造化していく(DJ法)を学びます。こうした手法を身につけることで、自分自身で資料を検索・収集・整理することができるようになり、自らの疑問や関心を学術的な理論やデータを用いて説明できることできるようになります。また、自分の考えを他人にわかりやすく提示するための文章を作成したり、討論のような知的なコミュニケーションを実施するときにも、ブレインストーミングやDJ法は手がかりとなります。

地域ゼミでは、基礎ゼミで培った主体的・能動的な学修力を用いる「問題解決学習(problem based learning)」という方式に則って進められます。地域ゼミでは、現実の地域社会が抱える様々な問題を取り上げ、学生が自ら解決策を提案します。こうした活動の中で主体的・能動的な学修力を更に鍛錬することができ、問題解決のためのアイデアを出していく際にはブレインストーミングが有効です。アイデアを構造化して問題を分析していく際にはDJ法が有効です。

もしであれば、問題解決や解決方法を考えるときには、他の講義や演習で学んだ知識や技能を積極的に活用してみたいと思います。学習法を活用して深い問題意識や斬新な解決方法を提示し、教員を驚かせましょう。

学生が学びの場では、大学における学びは、授業の枠を超えてどこまでも広がっています。教養教育では、人間の幅広い素養を身に付けることができます。専門教育では、最先端の知に接し、それを体得する機会を得るでしょう。ただし、こうした学びのチャンスも、学生に学ぶ意欲と能力があってこそそのものです。スタディスキル導入科目は、学びの意欲と能力の基幹である主体的・能動的な学修力を育む場です。スタディスキル導入科目で、しっかりと主体的・能動的な学修の基礎を築き、教養教育・専門教育を有意義な学びの場としてください。

基礎ゼミの到達目標

- ① 主体的・能動的な学習態度を養育すること
- ② 資料(情報)の検索・収集・整理に関する基本的技能を習得し、初歩的な研究倫理観を育むこと
- ③ 問題発見能力を高めること
- ④ 基本的な文章構成能力・発表能力・討論能力などを獲得すること
- ⑤ 学生と担当教員および学生相互におけるコミュニケーションをとれること
- ⑥ 安全で健康的な学生生活を送ることができるようになること

地域ゼミの到達目標

- ① 学部・専攻チームの一員として自分の役割を認識し、行動できること
- ② 学部・専攻チームの一員として他者の役割を認識し、適切に働きかけられること
- ③ 地域の問題に関する資料(情報)の検索・収集・整理ができること
- ④ 発表会で適切な行動ができること
- ⑤ 地域が有している課題を発見できること
- ⑥ 地域が有している課題に対し、解決策を提案できること

学修・研究の倫理

弘前大学の学生の皆さんは、これからの大学生活で幅広い教養や高度な専門知識を学修していくことになります。そして、大学生活の最後に取り組む卒業研究では、それまでの学修に基づいて、新しい知識や技術の創造に取り組みます。研究を進める上で、研究者には《研究倫理》が課せられることになります。研究倫理とは、人として、してはならないことを正しく認識して研究を遂行することです。研究倫理を厳しく考える必要はありません。



例えば、実験や調査などを行って得た新しい結果が得られたとき、自分の都合で実験や調査の結果を加工して発表してはいけません。実験ノートでは、観察したことを主観が入りこまないように正確に記載しなければいけません。実験ノートは研究者が発見したという事実、またそれに伴う知的財産権を保護する目的もあります。ウソを事実のように説明すること、もってのほかです。

実験を安全に行うために最大限の努力を払うことも研究倫理の一つです。実験を行った後、廃品等を廃棄する時、環境を破壊しないよう最大限の努力を払う必要もあります。社会調査を行うときには、調査対象者の人間としての尊厳や社会的経済的利益を尊重しなければなりません。

また、研究というのは、自費の資金のみではなく、多くの場合、公的機関などから資金援助を受けて行われます。この時、資金援助を受けるにあたり、他の研究者の発見などを過小化して説明することも研究倫理に反することになります。

学生の皆さんには、自らの学修が研究につながっていくこと、そして研究が社会に対する責任を伴った専門職的な実践であることも心に刻み、学修および研究に取り組んでほしいと思います。



学修段階と研究の倫理

1年生 教養教育	レポートの書き方(剽窃の禁止、無断引用の禁止、出典の明記、コピー＆ペーストの禁止 など)
2～3年生 専門教育	実験や調査方法(実験ノートの書き方、データの選別・改竄・捏造の禁止、再現性、法規・法令の遵守、安全事項の遵守 など)
4年生 卒業研究・卒業論文	研究方法(個人情報保護、インフォームド・コンセント、生データ表示、記録媒体の作成・保管、試料・試薬サンプルの保存 など)
大学院生 研究活動	論文投稿(盗用の禁止・二重投稿・ギフトオーサーシップの禁止など)助成金獲得(利益相反・不正禁止・守秘義務 など)

研究室・研究グループ等における研究倫理教育については、研究室・研究グループ等において以下のような取組事例がある。

- ・ゼミ配属され、卒業研究として実験を始めるにあたり、実験ノートを実験室から支給し、卒業時に研究室に残すように指導。書き方・使い方は、1年次に体験しているが、再度実験ノートの書き方・使い方の確認をさせている。併せて本学の研究資料の保存に関する取り扱いの文書を配布し、研究資料の保存方法の理解と遵守をさせている。【教育学部】
- ・卒業時には、卒業論文を紙媒体とデジタルファイル（CDROM）、実験ノートの他、論文に使用しなかった写真や使用したデータのオリジナルなどもあわせて提出させている。また、作成したサンプルなども整理して残すように指示している。【教育学部】
- ・電子ファイルデータについては、一定期間の後、共通コンピューターにデータを保管し、講座員全員が閲覧できるようにしている。【医学研究科】
- ・論文投稿時には共著者全員で内容を相互確認する。【保健学研究科】
- ・全ての実験ノートにナンバリングして、どの番号を誰が所持しているかなどの情報を研究室で一元管理している。【地域戦略研究所】
- ・全員にラボノートを配布し、全ての実験に関して方法から結果まで記載を義務付けている。学部学生や大学院生が卒業後もラボノートは研究室に保管し、必要とされる場合にはノートを見ることが出来る状況にしている。データに関してはインターネット上に共通のサイトを設け、パスワードを設定し、外部から侵入に対して安全性を確保している。また、定期的ではないが、必要とされる場合にはラボミーティングを開催し、研究の進捗状況、結果について議論を行っている。【被ばく医療総合研究所】

（４）一定期間の研究データの保存及び開示

研究データの保存等については、「国立大学法人弘前大学の研究活動における不正行為への対応に関する規程」において、「研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。」と規定し、適正な研究活動を推進するため、研究資料等を一定期間保存することを義務付けている。

なお、研究資料等の保存の取扱いについては、平成27年3月に日本学術会議が回答した「科学研究における健全性の向上について」を踏まえ、大学において「研究資料等の保存に関する取扱いについて」（平成27年9月9日学長裁定）を定めている。

【研究データの範囲】

- ・研究活動における過程を記録する実験・観察ノート、論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究資料等（文書、数値データ、画像等）、試料（実験試料、標本）及び装置等としている。

【研究資料等の保存期間】

原則として、当該論文等の発表後10年間とする。紙媒体の資料等については少なくとも10年の保存とする。ただしやむを得ない事情がある場合は、合理的な範囲で廃棄も可とする。

試料（実験試料、標本）や装置等「もの」については、当該論文等の発表後5年間保存することを原則とするが、保存・保管が本質的に困難なものや、多大なコストがかかるものについてはこの限りではない。

保存対象の研究データと廃棄する研究データについては、研究室主宰者が判断することとしている。研究者の転出や退職における研究資料等の取扱いについては、研究室主宰者は、自らの研究グループの研究者の転出や退職に際して、当該研究者の研究活動に関わる研究資料等のうち保存すべきものについて、「バックアップをとって保管する」、「所在を確認して追跡可能としておく」等の措置を講じなければならないとしている。各部局において、後任補充までの間は、部局長が責任をもって保管することとしている。

（５）その他研究公正の推進に向けた取組

平成30年度以降入学の大学院学生に対して、研究者等に求められる倫理規範等を修得させるため研究倫理教育を実施することに伴い、学位論文審査等に係る規程等について改正を行い、博士及び修士の学位論文審査及び教職修士（専門職）の学習成果報告書の審査に係る提出書類に、研究倫理教育の受講を証明する書類の添付を定めている。

- ・弘前大学学位規則
- ・弘前大学大学院教育学研究科規程

平成30年度から、研究・イノベーション推進機構に、研究や産学連携活動における各種リスクマネジメントに対応するため「リスクマネジメント部門」を新設し、研究推進体制の強化を図った。

調査結果 東北医科薬科大学

（１）研究倫理教育の体制

ガイドラインを踏まえた研究倫理教育の体制については、研究倫理教育に関しては、全学委員会である研究倫理委員会の決定に基づき行われ、平成 30 年度からは事務組織改編により新たに設置された研究支援課が実施している。

具体的には、教員全員、大学院生全員及び支援を含めた公的研究に携わる職員を対象に APRIIn e ラーニングの受講を必修としている他、年に一度外部講師による研究倫理に関する講習会を実施している。また、9 月頃実施の科研費説明会において研究倫理について啓蒙を図っている。学部学生には授業において、研究倫理について講義している。

研究倫理教育など研究倫理意識を醸成していくための大学全体の実施計画については、全学委員会である研究倫理委員会において、研究倫理教育を企画し、研究支援課が実施している。研究倫理教育の必要性に関する職員への周知については、教授会へ報告し、学内電子掲示板等で周知している他、e ラーニング受講対象者へはメール等で個別に案内している。

研究倫理教育の履修管理等については、e ラーニングについては、研究支援課が成績管理者となっており、未受講者に対しては電子掲示板・メール・書面にて受講を促している。受講者の受講状況および成績も e ラーニングにて把握している（平成 29 年度：教員の受講率 100%）。

また、今年度の研究倫理講演会では、「研究活動の「健全さ」を守るために一研究公正と研究倫理」と題して、大学における不正防止対策、研究不正とどう向き合うか等について講演を実施するとともに、事後に理解度を図るアンケート等を実施し、次回講演会を行ううえでの参考としている。

（２）研究者等に対する研究倫理教育

研究者及び研究支援人材について、大学全体として実施している研究倫理教育については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）に基づき、研究に携わる教職員への啓蒙と研究不正行為の防止を目的として、次の研究倫理教育を実施している。

1. APRIN e ラーニングプログラムの受講

○ 薬学部教員、公的研究に携わる事務職員、大学院生

公的研究費の取扱い、責任ある研究行為について、研究における不正行為、データの扱い、オーサーシップ、盗用

○ 医学部教員、人を対象とする医学系研究を実施する教員

公的研究費の取扱い、責任ある研究行為について、研究における不正行為、データの扱い、共同研究のルール、利益相反、オーサーシップ、盗用、社会への情報発信、ピア・レビュー、メンタリング、生命倫理学の歴史と原則、研究倫理審査委員会による審査、研究における個人に関わる情報の取り扱い、研究におけるインフォームド・コンセント、特別な配慮を要する研究対象者

2. 講習会の開催

講習会を年に一回開催しており、研究倫理の基本、研究不正対策、個人情報の取り扱い等を指導している。当日は講習会会場から他のキャンパスへの映像配信を実施するとともに、出席できなかった教職員向けには、講師の了解を得て、学内限定のホームページにて講習会映像を一定期間掲載して聴講の機会を増やす便宜を図っている。

このほか、大学ホームページに関係規程を掲載するとともに、科研費説明会においても研究倫理教育について説明を行っている。

(3) 学生に対する研究倫理教育

学生に対して、大学として実施している研究倫理教育については、大学院生は APRIN e ラーニングプログラムを受講しており、学部学生は倫理学の授業の中で学修している。

学部：授業

医学部医学科 1 年前期（必修）「倫理学」

薬学部薬学科 2 年前期（必修）「倫理学」

薬学部生命薬科学科 2 年前期（選択）「倫理学」（研究倫理の内容時は全員受講を指導）

大学院：APRIN e ラーニングプログラム

倫理学

2年次 前期 必修 1単位

担当者 家高 洋 (所属: 哲学教室)

一般目標 (GIO)

本授業の目標は、医療倫理と生命倫理、研究倫理の基礎的な諸概念を歴史的社会的文脈に沿って正確に理解することと、倫理的な出来事(薬剤師の倫理も含む)に関する様々な主張を整理した上で適切に判断し、自らが考えている内容を十分に表現できるようになることです。

到達目標 (SBOs)

1. 生命倫理の基本事項について説明でき、自らの意見を主張できる。[A-(2)-①]
2. 医療倫理の規範や薬剤師が遵守すべき倫理規範について説明できる。[A-(2)-②-1, 2]
3. 医療の進歩に伴う倫理的問題について説明できる。[A-(2)-②-3]
4. 患者の権利の基本事項について説明できる。[A-(2)-③]
5. 研究倫理の基本事項について説明できる。[A-(2)-③-1, 2]
6. 医療や生死等について自らの意見を主張できる。[A-(1)-①-5～7]

授業形態

講義

授業内容 (項目・内容)

回	担当者	項 目	内 容	SBOs
第1回	家高 洋	導入	科学技術の発展による倫理的問題の発生	1, 3, 6
第2回	家高 洋	生命倫理 1	脳死と臓器移植	1, 3, 4, 6
第3回	家高 洋	生命倫理 2	代理母	1, 3, 4, 6
第4回	家高 洋	生命倫理 3	子どもの「設計」	1, 3, 4, 6
第5回	家高 洋	生命倫理 4	生殖医療における倫理的問題	1, 3, 4, 6
第6回	家高 洋	生命倫理 5	医療資源の配分	1, 3, 4, 6
第7回	家高 洋	倫理学の基本	生死に関する事例	1, 3, 4, 6
第8回	家高 洋	薬剤師の倫理 1	患者の権利	2, 4, 6
第9回	家高 洋	薬剤師の倫理 2	情報の開示	2, 4, 6
第10回	家高 洋	薬剤師の倫理 3	組織の問題	2, 4, 6
第11回	家高 洋	薬剤師の倫理 4	薬害について	2, 3, 4, 6
第12回	家高 洋	研究倫理 1	研究倫理の基本	5
第13回	家高 洋	研究倫理 2	動物の権利	1, 2, 3, 4, 5, 6
第14回	家高 洋	研究倫理 3	人体実験	1, 2, 3, 4, 5, 6
第15回			試 験	

成績評価方法

定期試験 (50%)、授業内作成のレポート (50%) の総合評価。

教科書

『薬剤師のモラルディレンマ』 松田純 他(編) (南山堂)

参考書

『ケーススタディによる薬剤師の倫理』 ヴィーチ 他 (共立出版)
『薬学生のための医療倫理』 松島哲久 他(編) (丸善)
『はじめて出会う生命倫理』 玉井真理子 他(編) (有斐閣)

準備学習(予習)・復習

倫理を身につけるということは、知識や概念を学ぶだけでなく、自ら自身の事例として自分で考えることが不可欠です。そのためには、授業内でのレポートをしっかりと仕上げる(自分の言葉で書く)こと以外に、参考書や時事的な話題に対し広く関心を持ち、自ら考えの糧に言語化できることが重要です。これが準備学習となります(1時間程度)。復習としましては、授業で取り上げた基本的な考えを覚えてください(1時間程度)。

オフィスアワー

教育研究棟(ウェリタス) 6階・哲学教室、火曜日 12:00～13:00

「倫理学」薬学部2年次必修 シラバス

研究室・研究グループにおける研究倫理教育に関する取組例として以下のようなものがある。

- ・研究室において、週に 1 度、スタッフ・学生を含む全員でミーティングを開催し研究に関する情報共有をしている。
- ・ラボノートは、研究開始時に一人一冊用意し、記入方法や記録を残す目的等について周知し、持ち出し禁止として責任教授のもと管理をしている。
- ・研究に関わる電子データについては、専用の PC や NAS 等を用意し全て保存、生データも各 PC に保存する他、データ消失等に備えバックアップも取っている。
- ・論文に関しては、投稿前にスタッフで相互チェックを行う他、外部との共同研究等の場合は発表前に共同研究先にも確認を取っている。

（４）一定期間の研究データの保存及び開示

研究データの保存及び開示については、平成 28 年 1 月 19 日に東北医科薬科大学研究活動における研究資料等の保存に関するガイドラインを制定し、このガイドラインに基づき保存を義務付けている。

研究活動における試料、データ、実験ノート等は、研究者の責任で適切に保管することとしている。

資料（文書、数値データ、画像など）は、原則、当該論文の発表後 10 年間保存、試料（実験試料、標本など）については、原則、当該論文の発表後 5 年間保存することとしている。

保存対象の研究データと廃棄する研究データについては、研究活動における試料、データ、実験ノート等は、研究者の責任でガイドラインに従って適切に保管することとしている。

転出又は退職する研究者が保有する研究データの保存について、研究室主宰者は自らのグループの研究者の転出や退職に際しては、当該研究者の研究活動に関わる資料のうち保存すべきものについて、バックアップをとって保管する、ないしは、所在を確認し追跡可能としておく、などの措置を講ずることとしている。研究室主宰者の転出や異動に際しては、部局の長がこれに準じた措置を講ずることとしている。

研究データの保存等に関する費用負担等については、研究者の責任で適切に保管することとしている。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（例：不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料）や、保存に多大なコストがかかるもの（例：生物系試料）については、規定されている保存期間の限りではないとしている。

（５）その他研究公正の推進に向けた取組

平成 30 年度 4 月から、事務組織改編により、総務部企画課で行ってきた研究公正の推進等に関する業務を充実するため、新たに専門部署として「研究支援課」を設置し、全学委員会である研究倫理委員会の支援など、研究倫理教育の実施体制等を強化した。

閉鎖的な研究環境に起因する研究不正のリスクへの抑止として、医学部（福室キャンパス）においては、教授室を除く研究室を個室とはせずオープンスペースとしている。また、大部屋の共同実験室等を設け、日常的に研究者の交流が行われる環境を整えている。



7 階 共同実験室



7 階 共同実験室



7 階 共同実験室



7 階 共同実験室



7 階 共同実験室（細胞培養スペース）



7 階 共同実験室

医学部のオープンスペース（共同実験室）

学位論文のもととなる論文については、学位審査前に論文剽窃・盗作検知ソフトで必ずチェックすることを義務づけている。

調査結果 東京外国語大学

(1) 研究倫理教育の体制

ガイドラインを踏まえた研究倫理教育の体制については、最高管理責任者（学長）、統括管理責任者（研究担当理事）のもと、各部局に研究倫理教育責任者（部局長）を置いている。

研究倫理教育責任者は部局内の研究活動における不正行為の防止について実質的な責任と権限を持ち、統括管理責任者の指示のもと、教職員等に対し、研究倫理教育を定期的に実施している。

平成 26 年度に「国立大学法人東京外国語大学不正行為防止計画」を策定しており、この計画のもと、不正行為防止計画推進本部が年度ごとに具体的な実施計画を立て、項目ごとに計画の実施を担う部局等の割り振りを行っている。担当となった部局等は年度末に実施結果を推進本部に報告する。推進本部は実施状況を検証し、必要に応じて計画の見直しを図ることとしている。

なお、平成 30 年度は研究倫理に関し、①研究倫理プログラム等の受講促進、②研究倫理に関する説明会の開催、③研究倫理に関する情報の発信と共有、の 3 つの実施計画を立てている。

国立大学法人東京外国語大学不正行為防止計画 実施状況					
I. 研究活動における不正防止の取り組み					
1. 不正行為の事前防止のための取り組み					
実施項目	不正行為防止計画		計画遂行に向けた取り組み		
	実施内容	具体的な行動計画	実施部局等	実施計画	実施状況
研究者倫理の 向上	・研究者としての規範意識を向上して いくため、研究倫理教育を実施する。	・文部科学省等が開発する研究倫理 教育に関するプログラムや教材等を 活用し、各部局ごとの研究倫理教育 責任者の下で定期的に研究倫理教育 を実施する。	推進本部 各部局	○研究倫理プログラム等の受講促進 ・推進本部は教職員に対し、適宜本学が 定める研究倫理プログラム（Eラーニング 「eL CoRE」）の受講を促し、その受講状況 を適切に管理する。 ・各部局は所属の教職員に対し、研究倫 理プログラムの受講に対して便宜を図る。 ○研究倫理に関する説明会の開催 ・推進本部は教職員に対し、研究倫理を 主題とする説明会を企画し、実施する。 ・上記説明会において参加者の理解度確 認のためのアンケートを実施する。 ・研究倫理教育責任者は各部局所属の 教職員に対し、上記説明会への参加を懇 意するとともに、やむを得ず参加できない 者に対しては、別途フォローアップ方法を 講じる。 ○研究倫理に関する情報の発信と共有 ・推進本部は研究倫理に関する情報（本 学の取り組み、他大学の事例等）を適宜 学内会議等にて発信するとともに、研究 倫理教育責任者はそれらを各部局に フィードバックし、共有する。	
			各部局	○本学学生に対して、教育カリキュラムに 基づく研究倫理教育を実施する。 ○本学学生に対して、適宜研究倫理に関 する情報を発信し、研究倫理に対する意 識の涵養を図る。	

国立大学法人東京外国語大学不正行為防止計画

大学の実施計画については、各部局長で構成する不正行為防止計画推進本部が中心となって実施計画（年度計画）を策定し、各部局が実施計画（年度計画）を遂行する形をとっている。本年度の実施計画は以下のとおり。

- ・所属の教員に対し、研究倫理プログラムの受講に対して便宜を図る。
- ・所属の教員に対し、研究倫理に関する説明会への参加を徹底するとともに、やむを得ず参加できない者に対しては、別途フォローアップ方策を講じる。
- ・研究推進本部が発信した研究倫理に関する情報（大学の取り組み、他大学の事例等）を部局にフィードバックし、共有する。

これらの計画について、部局長（研究倫理教育責任者）の責任のもと、情報発信や情報共有等を行っている。

（２）研究者等に対する研究倫理教育

研究者及び研究支援人材について大学全体として行っている研究倫理教育については、不正行為防止計画推進本部が実施している。

- ①研究倫理 e ラーニングコース（eL CoRE）の受講促進・管理。
- ②研究倫理に関する情報を適宜学内会議等にて発信（研究倫理教育責任者がそれらを各部局にフィードバックし、共有している）。
- ③平成 30 年度教職員向け研究倫理研修会（コンプライアンス研修会と合同実施）について平成 31 年 1 月に実施（教員対象：3 回、事務職員対象：1 回／教員対象はいずれも各教授会に先立ち実施）。

②については、年 4 回程度、統括管理責任者より研究倫理教育責任者（部局長）に対し、部局会議等の場で資料を配付・説明し、理解を促すよう依頼しており、それを受けて研究倫理責任者は各部局の教授会等で資料配付及び説明を行っている。学修内容は、研究倫理に関する基礎的な知識や他大学の事例等が中心となっている。なお、取り扱う他大学の事例については、文科省の公表事例から、研究分野や大学の規模という点で東京外国語大学と類似する大学の事例を選定し、教材とすることにより、研究不正事案をより身近なものとしてとらえる機会とし、一層の注意喚起を行う等の工夫をしている。

研究活動における不正行為とは？

文部科学省は「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」において、特定不正行為として「ねつ造」「改ざん」「盗用」を定義しており、本学もこれに倣っています。

【ねつ造】

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

【改ざん】

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

【盗用】

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

＜参考＞

文科省から公表されている
研究不正事案：計34件（H27～H29）
（内訳）

- ・ねつ造：8件
- ・改ざん：11件
- ・盗用：23件
- ・二重投稿：1件

※1事案で複数の不正があるケースは、それぞれでカウント

また、これらに準ずる不正行為として「二重投稿」「不適切なオーサiership」を挙げています。

【二重投稿】

他の学術雑誌等に既発表、又は投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿すること。

【不適切なオーサiership】

著者の要件（①研究の企画・構想、調査・実験の遂行に本質的な貢献、実験・観測データの取得や解析等、実質的な寄与 ②論文草稿の執筆、論文の重要箇所への意見表明等、論文の完成に寄与 ③論文の最終版を承認し、論文内容が説明できる）を満たさない者を著者に加えること。

これらは故意による場合のみならず、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる場合にも不正行為とみなされますので、十分留意してください。

学内説明資料 研究活動における不正行為とは？

大学では、様々な外国語の専攻があるため、基本的に日本人教員と外国人教員について、区別した研究倫理教育を行っていないが、日本学術振興会及び科学技術振興機構が公開している研究倫理教育用テキスト（外国語対応）を活用し、大学の Web ページに掲載して、大学教員のほか非常勤研究者等、学内の教授会等に属さない研究者等に向けて発信し、閲覧に供している。

研究倫理教育の履修管理については、担当事務局である研究協力課が、受講対象者、受講の有無等のデータをエクセルファイルで管理している。理解度の確認については、研究者に研究倫理 e ラーニングコース（eL CoRE）を受講させており、理解するまで（コースを修了するまで）受講させていることにより担保している。

(3) 学生に対する研究倫理教育

学生及び大学院生に対して、大学全体として実施している研究倫理教育については、学生向けの剽窃・盗用防止ガイドラインを策定し、履修案内に掲載して全員に配布しているほか、大学の Web ページ上に掲載し、周知を図っている。剽窃・盗用防止ガイドラインは、「論文・レポートを執筆する際に注意すべきこと」として、主に剽窃・盗用・改竄などの不正行為について注意を促す内容となっている。剽窃・盗用防止ガイドラインは、学期初め等に配布する履修案内に掲載している（同ガイドラインは2019年4月に更新予定）。

剽窃・盗用防止ガイドライン 2014年12月17日東京外国語大学

学生の皆さんへ

論文・レポートを執筆する際に注意すべきこと

大学院地域文化研究科
大学院総合国際学研究所
外国語学部
言語文化学部
国際社会学部

論文・レポートを執筆する際には、必ず守らなければならないルールがあります。自ら考え、調査して得た結論を、正確な事実と情報に基づいて発信していくことで、そのレポートや論文の信頼性が担保され、学術的意義も高まります。ところが、他人の書いた文章や論文を、自分が考え調査したかのようにして記すと、故意でなかったとしても、その学術的意義が損なわれ、社会的にも道義的責任を追求されることになります。

そこで、本学の学生の皆さんには、レポートや論文を執筆する際のルールをきちんと身につけていただきたいと思います。注意すべきポイントをまとめましたので、十分配慮してください。

1. 誰もが共有していると思われる情報（例えば「ブルネイ・ダルサラーム国の首都はバンダールスリブガワンである」といった情報）を除き、引用・データ・アイディア・文・表現などの情報源を必ず明記しなければなりません。文献・資料については、著者名、書名もしくは論文名、出版社名もしくは掲載雑誌名、掲載頁、（必要に応じて行）を必ず明記すること。

<書誌情報の記載方法は文化や分野により異なります。具体的には授業・ゼミ担当教員の指示に従ってください。書誌情報一般については、本学図書館のサイトを参照してください。
<http://www.tufs.ac.jp/library/guide/literacy/2005/2-6-6.htm>>

Web上の情報であれば、URL及び参照した年月日を明記すること。ただし、そのWeb上の情報に出典・情報源などの学術的根拠が明示されていない場合は、その情報自体が学術的価値を欠いているものですから、参照すべきではありません。

2. 他人の意見・見解、あるいはデータを引用する際には、出典を明示した上で忠実に引用し、勝手に変更を加えてはいけません。出典を明示せずに、自分の考えのように記すことは剽窃行為であり、ルール違反です。また、外国語のテキストから自分で翻訳して引用する場合も、自分が翻訳したことを必ず明示し、必要に応じて原文も併せて引用することが望まれます。引用部分の提示の仕方については、ゼミ教員などの指示に従ってください。

以上のようなルールを逸脱すると、剽窃・盗用・改竄などの不正行為と見なされ、本学の学則・規程に徴して処罰の対象となりますので十分注意してください。

剽窃・盗用ガイドライン（2014年2月17日、東京外国語大学）

学部生及び大学院生ともに、初年度に研究倫理に関する必修の授業を受講させている。研究倫理に関する必修の授業について、学部では、学术论文の読み方、書き方、口頭発表の方法、研究者倫理等が学習内容となっている。学部の授業は講義形式で必要な知識を学習するほか、実際に口頭発表を行い、論文を作成して提出することが必須となっており、口頭発表や作成した論文が研究倫理に沿った形式・内容となっているかも評価基準となっている。

また、大学院では、大学院において必要とされる研究能力の基礎を身につける授業の中で、「研究倫理」という回を設け、研究倫理に関する基礎的な知識や具体的な事例、研究不正がなされた場合のペナルティ等、研究倫理全般についての学習を行っている。大学院の授業については、「研究倫理について」という独自に作成した教材を使用して授業を行っているほか、学内のオンライン学習管理システムに教材をアップし、学生がいつでもアクセスできるようにしている。



盗用から「正しい引用」へ 変えるための3つのポイント

- ✓ポイント1
著者の文章と引用された部分が読者に明確に分かるよう区分されていること
- ✓ポイント2
引用もとの出典が明示されていること
- ✓ポイント3
読者が出典にたどり着くために必要な書誌情報（あるいはURL）が提供されていること

・注意
以上の3ポイントが満たされていないと、意図しない盗用になる可能性がある。

インターネットの場合はどうなる？

- インターネットもまた紙媒体の書物や論文と同様に、論文作成の際の情報源とすることができる。
- ただし、出典（URL）を明記しなければならない点は、紙媒体からの引用の場合とまったく同じ。
- インターネット特有の注意点
 - ・ 引用するサイトの情報が信用するに足るかの検証が必要。
 - ・ ウェブサイトは絶えず更新されたり、抹消される可能性もある。
 - ・ 引用するサイトを閲覧した日付を記しておく。

35

留学生の皆さんへの注意

- 論文には、自分の言葉で書くこと、適切な出典表示をすることが必要。
- しかし、日本語の文章表現にあまり自信のない場合、参考にした文献の日本語表現をそのまま使ってしまうがち。
- 自信がないときは、チューターのサポートを受けましょう。
 - ・ ただし、チューターの役割は著者本人が作った日本語文のチェック
 - ・ だから、チューターに初めから文章を作ってもらうのは不適切

36

総合国際研究基礎「研究倫理について」

学部 3 年生以上及び大学院生はゼミに所属することが必須となっており、各ゼミでは指導教員が個別に研究倫理教育を行っているほか、論文の書き方等、研究倫理教育を含む内容をホームページに掲載している指導教員も多く、学生がいつでも閲覧できるようになっている。

文系の大学のため、ラボという概念が希薄であるが、同じ言語を教えている教員の研究室同士など、研究室同士が繋がりを持っているケースは多く、例えば学生等が論文を執筆するにあたって、他の研究室が作成している論文執筆のガイドラインをチェックするように指導するなど、ある程度の相互チェックシステムが働いている事例もある。

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

研究データの保存については、「研究資料等の保存等に関するガイドライン」以下のとおり規定している。

- ・人文社会系の大学であるという本学の特性に鑑みれば、理系分野で一般的である生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等の保存という問題はほとんど生じない。しかしながら、本学においても、その研究活動に係る研究資料等の保存については、分野の特性に相応する範囲で最大限に配慮されなくてはならない。
- ・論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究資料等は、後日の利用・検証に堪えるよう適切な方法で保存しなければならない。
- ・保存に際しては、後日の利用・参照が可能となるようなメタデータ（資料に関する情報を記述したデータ）の整理や検索可能性・追跡可能性の担保に留意しなければならない。
- ・研究資料等のうち、論文執筆のもととなった調査資料や数値データ等の保存期間は、理系分野の研究資料の一般的な保存期間に準じて、原則として当該論文等の発表後 10 年間とする。電子化されたデータについては、メタデータの整理・管理とともに、適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存すること。

保存対象とするデータと廃棄するデータについては、ガイドラインに基づき研究者が自ら判断を行うこととしている。転職や退職に際しては、関係者と相談のうえ、バックアップを取って保管する又は所在を確認し追跡可能とする等の措置を行うこととしている。

- (1) 研究資料等は、それらを生み出した研究者自身が責任をもって保存・管理しなければならない。
- (2) 科学研究費助成事業等の共同研究の研究代表者は、自らのグループの研究者の転出や退職に際して、当該研究者の研究活動に関わる研究資料等のうち保存すべきものについて、関係者と相談のうえ、バックアップをとって保管する又は所在を確認し追跡可能としておく等の措置を講ずるものとする。
- (3) 科学研究費助成事業等の共同研究の研究代表者及び分担者の転出や退職に際して、学長または学長が指名する者は前項の措置を講ずるものとする。

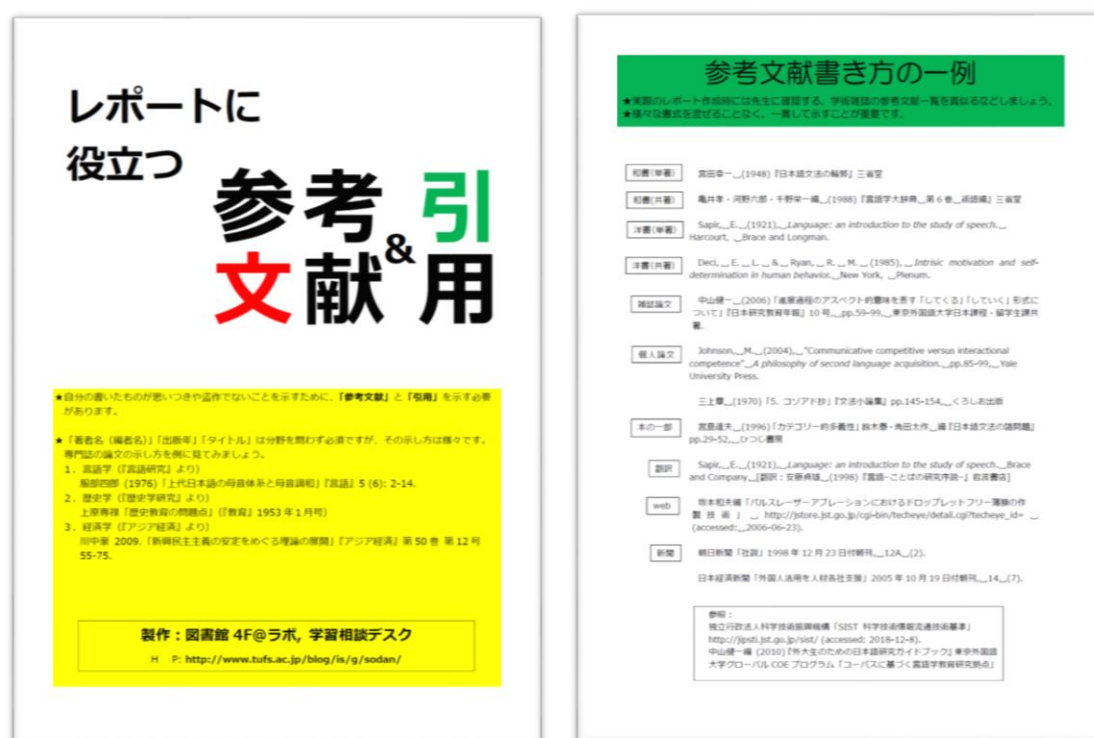
大学における研究室毎の研究データ保存に関しては、例えば、人社系の調査研究を行う研究室では、調査対象者への個人情報保護や倫理面への配慮等が重要であるため、書面調査やインタビュー等をふまえ論文等として研究成果を公表する際、根拠となる研究データとして保存される質問票等については、研究室において鍵付きの書庫に保存し閲覧制限を厳格に行うなどの配慮を行っている。

また、電子データの保存に関して、例えば、コーパス等に関する研究については、研究室においてデータベースを独自に作成し保存・公開しているが、さらに、データを利活用する観点から、大学共同利用機関の持つデータベースとの連携・協力にも取り組むこととしている。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

附属図書館内に大学院生を相談員とした学習相談デスクを設置しており、「レポートに役立つ参考文献&引用」など同デスクで作成した資料等を用いて、参考文献の書き方や引用文の示し方など学生から寄せられる学習に関する具体的な相談に対応している。

資料は図書館内で配布するとともに、ホームページから学生がいつでも入手できるようにしている。



レポートに役立つ参考文献&引用（学習相談デスク）

Welcome to the Consultation Desk
and
thank you for coming.

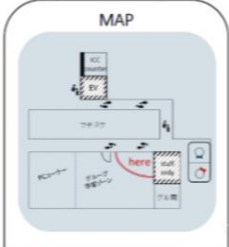
Consultation Desk

OPEN
Mon. – Fri.
(during the Spring / Fall term)

12:00
▼
19:00



MAP





~Tokyo University of Foreign Studies~

来てね please drop in on us
来一定来 Vieni
来 Pojdte daj
오세요

Please check the latest schedule on our HP (<http://www.tufs.ac.jp/blog/ta/g/sodan/>)

What is the Consultation Desk?

- You can consult with TUFs graduate students about your studies in this university.
- Our advice will be helpful for you because we have similar experiences to you.
- Let's talk about your troubles of learning and find a clue to solutions.

Please feel free to talk with us!

What's your problem?



1. References

→ We will show you how to search for books and articles



2. Research methods

→ Each consultants will make advice from the point of view of their subjects



3. Japanese writing

→ Kanji and grammar collections are available

※Collections of your graduation thesis are not available.
 ※Consultations about PC and network are available at the ICC on the 4th floor of the library.
 ※Consultations about physical, mental or daily troubles are available at the student counseling office in the Research and Lecture Building

学習相談デスク（英語資料）

調査結果 東京海洋大学

(1) 研究倫理教育の体制

ガイドラインを踏まえた研究倫理教育の体制については、最高管理責任者を学長、統括管理責任者を理事、研究倫理教育責任者を各部局長としている。研究倫理教育責任者は、東京海洋大学研究活動不正行為等防止室が決定した方針に基づき、定期的に研究倫理教育を実施している。研究倫理教育責任者は、実施方針に基づき、部局に所属する研究者及び研究支援人材（教職員）及び学生の研究倫理教育の受講について指導することとしている。

〔平成 29 年度〕

- ①新規採用の教職員に CITI Japan プログラムを履修させるとともに、前年度末までに履修未了の教職員にも、着実に履修・修了させる。
- ②新たに履修対象となる大学院生及び学部学生に対して、CITI Japan プログラムを履修させるとともに、前年度末までに履修未了の学生にも着実に履修・修了させる。
- ③前年度に実施したアンケートの検証結果を踏まえ、CITI Japan 履修説明会を実施する等、修了率向上を目指した改善策に取り組む。

〔平成 30 年度〕

- ①CITI Japan プログラム（平成 30 年 10 月 1 日より「eAPRIN（イー・エイプリン）」へ名称変更）の新システムへの円滑な移行に向けて手続きを行うとともに、教員等の研究者、学生及び事務職員等が履修する単元を再検討して決定する。
- ② ①により決定された履修単元に基づき、対象となる学生及び3年毎に実施する教職員の eAPRIN 受講を実施する。
- ③eAPRIN プログラムの当年度履修状況を検証する。

研究倫理教育責任者は、実施方針に基づき、部局に所属する研究者及び研究支援人材（教職員）及び学生の研究倫理教育の受講について指導することとしており、教員に対しては学術研究院長が、学部学生に対しては各学部長、大学院学生に対しては大学院研究科長、事務職員に対しては事務局長が実施している。また、練習船の船員についても研究倫理教育の対象としている。

大学では、研究不正防止室に研究倫理教育責任者である部局長が入り、研究分野別の eAPRIN の履修などの研究倫理教育を全学的に実施している。

また、海洋系の総合大学であることから、海洋生命科学部、海洋工学部、海洋資源環境

学部の 3 学部および大学院海洋科学技術研究科には、それぞれに生命科学系から理工系、人文系の様々な分野が含まれたため、平成 30 年度からは、APRIN e ラーニングプログラムの生命科学系、理工系、人文系の中から、研究者や学生の専門に応じていずれかを履修できるように改善した。

東京海洋大学 CITI Japan (APRIN e ラーニングプログラム) 履修単元表

H08.07.13版

※海洋大必修単元について
 ・「◎」は、各コースで必修に設定した単元です。各単元のクイズ得点が80点以上であることが修了要件です。
 ・「研究系」は「生命科学系」「理工系」「人文系」のうちから1つを選択して履修してください。
 ※海洋大の必修単元は、「JST事業受講者コース」が含まれているため、改めて「JST事業受講者コース」を履修する必要はありません。
 ・学生は指導教員と相談の上、「生命科学系」「理工系」「人文系」のうちから1つを選択して履修してください。
 ・「○」は、オプションの単元です。修了に必要な単元ではありませんが、履修可能です。

※「APRINが提案するコース設定」について
 (1):各標準コースの教材は、「JST事業受講者コース」(※1「JST事業受講者コース(1)(生命科学系)」, ※2「JST事業受講者コース(2)(理工系)」, ※3「JST事業受講者コース(3)(人文系)」)という名称にてデフォルトで全受講者に共通コースが設定されています。オレンジの単元は必須単元、緑の単元はそのコースに関連する内容の教材を示しています。
 (2): APRIN e-learningのGOPコースはTransCelerateのプログラムに認定されています(ICH-GOP E6 R2対応)。

領域	単元	提供開始日/○:○は最終改訂日 および提供予定日		海洋大必修単元							APRINが提案するコース設定				
		日本語版	英語版	研究者 (教員、技術職員(研究系)、博士 研究員等の非常勤研究者、大学 院生)			学部生			事務職員等 (事務職員・技術職員(事務 系)・船員(教員を除く) 事務職員・技術職員 及び教務補佐員)	医学系研究 者 標準コー ス (7単元) ※1	理工系研究 者 標準コー ス (7単元) ※2	人文系研究 者 標準コー ス (5単元) ※3	医学研究 者 標準コー ス (15単元) ※4	TransCelerate コース (10単元)
				生命科学	理工系	人文系	生命科学	理工系	人文系						
責任ある研究行為	RCR共通単元	責任ある研究行為ダイジェスト	平成28年4月	平成27年4月	○	○	○	○	○	○					
		公的研究費の取扱い	平成29年9月		◎	◎	◎	◎	◎	◎					
	生命医科学系 (RCR)	責任ある研究行為について	平成28年4月	平成28年7月	◎	○	◎	◎	○	◎					
		研究における不正行為			◎	○	○	◎	○	○					
		データの扱い			◎	○	◎	◎	○	◎					
		共同研究のルール	平成29年12月	平成29年12月	◎	○	○	○	○	○					
		利益相反			◎	○	◎	○	○	○					
		オーサiership			◎	○	◎	◎	○	◎					
		盗用	平成28年4月	平成28年7月	◎	◎	○	◎	◎	○					
		社会への情報発信			○	○	○	○	○	○					
		ピアレビュー			◎	○	○	○	○	○					
		メンタリング			○	○	○	○	○	○					
	理工系 (RCR理工系)	研究不正			○	◎	○	○	◎	○					
		工学研究におけるデータの管理上の倫理問 題	平成28年4月	平成28年4月	○	◎	○	○	◎	○					
		理工学分野における利益相反			○	◎	○	○	○	○					
		責任あるオーサiership			○	◎	○	○	◎	○					
		理工学研究領域の論文発表とピアレビュー	平成27年4月	平成28年4月	○	◎	○	○	○	○					
		理工学分野における共同研究			○	◎	○	○	○	○					
		研究者の社会的責任と素養			○	◎	○	○	◎	○					
		環境倫理:工学研究の環境的側面と社会的 側面			○	○	○	○	○	○					
		メンターとアドバイザー	平成29年4月	平成29年4月	○	○	○	○	○	○					
		研究活動における不正行為			○	○	◎	○	○	◎					
	人文系 (RCR人文系)	盗用	平成28年7月	平成30年4月	○	○	◎	○	○	◎					
		共同研究			○	○	◎	○	○	○					
		ピアレビュー			○	○	◎	○	○	○					
		ピアレビュー			○	○	◎	○	○	○					
人を対象とした研究 基礎編 (H08)	生命科学	生命倫理学の歴史と原則、そしてルール作り へ	平成28年6月	平成28年4月	○	○	○	○	○	○					
		研究倫理審査委員会による審査			○	○	○	○	○	○					
		研究における個人に關わる情報の取り扱い	平成28年6月	平成28年6月	○	○	○	○	○	○					
	理工系	人を対象としたゲノム・遺伝子解析研究			○	○	○	○	○	○					
		研究で生じる集団の被害	平成29年12月	平成30年4月 公開予定	○	○	○	○	○	○					
		研究におけるインフォームド・コンセント			○	○	○	○	○	○					
		特別な配慮を要する研究対象者			○	○	○	○	○	○					

東京海洋大学 CITI Japan (APRIN e ラーニングプログラム) 履修単元表

教職員（非常勤職員を含む）および学部学生と大学院生に e ラーニングである eAPRIN の受講を義務付けており、必修とした全ての単元の問題正答率が 80%以上になることが修了の要件となっている。

大学における研究倫理教育の履修管理については、e APRIN では個別に成績を管理することが可能となっており、研究者等の履修・修了の状況は事務担当者が随時確認して研究倫理教育責任者および不正防止室長に報告して、未履修者や未修了者に対しては適宜、研究倫理教育責任者、不正防止室長から履修、修了を促している。

特に、毎年 eAPRIN 履修対象者に対してアンケート調査を実施し、その結果について不正防止室会議において検証を行い、役員懇談会や部局長会議、教授会で報告するとともに、検討した改善策（履修説明会の実施、ゼミを通じての教員から学生に対しての受講の指導など）に取り組むことにより、履修率の向上を図り、研究倫理教育の充実に努めている。

さらに、学長から卒業生・修了生に対するメッセージとして研究不正防止や研究倫理教育の重要性についても東京海洋大学学生情報誌拓海に寄稿するなど、大学全体で研究倫理意識の醸成に努めている。

（２）研究者等に対する研究倫理教育

研究者及び研究支援人材について、大学全体として実施している研究倫理教育については、具体的には、以下の通り実施している。

1. 新任教職員研修及び教授会開催時に、本学における行動規範、研究活動及び研究費不正防止等について講義を実施している。
2. 採用時に日本学術振興会ホームページで公開している研究倫理教育教材「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－（テキスト版）」を履修したうえで、誓約書に理解度を記載させて提出させている。誓約書の提出がない場合には、公的研究費の運営・管理等を扱えない措置を講じている。
3. 採用時及び 3 年毎の定期実施年における eAPRIN プログラムの履修を、研究者のみならず研究支援人材に対しても義務付けて、修了及び成績を管理している。

eAPRIN 修了は、学位論文の審査要件となっており、学位論文審査委員会においてその修了を確認して「論文審査及び最終試験の結果要旨」の中に、「大学院海洋科学技術研究科が指定した研究者倫理教育を修了していることを確認した。」ことを明記することとしている。

また「特別演習」、「特別研究」の科目において指導教員より、研究倫理教育に関連する指導を受けており、特に、博士後期課程では、合同セミナーの一環としての公開の中間発表会において研究倫理教育も含めた研究指導を受けることとなる。

【修士】（修士論文審査及び最終試験の結果要旨）

記載例

学生氏名：○○ ○○

修士論文題目：○○○○○○○○○○○○○○○○⇒修士論文審査及び最終試験結果報告書と一致

修士論文審査：

学生から提出された修士論文について、公開発表会が○月○日に行われ、審査委員と学生の間で質疑応答が繰り返され、……………、修士論文としての質を十分に確保しているとの結論に至った。特に、第三章については各審査委員から高い評価を得た。

（あるいは）

章立て等について若干の問題点の指摘があり、一部変更し再度審査委員一同確認した。

本研究は魚類の代理親魚技術開発の一環として、……………
（修士論文の概略を簡単に記載する）

……………
これらの成果は、××の点ですぐれており、○○の課題があるものの、今後水産学分野のみならず、基礎生物学の発展にも大きく貢献する優れた研究といえる。

以上の内容から、学生から提出された修士論文は、各研究分野における学術的意義、新規性、獨創性及び応用的価値を有しており、修士の学位に値することを審査委員一同確認した。

最終試験の結果要旨：

最終試験は○月○日に行われた。審査委員一同出席の下、学生に対して、修士論文内容について最終確認のための質疑応答を行い、その内容は十分であった。一方、専門知識については公開発表会当日（異なる場合は具体的に「○月○日」と記載して下さい。）の質疑応答時や予備審査時でのディスカッションを含め十分であると審査委員一同確認した。

大学院海洋科学技術研究科が指定した研究者倫理教育を修了していることを確認した。

……………
以上から、学生について修士論文審査、最終試験とも合格と判定した。

◎上記の内容を A4 サイズ縦 1 ページにまとめて下さい。

◎例文中、黄色網掛け部分は例文のとおり記載願います。

◎学位論文審査要項第 7 条（学位論文の審査基準）の

規定を充足している旨の記載が必要です。

学位論文の審査基準は、次の URL からご覧下さい。

<https://shokuin.kaiyodai.ac.jp/kisoku/Q240.htm>

修士論文最終結果要旨における倫理教育修了確認済み記入例

〔学部学生〕

入学時のオリエンテーションで研究倫理教育について紹介し、卒業論文研究の開始前あるいは開始時に、eAPRIN（6 単元）を履修することとしている。海洋生命科学部と海洋資源環境学部では 4 年時の必須科目である「セミナー」の単位において、また海洋工学部でも必須科目「ゼミナール」の 3 年後期の単位において、研究者倫理教育の学習を含むものと規定している。

さらに、研究倫理意識の醸成に関する教育内容については、海洋科学部は JABEE 認定を受けており、その一環として技術者倫理（技術者としての倫理と、責任ある社会活動を可能にする能力を身に付ける）として「1 年次：哲学・科学史・こころと身体・生命倫理；2 年次：生命文化・心理学・技術史・哲学史」から 2 科目を履修することとしている。海洋生命科学部および海洋資源環境学部にも拡大することを検討している。

また、研究室・研究グループにおいて行われている研究倫理教育については、研究室では、「セミナー」あるいは「ゼミナール」での研究発表やラボミーティングなどの機会を通じて、研究活動における剽窃や盗用などの不正行為への注意喚起などがなされているほか、以下のようなものがある。

- ・ 生命科学系の研究室などでは、学生はラボノートを作成して定期的に指導教員によるチェックを受けるなど適切に管理することを通じて、日常的に研究倫理教育が行われている。
- ・ 学外でのフィールドでの調査、実験を行う研究室では、野帳などの適切な記録、（デジタル化した）保管などの指導を日常的に受けることになる。

研究倫理教育に関連する取組として、海洋系を総合的に教育研究する大学であることから、例えば、動物実験や人を対象とした研究など、それぞれの分野によって研究を進めるため関連する法令順守の下で研究を進める必要があり、特に、海外との共同研究が増える中では、生物多様性条約における ABS 問題や安全保障貿易管理などへの対応も必須である。これらの点についても、研究者や学生に対する広義のコンプライアンス教育の一環として取り組むこととしている。

（４）一定期間の研究データの保存及び開示

保存を義務付けている研究データの範囲、研究データの種類の保存期間や保存方法については、国立大学法人東京海洋大学における研究活動に係る不正行為及び公的研究費の不正使用等の防止等に関する規則第 3 条第 2 項において、「研究者等は、研究成果の証拠と

なる必要最低限の実験・観察ノート等の記録媒体の作成・保管及び実験試料・試薬の保存等を行なわなければならない。この場合の記録媒体などは、当該記録媒体をもとに得た研究成果の発表から5年間保存するものとする。なお、必要がある場合は開示すること。」と規定している。

保存対象の研究データと廃棄する研究データについては、研究室あるいは研究者自身がそれぞれの研究分野や規則、学会の指針等を踏まえ、研究データの特性に基づき区分している。

転出又は退職する研究者が保有する研究データの保存については、研究データの特性に基づき、研究室内あるいは近い専門分野の研究者によってデータの引継ぎを行っている。研究室主催者が転出又は退職する場合は、原則として所属していた部門内の教員に引継ぎをしている。現状では、研究室・研究者がデータを保存しているため、管理コストや費用については、当該研究室・研究者が負担している。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

大学に特徴的なデータに関して、練習船における海洋観測や調査については、船舶・海洋オペレーションセンター観測部門の研究者が、一般的な観測装置の保守点検、機器較正を行うとともに、そのデータを保存、管理している。これには、練習船の航海士から受け取った船舶の運航に関わる GPS の位置情報や航海情報、ADCP データなども含められ、調査に参加した研究者に提供されるとともに、一部は公表している。

海洋観測データについては、観測機器を用いて海域の基本データを時間・空間的に集積するものであり、取得した観測データを研究に使用するためには、観測メタデータ（例えば、船の航海ログ、野帳等）が重要になるとともに、観測機器メーカーによる品質メタデータ（例えば、メーカーによるデータの較正結果等）を合わせて利用することとなる。このため、機器からのローデータのみでは意味をなさず、品質メタデータ・計算式等も含めてデータを保存する必要があることに特徴がある。

また、海洋観測データについては、大学設置以来、長年の蓄積があり、情報の管理についてデータ責任者（所有者）の権利と義務等も含め整理し研究者に提供できるよう、専任研究者が所属する観測部門でデータの保存・開示を取扱っている。

海洋観測の基礎

ある海域の水温・塩分・溶存酸素濃度・クロロフィル濃度などの海洋物理・化学・生物学に必要な基本データを測定し、そのデータを時間・空間的に集積する。現在の海洋観測に最もよく使われている機器が、CTD (Conductivity, Temperature, Depth)である。

船舶によるCTD観測の様子



CTDのセンサー部

観測メタデータ

取得したデータを研究に使用するためには、

いつ

どこで

誰が

どのように



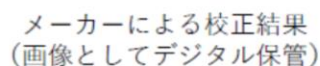
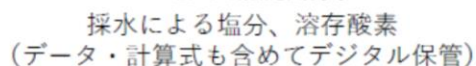
船のGPSデータ (デジタル保管)

船の航海ログ (デジタル・アナログ保管)

CTD野帳 (スキャン後、画像ファイルとしてデジタル保管)

Date		Time		Location		Depth		Temperature		Conductivity		Salinity		Oxygen		Chlorophyll	
Year	Month	Day	Hour	Minute	Second	Latitude	Longitude	Surface	10m	20m	30m	40m	50m	60m	70m	80m	90m
2010	01	01	10	00	00	35.0	140.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0
2010	01	01	10	00	00	35.0	140.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0

品質



The diagram illustrates a data management system for marine observation data. At the top, a box labeled "船舶" (Ship) contains two yellow ovals: "CTD観測データ" (CTD observation data) and "観測メタデータ" (Observation metadata). A red arrow points from this box to a central gray box labeled "船舶・海洋オペレーションセンター" (Ship/Ocean Operation Center). A speech bubble next to the arrow says "データの収集" (Data collection). To the right, a box labeled "メーカー会社" (Manufacturer company) contains a yellow oval labeled "品質データ" (Quality data). A red arrow points from this box to the central gray box. A speech bubble next to the arrow says "データの保管" (Data storage). Below the central gray box, four red arrows point to four colored circles (blue, green, yellow, orange) representing "研究者" (Researchers). A speech bubble next to these arrows says "要求に応じたデータの開示 データトレーサビリティの確保" (Disclosure of data according to requirements, ensuring data traceability). An inset image of a ship is in the top right corner.

-49-

調査結果 海洋研究開発機構

(1) 研究倫理教育の体制

ガイドラインを踏まえた研究倫理教育の体制については、機構では、「研究活動行動規準」を定め、研究者のみならず機構役職員が、機構において研究活動及び研究活動に関連するすべての業務を実施する上で不正に繋がる行動は行わないよう、当該行動規準に記載の事項を心掛けることとしている。「研究活動行動規準」の記載事項は以下のとおりである。

1. 研究活動に携わる者として、常に誠実性、客観性、透明性をもって研究活動にあたり、課せられた社会的責任を全うします。
2. 研究活動に係る資金については、社会からの負託の基に供与されているものと強く認識し、適正な申請・管理・執行に務めます。
3. 研究活動における不正（研究に関わる捏造、改ざん、盗用、研究資金の不正使用等）を発見した場合には黙認せず、JAMSTEC に所属する者として定められたルールに基づき、適切に対応します。
4. 指導的な立場にある者は、JAMSTEC の方針に則り、各々の部門において誠実な研究活動を維持向上できる環境の構築に務め、研究活動における不正の余地が生じないよう、日々適切なコミュニケーションを心がけます。

平成 26 年度の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」改訂を踏まえ、「研究活動における不正行為への対応に関する規程」、「研究活動における不正行為への調査等実施細則」及び「研究倫理教育の実施に関する細則」を制定し、機構における研究活動の不正行為への対応及び研究倫理教育に関する体制を整備している。

理事長は、最高管理責任者として機構全体を統括し、研究活動における不正行為への対応に関して最終的な責任を負い、研究担当理事は、統括管理責任者として最高管理責任者を補佐するとともに、研究倫理教育を含め研究活動における不正行為への対応を統括することとしている。また研究倫理教育の体制としては、担当する部署に係る研究倫理教育を実施するための責任者として、研究倫理教育責任者及び研究倫理教育責任者が行う研究倫理教育の実施を補佐する研究倫理教育副責任者を設置している。

研究倫理教育責任者は研究部門、開発・運用部門及び経営管理部門ごと（研究審議役・執行役・各センター長、プロジェクト長等）に設置し、所属する職員が研究倫理に関する研修を適切に受講するよう、毎事業年度に担当する部署に係る研究倫理教育計画を策定している。また、研究倫理教育責任者は、策定した研究倫理教育計画を統括管理責任者へ報

告した上で、担当する部署に属する職員に対し研究倫理教育を実施している。

各部署の研究倫理教育責任者は、他の部署の研究倫理教育責任者と協議の上、合同で研究倫理教育計画を策定し、研究倫理教育を実施することができると諸規程で定めている。これに基づき、平成 30 年度の計画については、船員を除く職員については合同で研究倫理教育計画を定めている。

研究倫理教育計画では、研修のコースを 3 つに分類（研究者コース、一般コース、ダイジェストコース）し、基幹職（研究系）、基幹職（事務・技術系）及び支援職によって受講するコースを分け、職種や業務に応じて最低限必要となる研究倫理意識を醸成できるような内容としている。船員については、乗船期間が長いことから上記研究倫理教育計画に基づく教育の実施が困難なため、研究倫理教育責任者である海洋工学センター長が「船員コース」を策定し、船員の業務上最低限必要な研究倫理に関する知識を得て研究倫理意識を醸成できるよう、乗船中でも実施可能な研修内容を策定している。

研究倫理教育の履修管理については、船員を除く職員は、研究倫理教育の教材として e ラーニングプログラムを使用しており、e ラーニングのシステムで人事部が受講状況を定期的に確認し、未受講者に対して受講を促している。また、理解度の測定のため、テキスト学習後、各科目のテストを受けさせており、各コースの必須受講である各科目のテストの正解率が 80%以上であった場合に「修了（受講済）」と判定されるため、修了済みであることで受講者の理解度を把握している。

船員には乗船期間が長いことから、e ラーニングプログラム受講が困難であるため、「科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-」をテキストとして配付しテキストを読了した後、所属長経由で修了届を提出させ履修状況を管理している。

研修を修了した旨は、人事記録にも記載し履修状況及び最終履修日を人事部において把握・管理している。

（２）研究者等に対する研究倫理教育

機構全体として実施している研究倫理教育については、以下のようなものがある。

① e ラーニング

研究倫理に関する意識醸成のために必要な基本的な知識を得ることを目的として、全職員に対し実施している。

・学修内容

基幹職：責任ある研究行為、研究における不正行為、データの扱い、共同研究のルール、オーサーシップ、盗用、公的研究資金の取り扱い

支援職：公的研究資金の取り扱い、責任ある研究行為（ダイジェスト）

船員：責任ある研究活動、研究計画を立てる、研究を進める（個人情報保護、データの収集・管理・処理、研究不正行為等）、研究成果を発表する（オーサーシップ、著作権等）、共同研究をどう進めるか、研究費を適切に使用する、等

・教材

船員を除く職員：一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）提供の e ラーニングプログラム（eAPRIN）、初任者研修における講義（研究活動における不正防止及び公的研究費における不正防止について）

船員：「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」

日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会 編 （丸善出版）

・実施頻度

採用年度に実施している。（個人学修形式）

（ただし、e ラーニングプログラムについては、他機関にて 5 年以内に同等の教育を受けている場合は受講を証明する書類を提出することにより受講したものと取扱う）

なお、最終履修から 5 年が経過した職員については、研究倫理に関する知識及び意識を再度向上させる必要があるため、再受講させる予定である。

② 初任者研修

機構において研究活動及び研究支援業務を行う上で必要な研究倫理意識を醸成するため、新規採用者を対象として、法務・コンプライアンス課及び研究業務課から「研究活動及び公的研究費に係る不正防止」についての内容や機構における体制等を紹介する講義形式の研修を行っている。

また、法務・コンプライアンス課による「コンプライアンス」に関する研修の中でも「研究活動行動規準」の紹介も含め、研究活動のみならず不正行為が起きる背景や不正行為を起こすことによる影響を説明し、不正行為を行わないような意識を持てるような講義を行っている。

・学修内容

研究活動及び公的研究費に係る不正防止：不正行為の定義、ガイドラインの背景・ポイント、機構の制度、研究倫理教育、データの保存、健全性の向上

コンプライアンス：機構におけるコンプライアンスの概念、研究活動行動規準の紹介、不正行為が発生する要因の説明

- ・教材 機構独自教材（PPT 資料）
- ・実施頻度 4 月及び 10 月の年 2 回（講義形式）

③ 管理職研修

新たに管理職となった職員に対して、人事部主催の研修の中で、法務・コンプライアンス課から、研究活動及び研究費における不正行為の最近の事例紹介を含め、機構における「コンプライアンスとは何か」を講義形式の研修を行うことにより、管理職として研究不正を起こさせない環境作りの重要性を認識するよう教育を行っている。

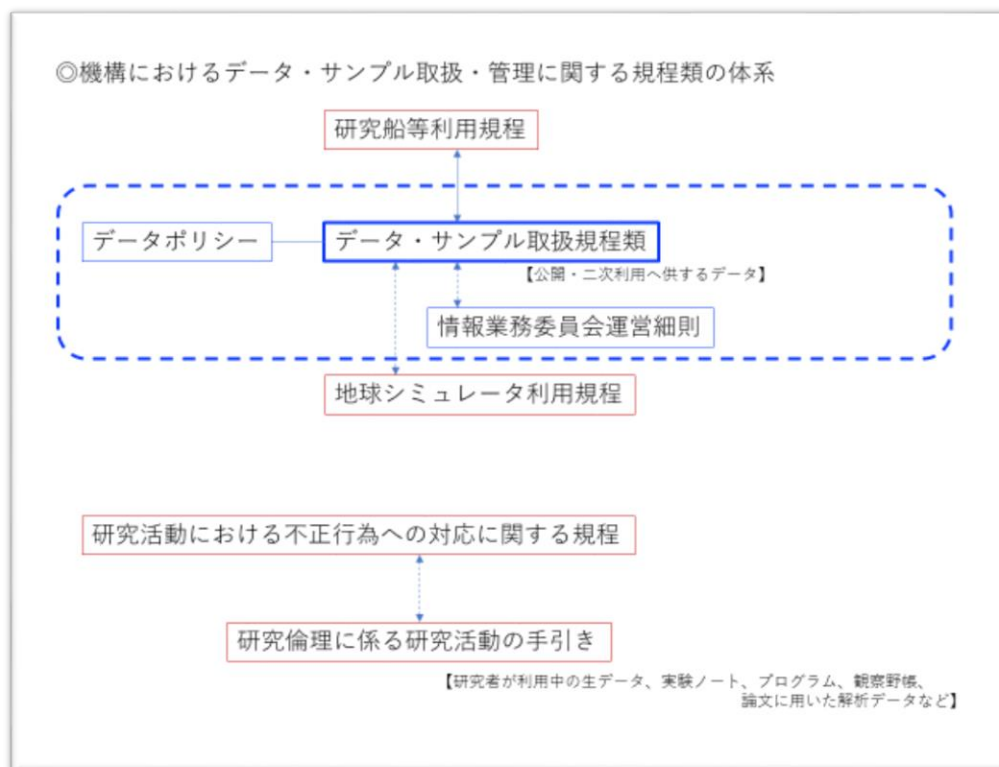
- ・学修内容
不正行為が発生する要因の説明、研究活動及び研究費における不正行為の最近の事例紹介、研究不正を起こさせない環境作りの重要性
- ・教材 機構独自教材（PPT 資料）
- ・実施頻度 7 月～8 月にかけて年 2 回（講義形式）

研究グループごとの研究倫理教育については、各研究グループの特性に応じて研究不正とならないようなフローや環境を整備するといった方法を用いている。具体的な研究グループにおける研究倫理教育に関する取組の事例としては、以下のようなものがある。

- ・生命科学研究では、次世代シーケンサーから出力される多量のデータは部署横断で管理を行っている。
- ・中長期的な試料の管理は、部署横断で対応する仕組みを構築すべく準備を進めている。
- ・実験室においては、可能な限りグループ等で縦割りの割り当てとせず、オープンな環境を構築することにより、不正が起きる原因となる、グループ毎の蝸壺化や、一人が籠って実験をするような状況を避ける環境作りを行っている。
- ・機構の研究者が機構船舶での航海で取得された観測の生データは、情報管理部署に提出しているため、機構内研究者であればすぐに誰でもアクセスできる状態となっている。
- ・海洋観測におけるデータの品質管理の点では、機構のホームページを通じてデータ・セットを外部公開しており、生データの他、解析方法も記載しているため、誰でも検証が可能となっており、不正は起きにくくなっている。特に最近ではデータ・セットに DOI をつけることで、データ・セットへの永続的なアクセスも保障している。

（３）一定期間の研究データの保存及び開示

研究データの保存・管理については、「研究者によるサンプル・データの管理」と「情報管理部署等による公開・二次利用に供する生データ及びサンプル類の管理」として、大きく分けて二つに整理している。



機構におけるデータ・サンプル取扱・管理に関する規程類の体系

【研究者によるサンプル・データの管理】

研究から取得されるデータについては、特別な契約がある場合を除き機構に帰属する旨を規程類で定めている。

また、機構の保有する船舶や施設・設備等を利用して取得したデータ・サンプルの保存・管理についても同様に規定している。一方、機構の保有する船舶や施設・設備以外で取得したデータ・サンプル及び研究中に取得されるデータ・サンプル等については、一定期間保存しなければならないことは定められているが、機構における研究分野が多様なこともあり、これまで詳細な保存のルール等を定めた規程類は作られておらず、各研究グループが保管・管理を行ってきた。

これら詳細な定めがないデータ・サンプル等の保存・保管への対応の一つとして、研究推進部において「研究倫理に係る研究活動の手引き」を策定し、発表論文の根拠となる研究データ類（電子データ、紙媒体情報、サンプル、資料等）のうち、電子データについては、論文発表の時点から原則10年、サンプル等試料は原則5年保存することとし、また、実験ノートがあれば、関連する研究データ類とともに保管することを記載し推奨している。なお、現在当該手引きを見直し規程化することを検討中である。

【情報管理部署等による公開・二次利用に供する生データ及びサンプル類の管理】

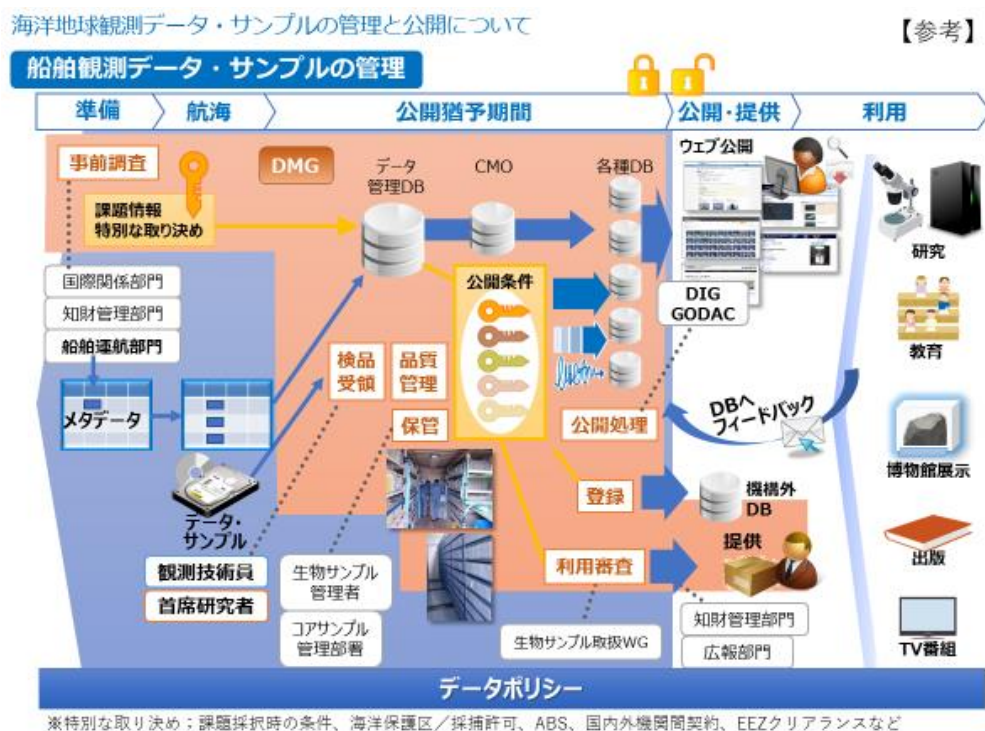
機構において保存を義務付けている研究データとして、機構の保有する船舶や施設・設備等を利用して取得したデータ・サンプルについては、機構外の研究者等にも広く利用してもらうことを目的として、取扱いに関する規程類を定め、それぞれの管理責任・保管部署により保管・管理を行っている。

特に岩石及びコアサンプルについては、研究者から保管部分として提出されたサンプルを、サンプル保管部署が適切に管理しているため、保存状態が良いまま保たれている。

更に機構の保有する船舶等で取得したデータ類については、情報管理部署に提出され、専門の

職員により研究に利用するために適切な補正処理を行い公開する体制がある。これにより生データ取得の際に、万が一疑わしい数値等があればデータ提出者に確認を行うため、生データにおける不正行為の防止にもつながっている。

また、データ・サンプル類については、外部からも利用できるよう、情報管理部署において一元的に管理され、公開猶予期間終了後は必ず公開されることとなるため、生データや元サンプルに対する追試がしやすく実質的に不正をしにくい仕組みとなっている。



海洋地球観測データのサンプルの管理と公開について

各データ・サンプルの類型とその取扱い概要は以下のとおり。

・航海により得られた調査観測データ・サンプル：

データについては、保管期間は定めていないが、廃棄する場合は、情報業務委員会での審議が必要のため恣意的な廃棄はできない仕組みとなっている。航海に参加する研究者は、当該航海で取得したデータ・サンプルを機構に提出するまでの間、適切に保管しなければならない。情報管理部署は提出されたデータ・サンプルを適切に保管し、散逸や汚損を防止する。機構は航海に参加した研究者に対して公開猶予期間（優先利用期間）を与え、公開猶予期間終了後は法令や機構の諸規程に抵触しないことを確認し、当該データ・サンプルを公開する。

・航海により得られたコアサンプル（地球深部探査船「ちきゅう」を用いた航海除く）：

保管期間は10年としている。10年を経過したサンプルは保管の継続、譲渡、廃棄のいずれの措置を行うか、保管責任者が決定する。保管部署は提出されたサンプルについて、合理的な範囲内で可能な限り、航海に参加した研究者により提出された希望保管方法に従い保管する。保管部署はサンプルに統一的な管理番号を付与し、情報管理部署はそのメタデータを保管、管理する。

・航海により得られた岩石サンプル：

保管期間は10年としている。10年を経過したサンプルは保管の継続、譲渡、廃棄のいずれの措置を行うか、保管責任者が決定する。保管部署はサンプルに統一的な管理番号を付与し、情報管理部署はそのメタデータを保管、管理する。

・航海により得られた生物サンプル：

保管期間は10年としている。10年を経過したサンプルは保管の継続、譲渡、廃棄のいずれの措置を行うか、「生物サンプル取扱ワーキンググループ」にて審議する。航海に参加した研究者が保管期間終了時まで、当該サンプルを保管する。情報管理部署がサンプルに統一的な管理番号を付与し、メタデータを保管、管理する。

・地球深部探査船「ちきゅう」により得られた調査観測データ・サンプル：

保管責任者は、原則として10年を経過したコアサンプルについて、保管の継続、譲渡又は廃棄のいずれの措置を行うか決定する。そのほかのデータ・サンプルについては保管期間を定めていない。保管部署は提出されたデータ・サンプルを適切に保管し、散逸や汚損を防止する。機構は航海に参加した研究者に対して公開猶予期間（優先利用期間）を与え、公開猶予期間終了後は法令や機構の諸規程に抵触しないことを確認し、当該データ・サンプル公開する。

・機構の施設・設備等により得られた調査観測データ・サンプル：

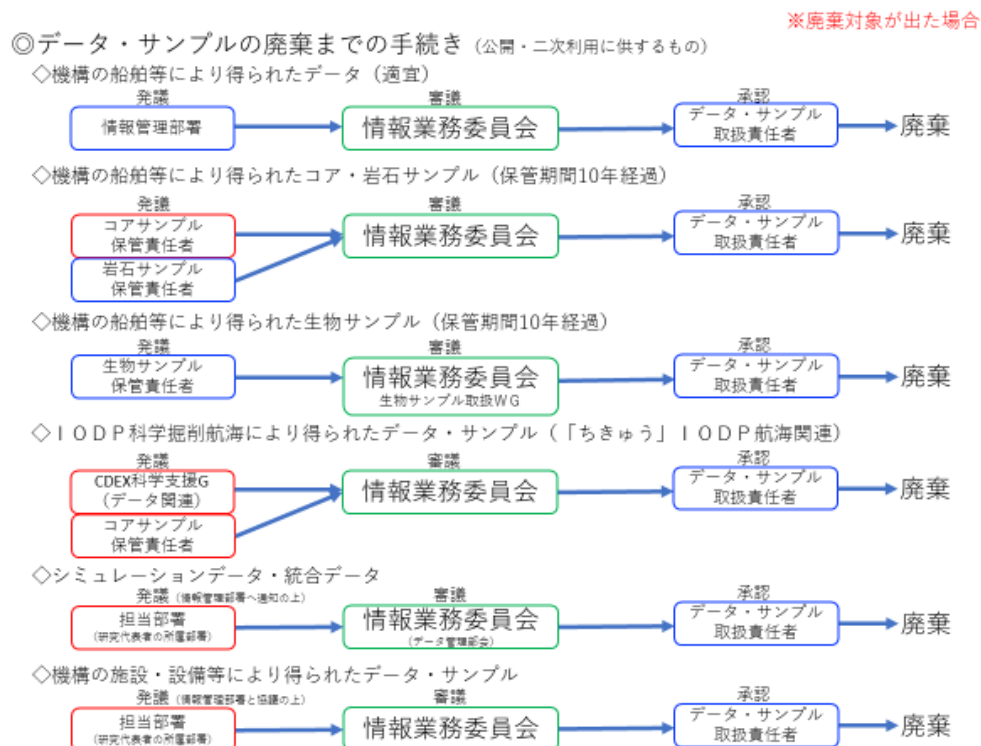
保管期間は定めていないが、データ・サンプルを廃棄する場合は、情報業務委員会での審議が必要なため恣意的な廃棄はできない仕組みとなっている。担当部署は提出されたデータ・サンプルを適切に保管し、散逸や汚損を防止する。機構は、当該データ・サンプルを取得した研究者に対して公開猶予期間（優先利用期間）を与え、公開猶予期間終了後は法令や機構の諸規程に抵触しないことを確認し、当該データ・サンプル公開する。

・シミュレーションデータ：

データを取得した部署長または代理者が、データの内容、需要、公共性その他の重要度等を勘案し、公開の是非などを決定した上で、適切に保管管理する。

研究データの廃棄に関しては、研究者が利用しているデータやサンプルの廃棄についても各研究グループにおいて判断を行っているが、基本的に廃棄することではなく、HDD等に残し保存し続けている。情報管理部署等によって管理している公開・二次利用に供する生データ及びサンプル類の廃棄については、シミュレーションデータを除くデータ及びサンプルを廃棄する場合は、担当部署が発議し、情報業務委員会にて審議を行ったうえでデータ・サンプル取扱責任者が承認する。シミュレーションデータについては、当該データを取得した部署長または代理者が消去・廃棄を決定し、消去・廃棄する場合は事前に情報業務委員会に通知し、データ管理部会の審議及びデータ・サンプル取扱責任者の承認を受けた上で消去・廃棄を行う。

10年を経過したサンプルの措置方法（継続、譲渡、廃棄）は、岩石サンプル・コアサンプルについては保管責任者が決定する。生物サンプルについては、「生物サンプル取扱ワーキンググループ」にて審議する。廃棄する場合は情報業務委員会にて審議を行ったうえでデータ・サンプル取扱責任者が承認することとしている。



データ・サンプルの廃棄までの手続き

転出又は退職する研究者が保有する研究データについては、各研究グループ内において、個別に保存確認が行われている。現在、年度内を目標に当該フローを機構内で共通化すべく検討しているところであり、退職時等に所属長とともに保存先や廃棄の確認を行い、確認書に退職者及び所属長の双方が署名した書面を残すなどの対応を検討している。

研究データの保存等に関する管理コストや費用負担については、研究者が利用しているデータ及びサンプル類については、各研究グループが管理にかかる費用等を負担している。情報管理部署等によって管理している公開・二次利用に供する生データ及びサンプル類については、関係する規程類に定められた保管責任部署において、それぞれ費用を負担している。

研究データの保存等に関する研究データの帰属先に関するルールについては、「データ・サンプル取扱規程」において、役職員又は役職員以外の者が機構の船舶等又は施設・設備等を利用して取得するデータ・サンプルは、機構以外の者との間で特別な契約がある場合を除き、機構の帰属としている。また、役職員が外部機関の保有する船舶等又は施設・設備等を利用して機構の業務上取得するデータ・サンプル又は譲り受けたデータ・サンプルについては、帰属及びその他取扱いに必要な事項を事前に外部機関との契約により決定し

なければならない。当該契約によって、機構の帰属となったデータ・サンプルについては、当該契約の定め反しない範囲で、「データ・サンプル取扱規程」を適用することとしている。

（４）その他研究公正の推進に向けた取組

機構におけるコンプライアンス推進活動として、機構内外に通報窓口を設置しており、研究活動における不正行為に関しても通報が行えるようにしている。平成 20 年度には、機構におけるコンプライアンス及び各種相談窓口等を取りまとめた「コンプライアンスガイドブック」を作成し職員に配布したほか、毎年の初任者研修の際にも配布を行っている。その他、リスクマネジメントに係る体制推進の基本的事項等について検討・審議を行うため、リスクマネジメント委員会（委員長：理事長、委員：理事・部長等）を設置しており、機構全体で優先的に対応すべきリスクを優先対応リスクとして選定し、委員会進捗管理の下で対応を行う体制が存在する。平成 26 年度には、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」改正の対応を優先対応リスクとして選定し、機構全体でガイドライン改正に係る対応へ取り組んだ。今後も研究活動における不正行為に関するリスクが優先対応リスクとして選定された場合は、委員会進捗管理の下、対応を行うことが可能である。更に、毎年リスクマネジメントニュースを機構内に配信しており、過去に研究不正に関する事例の紹介と注意喚起のニュースを配信した実績がある。



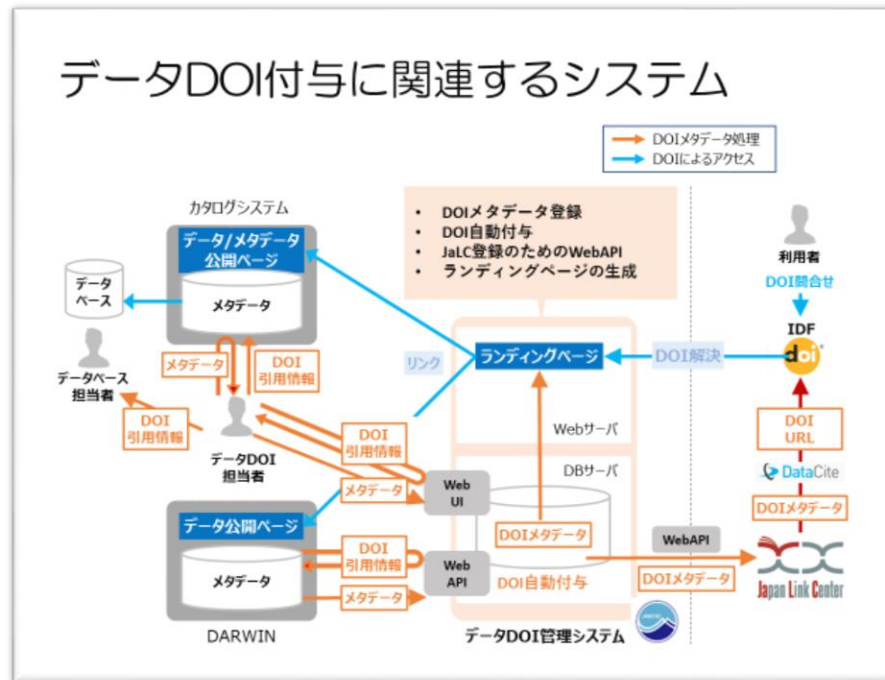


コンプライアンスガイドブック 海洋研究開発機構

機構の図書館において本年9月に「研究安全」の特集を行った際、研究不正に関する書籍の紹介を行った。このほか、現在、情報管理部署等によって管理している公開・二次利用に供するデータ・セット及び研究部署から登録要望のあるデータ・セットに対して、データ DOI 登録対応を進めている。

◎データDOI付与の範囲

機構による付与	データの種類	データDOI付与	データDOI付与粒度	公開場所
対象	a) クルーズレポート	対象	クルーズレポート	文書カタログ
	b) DataBook		DataBook	文書カタログ + 研究部署 Webサイト
	c) 航海情報		航海ID	DARWIN
	d) 潜航情報		潜航ID	
	e) 観測データ (情報管理部署処理)		航海あるいは潜航 のデータ種（パー ジョン毎のDOIは付 与せず履歴を残す）	
	f) 観測データ (研究者処理)	研究者希望の場合 で、ガイドライン に従う場合		
	② ①以外のデータ	同上	データ特性によつ て研究者との調整 が必要	データカタログ + 研究部署 Webサイト
対象外	論文投稿/出版時に投稿規程で指定・推奨 されるリポジトリから公開するデータ	—	—	DDbJ Figshare Dryad 等
	プロジェクトで指定・推奨されるリポジトリから 公開するデータ	—	—	DIAS 等 (DIASではDOI付与を 選択可)



機構における各種手続きについては、不正や不適切な手続きが行われないよう牽制機能が働くよう原則事前承認の形式をとっており、例えば、研究成果の公表の前には、独自の研究業績データベースを通じて必ず所属長の承認を得る仕組みがあるため、成果の公表を上長が必ず確認している。

調査結果 長岡技術科学大学

(1) 研究倫理教育の体制

ガイドラインを踏まえた研究倫理教育の体制については、国立大学法人長岡技術科学大学における研究活動に係る不正行為に関する規則に基づき、本学の公正な研究活動を推進するため、研究倫理の向上及び不正行為の防止等について統括する権限と最終責任を負う者として総括責任者（学長）を置いている。また、総括責任者を補佐し、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する具体策の実質的な責任と権限を持つ者として管理責任者（副学長（教育研究企画・高専連携担当））を置いている。さらに、研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者（工学研究科長）を配置し、管理責任者の指示の下、研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行う体制を構築している。

また、管理責任者（副学長（教育研究企画・高専連携担当））が委員長を務める研究倫理委員会を設置し、研究倫理についての研修等の企画及び実施に関して検討し、全学的に研究倫理教育の充実・改善を図ることに努めている。

機関全体の実施計画については、第3期中期目標・中期計画に基づき、年度計画を策定している。第3期中期目標においては、「研究及び研究者の不正が皆無であるこれまでの実績を継承し実行するため、教育・研究等に関連した法令及び学内規則等の遵守を徹底する。」と定めており、第3期中期計画においては、「研究者倫理や研究費不正防止に関する基本方針及び研究費不正防止計画に基づき、研究及び研究費の運営・管理を担う全ての構成員に対してコンプライアンス教育を実施するなど、学生・教職員の法令遵守に対する意識を向上させる。」と定め、平成30年度の年度計画においては、「研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用を防止するため、研究倫理委員会及び研究費不正使用防止計画推進室において、コンプライアンス室と連携し、教職員に対するコンプライアンス教育を実施する。また、コンプライアンス教育の理解度を把握するための調査を行う。」と定めている。

研究倫理教育の履修管理については、研修会においては受付時に出席を確認しており、平成29年度の研修では、研修終了後に理解度テストを実施し、また、当日参加出来なかった教職員に対しては、当日の録画を学内専用のHPに掲載し、履修した後に理解度テストを提出させる方策をとった結果、履修率が大幅に上がった。

また、本学が導入している一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）の「APRIN eラーニングプログラム（eAPRIN）」については、全教員及び大学院学生が随時履修できるようにしており、事務局において定期的に履修修了の確認を行っている。

これらの研修会や e ラーニングプログラムでの履修状況について、事務局において全体を把握している。また、研究倫理教育に関する検討については、研究倫理委員会で研修会等の開催について決定している。学生に対する研究倫理教育に関しては、教務委員会で検討している。

（２）研究者等に対する研究倫理教育

研究者等について、大学全体として実施している研究倫理教育については、研究倫理研修会と e ラーニングプログラムを以下の通り実施している。

- ① 研究倫理研修会については、教員等に加えて、平成 28 年度から大学院学生も対象に加えて実施している。また、平成 29 年度には、研修会終了後に理解度テストを実施して理解度の測定・把握に努めている。
（平成 29 年度参加者：教員等 133 人、事務職員等 36 人、学生 111 人、
合計 280 人）
また、研修会に参加できなかった者に対しては、学内専用ページに掲載した研修会のビデオを視聴させ、その後に理解度テストを提出させる等、研究倫理教育の醸成に努めている。
（理解度テスト提出者：教員等 205 人、事務職員等 227 人、学生 130 人、
合計 562 人）
- ② 教職員の研究倫理教育にかかる e ラーニングプログラムに関して、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）の「APRIN e ラーニングプログラム（eAPRIN）」を利用し、平成 30 年度には公的研究費コンプライアンス教育に特化した履修コース（単元「公的研究費の取扱い」のみ）を独自に作成し、全教職員（非常勤職員、派遣職員等含む）に履修させている。

（３）学生に対する研究倫理教育

学生に対して実施している研究倫理教育については、大学では大学院に重点をおいた大学を理念で謳っており、大学院修士課程学生の必修科目として、平成 30 年度から授業科目「研究倫理」を開講し、全修士課程学生が修了までに履修し、修得するよう管理している。また、単位修得の前提としてすべての授業に出席するよう、出席管理も厳粛に行っている。内容の理解度の測定については、期末試験及び課題レポートにより行っている。当該授業の特徴的な取組として、研究倫理に精通している名誉教授 4 名が 1 又は 2 専攻を受け持ち実施する全専攻共通の授業 6 回と、専攻ごとに各専攻主任が責任をもって行う専攻分野に特化した内容（各専攻分野での研究不正の事例からの学習等）の 1 回からなっている。また、授業内容充実のため、全専攻共通の授業回を担当する名誉教授 4 名に授業終了後に適宜集まってもらい、本科目担当の教務委員長と一同に会して情報共有や必要な議論を行っている。

研究倫理（2018年度） 担当：小松高行

対象学生： 物質材料工学専攻・生物機能工学専攻 修士

火曜日：1限（8:50-10:20）B講義室

- | | | | |
|------|----|---------|----------------------------|
| 第1回： | 4月 | 17日（火）： | 責任ある研究活動と研究倫理 |
| 第2回： | 4月 | 24日（火）： | 研究計画と研究倫理 |
| 第3回： | 5月 | 1日（火）： | 研究遂行と研究倫理 |
| 第4回： | 5月 | 8日（火）： | 研究成果発表と研究倫理 |
| 第5回： | 5月 | 15日（火）： | 共同研究/研究費の適切使用 |
| 第6回： | 5月 | 22日（火）： | 科学研究への貢献/責任ある研究活動 |
| 第7回： | 5月 | 29日（火）： | 研究不正の事例とその背景
各専攻主任による講義 |
| 第8回： | 6月 | 5日（火）： | 試験+授業アンケート |

学部/修士/博士研究:研究活動: 学生はその自覚を持つ必要がある

インタラクティブディスカッションを中心にして授業を進める

Section III

研究を進める

1. インフォームド・コンセント
2. 個人情報の保護
3. データの収集・管理・処置
ラボノート(実験ノート)、データファイル
4. 守秘義務

重大な研究不正行為

研究申請、研究遂行、審査、研究結果の発表・報告

ねつ造 (Fabrication)

データや結果をでっちあげ、記録、発表、報告する。

改ざん (Falsification)

データや研究結果を都合の良いように変更する。

盗用 (Plagiarism)

他人のアイデア、データ等を、了解あるいは表示なく流用する。文章のCopy and Paste .

※ 参考文献 (Reference)

※ 論文の剽窃 (ソフト:iThenticate)

科学や工学の研究

研究は常にチャレンジ

思い通りに進まないことも多い

根気良く研究(実験)を重ねる必要あり

自分の得たデータは世界で最初のデータ!!

真実を語る

※ 自分の言葉で語る。

※ 英語の重要性: 文献調査、国際会議/論文での発表
外国人研究者との議論

当該授業については、日本語を十分に理解していない留学生等への対応として、英語による授業の開講を別途行い、すべての修士課程学生に研究倫理を理解させ、修得させるように取組んでいる。なお、大学院博士後期課程の学生については、本学教員（研究者）に対する研究不正研修会や e ラーニングプログラム等の受講機会を与えるとともに、各研究室における実際の研究を通じて、指導教員等から教育を受けている。

学部や大学院において行われている研究倫理教育に関連する授業等は、以下のとおりである。

①学部 3 年・4 年向けの教養科目（発展科目・必修）「技術者倫理」

（趣旨・目的）

技術の社会および自然に及ぼす影響・効果に関する理解力や責任など、技術者として社会に対する責任を自覚する能力を涵養し、倫理観を育む。

（達成目標）

1. 技術が社会および自然に及ぼす影響・効果について、公害、環境、経済問題や事故の事例などを用いて具体的に説明できる。
2. 環境責任、製造物責任、他者の知的財産の尊重といった諸概念を説明できる。
3. 技術者が直面する倫理問題を技術者倫理綱領の関係規定を引用しながら説明できる。
4. 企業において技術者が活動する際に、留意すべき倫理的な心構えを説明できる。

②大学院修士課程必修科目「研究倫理」

（趣旨・目的）

大学院生として研究を行う上で不可欠な研究公正の概念を、それぞれの専攻分野の特性に応じた具体事例等を通して理解させる。特に、研究成果を学会発表、学術論文発表、及び学位論文等で公表する際に行ってはならない捏造、改ざん、盗用等の科学における不正行為がどのようなものかを正確に認識させる。さらに、研究活動に求められる社会に対する公正さを倫理的な立場から理解させる。

（達成目標）

1. 社会における研究行為の重要性と責務を理解し、責任ある研究活動に不可欠な研究倫理の必要性を認識できる。
2. 研究計画の立案と研究の遂行における研究倫理を具体的に理解できる。
3. 研究成果発表に関わる公正さを理解できる。
4. 科学の健全な発展に対する研究者の役割と責任を正しく認識できる。

（実施概要）

研究開始から終了までの一連の研究プロセスでの重要な段階（過程）において、研究者が取るべき責任ある行動について学ぶ。事例を示しながら、インタラクティブディスカッションを中心にして授業を進める。

（工夫点）

- ・留学生など、日本語が不得意な学生のために、英語での授業も開講している。
- ・すべての授業回の内容を理解させるために原則として全 7 回の授業すべての出席が必要
- ・しっかり理解をさせ、内容を修得させるために追試験等の救済措置は設けない。

③大学院修士課程原子力システム安全専攻選択科目「原子力技術と倫理」

（趣旨・目的）

技術の人々、社会、環境に及ぼす影響や効果について理解し、技術者としての責任の自覚をもつとともに、倫理的な行動を設計できる能力を涵養する。

(達成目標)

1. 技術者をとりまくさまざまな「価値」について、倫理綱領などを用いながら説明できる。
2. 倫理的意思決定の方法を理解し、それを事例において実践できる。
3. 技術が人々、社会、環境に及ぼす影響や効果など、技術者の責任について、具体的な事例を用いながら自分の言葉で説明できる。

(工夫点)

- ・修士課程の必修科目「研究倫理」に加え、原子力システム安全専攻のみ選択科目として開講している。

④大学院専門職学位課程選択必修科目「技術者倫理」

(趣旨・目的)

工業製品及びシステムの設計・製造・運用において技術者は、社会生活の安全や健康、環境などに著しく影響を及ぼす機会を有している。その機会は製品システムの大規模化と複雑化とともに拡大し、倫理的判断や合理的な行動には、単に技術者個人のみならず組織や社会との関連から階層的で複合的な理解が必要とされている。本講義ではシステム安全系の視点から、実践的な技術者倫理の考え方を個人レベルから組織、社会との関連で多面的に理解することにより、技術者として実務において有効な倫理的知識に基づく論理と意思決定法を習得すること。

(達成目標)

システム安全の実務者として社会の安全と安心の向上に貢献する倫理的意思決定と行動ができる実践的な知識を身につけること。

(工夫点)

身近な多くの事例や実務経験での事例を解説し、グループ討議を通して思考訓練演習を行う。

3. 倫理規定

3.1 プロフェッションと倫理規定

3.2 倫理規約の具体的役割

3.3 倫理規定の変遷

3.4 倫理規定の例

3.5 倫理規定の問題点と調和

倫理規定の具体的役割

① 技術者への動機付けと指針を与える

倫理の中身や行動の仕方を教える。

- ①倫理基準の明示：プロフェッションとしての共通した基準
- ②倫理遵守の支援：倫理的行動を積極的に支援する
- ③倫理行動の手引き：簡潔な規定，個別指示の説明，
- ④倫理観の動機付け：倫理的行動の動機付け，共通基準であるが故に具体性にかける；
「公衆の安全・健康・福利を保護する」等。

② 公衆への宣誓と規律

公衆の賛同と理解が得られるものであること。

- ①意思疎通と教育：公衆間で共通の認識，技術者教育
- ②非倫理的行動の抑止，規律確保：会員除名⇒社会的制裁

③ 倫理規定の行動規範

技術系学協会の倫理綱領や行動規範の重要点：

- ①公衆の安全・健康・福利
- ②専門家としての能力維持向上，研鑽
- ③忠実義務 ④客観性

大学院専門職学位課程 選択必修科目「技術者倫理」

⑤大学院5年一貫制博士課程1、2年向けの選択必修科目「研究者倫理」

(趣旨・目的)

本科目は、科学技術に関する研究倫理を対象とするものであり、世界的な論理的根拠と、産業分野の具体的事例に関する論理的思考プロセスを重視する。本科目が終わるまでは、学生は特定の倫理的ジレンマについて分析的にも体系的にも考えることはどんなものかという感覚を身につける。また、倫理観を明確に表現・要約したり、他人の倫理観を分析・批判したりすることができるようになる。

(実施概要)

科学技術の応用の中で、最先端技術や意思決定の基礎を深く理解できるようにする。倫理に関連した意思決定プロセスに深く挑戦する知識と演習を通して、学業と職業において直面する倫理的課題を認識し評価することを支援および指導する。チームベースの学習スキームを通して、英語での効果的なコミュニケーション能力とプレゼンテーションスキルを向上させることについて学生を指導する。

⑥博士学位審査における剽窃チェック

(趣旨・目的)

博士学位論文に関し、剽窃や盗用等の不正行為が行われていないこと又は意図せずそのような状況になっていないことを確認している。

(実施主体)

大学院工学研究科博士後期課程

(実施概要)

学位の申請に先だち実施される予備審査会において、論文剽窃チェックツール「iThenticate」を用いて該当論文の剽窃チェックを行い、不正行為等のないことの確認ができたものについて、申請者及び確認者（申請者が在学生においては指導教員）が署名をした学長宛の「博士学位論文の剽窃に係る届出書」を提出させることを制度として定めている。

(工夫点)

「iThenticate」を活用できるように、研究者及び学生を対象に研修会を行っている。

学位論文審査申請書類の提出時期に関する申合せ

〔平成27年2月6日〕
教務委員会承認

本学位規則第4条並びに本学位審査取扱規程第2条及び第3条に規定する学位論文審査申請書類の提出時期については、次の表のとおりとする。

No.	提出書類	作成者	提出先	提出の時期			
				修士課程		博士後期課程	
				通常	早期修了	通常	早期修了
1	学位論文審査申請書	学生	事務局	申請時	申請時	申請時	申請時
2	論文概要300字	学生	専攻主任	申請時	申請時	申請時	申請時
3	論文目録	学生	専攻主任			審査委員 決定後	申請時
4	論文内容の要旨	学生	専攻主任	審査委員 決定後	審査委員 決定後	審査委員 決定後	申請時
5	履歴書	学生	専攻主任			審査委員 決定後	申請時
6	学位論文	学生	専攻主任	審査委員 決定後	審査委員 決定後	審査委員 決定後	申請時
7	博士学位論文リポジトリ 登録承諾書	学生	事務局			審査委員 決定後	申請時
8	学則69条第1項ただし書 き適用の説明書（修士）	指導教員	事務局		申請時		
9	学則69条第3項ただし書 き適用の説明書（博士）	指導教員	事務局				申請時

博士学位論文の剽窃に係る届出書

長岡技術科学大学長 殿

確認欄

- ☐ 私が作成し、提出する下記の学位論文および当該論文に伴う投稿論文について、
剽窃行為は行っていない。

論文題目：

平成 年 月 日

申請者氏名（自署）

確認欄

- ☐ 上記の者が提出する学位論文および当該論文に伴う投稿論文について、本研究科
において定める方法により、剽窃チェックを行った結果、問題は認められませんでした。

平成 年 月 日

確認者氏名（自署）

予備審査会において論文の剽窃確認を行い、確認欄に✓を付したうえで署名すること。
確認者は、在学生においては指導教員、退学後1年以内の学位申請者においては在学時の指導教員、論文博士学位申請者においては世話教員とする。

学位論文の剽窃に係る届出書

研究室・研究グループにおいて行われる研究倫理教育に関しては、大学として教員に研究データの保管管理や学術誌等への論文発表における剽窃チェックを義務づけ、FD 講演会等での研究不正防止等の機会を利用した教員への啓発を行っており、これらを踏まえ各研究室でそれぞれの研究分野や取り組み方法に応じたラボミーティング、ラボノート、及びラボ内のデータ共有を行っている。

（４）一定期間の研究データの保存及び開示

研究データの保存については、「国立大学法人長岡技術科学大学における研究活動に係る不正行為に関する規則」において、「研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等（以下「研究データ」という。）を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。」（第 3 条第 3 項）と規定し、研究データを一定期間保存することを義務づけている。

保存対象とする研究データは、研究者等が外部に発表した研究成果に関するものとし、不正を指摘された際に科学的根拠をもって不正がないことを証明できると考えられるものを、研究者等が自ら決定することとしており、学生の研究成果に関するものとして保存対象とする研究データは、指導教員の責任において決定することとしている。（第 40 条第 1 項、第 2 項）

また、複数の研究者等と共同で行った研究成果に関するものとして保存対象とする研究データに関しては、当該研究者等が担当した部分について証明が可能な研究データとしている。（第 40 条第 3 項）

研究データの保存期間は、原則として、研究成果の発表時点から 10 年としている。ただし、研究分野の特性により、10 年を超えた保存期間の設定が必要な場合は、研究成果の発表時点で研究者等が自ら期間を定めることができることとしている。（第 41 条第 1 項、第 2 項）

また、法令等により保存期間が定められている場合における当該研究データの保存期間は、当該法令等の定めるところによることとし、ただし、法令等が定める保存期間が 10 年未満で期間満了後の即時破棄が明記されていない場合にあっては、研究成果の発表時点から 10 年としている。（第 41 条第 3 項）

共同研究により得た研究データ及び外部から受領した研究データの保存期間は、当該研究データの保存期間に関する契約等がある場合は、その契約等に定めるところによることとし、ただし、保存期間が 10 年未満の場合にあっては、研究成果の発表時点から 10 年としている。（第 41 条第 4 項）

他機関への異動又は定年等により退職する者（以下「退職者等」という。）が管理する研究データは、異動又は退職後において原則本学が継続して保存・管理するものとしている。

（第 42 条第 1 項）退職者等は、他機関で研究を継続する等の理由により自らの研究データを学外に持ち出す場合は、総括責任者に申請（任意の方法による）し、承認を得なければならない。（第 42 条第 2 項）また、退職者等は、本学に残し、又は学外に持ち出した研究データについて不正が指摘された場合及び第三者から検証の目的で当該研究データに関して問い合わせがあった場合は、これに適切に対応する責任を負うこととしている。（第 42 条第 3 項）さらに、退職者等は、研究データを学外へ持ち出す場合は、当該研究データの保存期間に基づき、適切に保存する責任を負っている（第 42 条第 4 項）

（５）その他研究公正の推進に向けた取組

学生に対する研究倫理教育に関しては、工学研究科長がカリキュラム等を審議する教務委員会委員長であり、研究倫理教育責任者も兼ねていることから研究倫理教育を推進するために教育部局と連携できる体制が構築されている。

調査結果 名城大学

(1) 研究倫理教育の体制

ガイドラインを踏まえた研究倫理教育の体制については、研究活動の不正行為の防止について、最高管理責任者を学長とし、最高管理責任者を補佐し、研究活動の不正行為についての全体を統括する統括管理責任者を副学長（研究担当）としている。この下に研究者の研究倫理向上に関して、倫理教育責任者を置き、学部長及び研究科長等を充てている。倫理教育責任者は、所属するすべての研究者を対象に研究倫理教育を実施するほか、指導教員等を通じて所属学生に研究倫理教育の実施を推進している。

大学としては、最高管理責任者（学長）が、倫理教育責任者（学部長・研究科長等）宛に研究倫理教育の実施を要請し、その要請を受け、倫理教育責任者の責任の下、教授会・研究科委員会等において、全教員に配布の研究ガイドブック、『科学の健全な発展のために～誠実な科学者の心得～（日本学術振興会）』、『科学研究における健全性の向上について（日本学術会議）』を活用して、研究倫理教育を実施している。

研究倫理教育の履修管理については、研究者全員から研究倫理教育受講後に「研究倫理教育についての確認書」を提出させ、大学として研究倫理教育の実態を把握している。また、平成 28 年度から研究倫理教育の充実・改善を図るため、日本学術振興会が運営する研究倫理 e ラーニングコース [eL CoRE] を全学的に導入した。これら全学的な研究倫理教育の展開については、最高管理責任者（学長）、統括管理責任者（副学長・研究担当）のリーダーシップの下、主に学部長会で審議し、各学部等へ展開されているほか、体系的かつ組織的倫理教育については、教学将来構想検討部会においても審議がなされている。

さらに、学部・研究科毎に教授会で、不正行為を事前に防止するための研究倫理に関する具体的な取り扱いを定めるために審議を行い、マニュアル等を作成して取組んでいる。

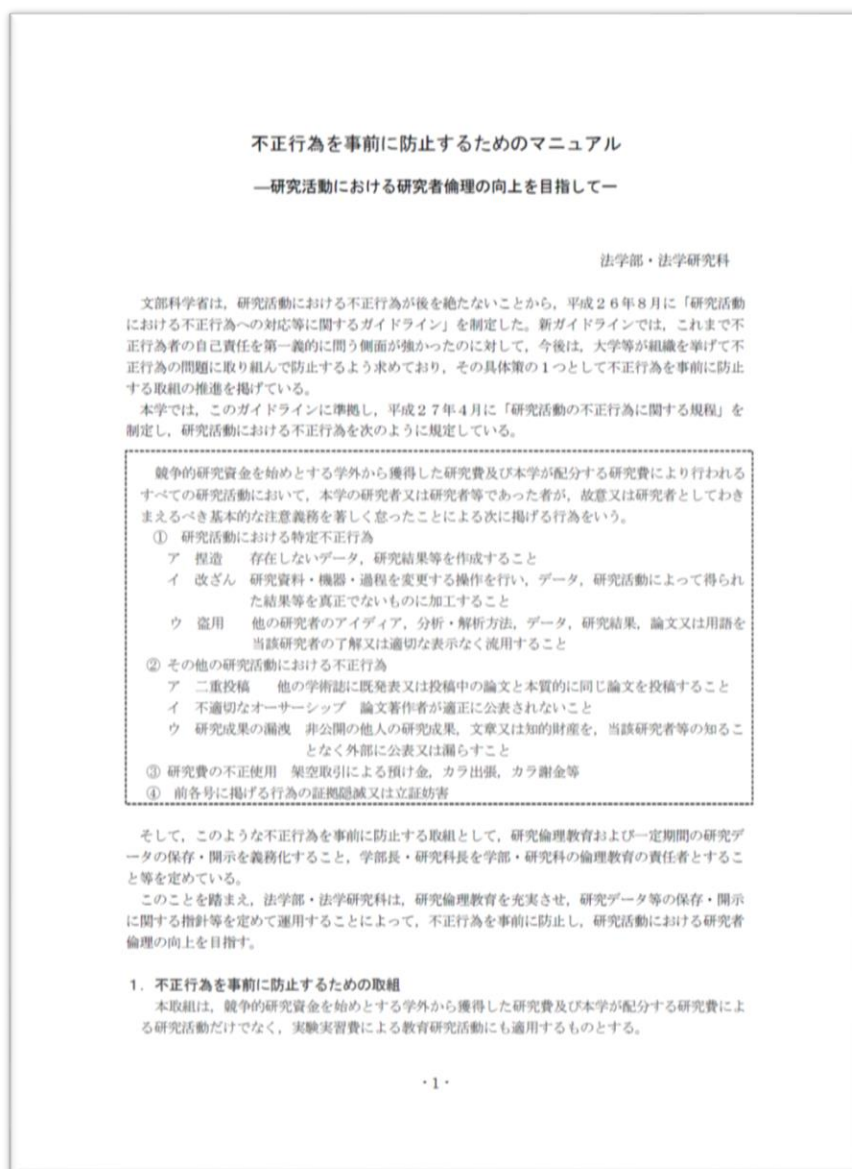
例えば、研究倫理教育の実施に関しては、学部・研究科毎に大学院や学部の学生に対して実施する授業科目等を具体的に定めている。研究データ等の保存・開示についての指針についても、学部・研究科毎に検討し専門分野の特性を踏まえた内容としている。

法学部・法学研究科、経済学部・経済学研究科、農学部・農学研究科、薬学部・薬学研究科
「不正行為を事前に防止するためのマニュアル ―研究活動における研究者倫理の向上を目指して―」

理工学部・理工学研究科

「研究活動における不正行為を事前に防止する取組 ―研究活動における研究者倫理の向上を目指して―」

- 「理工学部・理工学研究科研究倫理教育実施要領」
- 「理工学部・理工学研究科での研究データ保存・開示に関するガイドライン」
- 「理工学部・理工学研究科における共同研究等の実施要領」
- 「実験ノートの記事等に関する推奨事項」
- 人間学部・人間学研究科
 - 「研究者倫理遵守マニュアル」
- 法務研究科
 - 「研究活動における不正行為の事前防止に関するマニュアル」
- 総合学術研究科
 - 「不正行為を事前に防止するための指針－研究活動における研究者倫理の向上を目指して－」



不正行為を事前に防止するためのマニュアル 法学部・法学研究科

（２）研究者等に対する研究倫理教育

研究者及び研究支援人材について、大学全体として実施している研究倫理教育については、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づき、大学において研究活動の不正行為を防止することを目的として実施している。

具体的には、研究者全員に、『研究ガイドブック（名城大学学術研究支援センター）』、『科学の健全な発展のために～誠実な科学者の心得～（日本学術振興会）』、『科学研究における健全性の向上について（日本学術会議）』を配布し、これらを参考資料に倫理教育責任者が、研究倫理教育を行っている。また、大学として、研究倫理 e ラーニングコース [eL CoRE] を導入し、研究者に受講を促している他、不定期ではあるが、学内で外部講師を招へいし、研究倫理教育講演会を実施している。

また、研究支援人材についても、研究支援人材に指示する代表研究者等が適宜研究倫理教育を展開する他、必要に応じてコンプライアンス教育を受講することとしている。



研究ガイドブック（名城大学学術研究支援センター）

外国語対応については、『科学研究における健全性の向上について（日本学術会議）』（英語版）を準備して対応している他、研究倫理 e ラーニングコース (e-Learning Course on Research Ethics) [eL CoRE] の英語コースも用意して、言語の壁を乗り越える対応をしている。

共同研究者対応については、必要に応じて所属研究者同様、『研究ガイドブック（名城大学学術研究支援センター）』、『科学の健全な発展のために～誠実な科学者の心得～（日本学術振興会）』、『科学研究における健全性の向上について（日本学術会議）』を配布して研究者倫理の浸透を図っている。さらには、大学の研究に関連ある共同研究者等が講演会参加を希望する場合は認めることとしている。

（３）学生に対する研究倫理教育

学生及び大学院生に対して実施している研究倫理教育については、研究活動の不正行為に関する規程 7 条 4 項に「倫理教育責任者は、指導教員等を通じて所属学生に研究倫理教育の実施を推進しなければならない」と定められており、各学部等でこれに基づき、実行されている。各学部等では、以下のような取組事例がある。

【経済】

学生・大学院生に対する研究倫理教育の主催者は研究者倫理教育責任者（学部長・研究科長）であるが、実際の学生・大学院生への教育は主として科目の担当教員が実施している。

学生・大学院生に対する研究倫理教育は、主として研究活動における特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）の防止に焦点を当てている。このため、学部については、レポート、報告書、論文執筆の機会が多い「ゼミナール」「フィールドワーク」科目において、大学院については、修士・博士論文指導を行う「研究指導」「演習科目」において実施している。

また、このほか、入学時のガイダンスにおいて、大学院新入生全員を対象に研究倫理教育を実施している。

【農】

研究倫理に関わる講義や演習科目において「不正行為を事前に防止するためのマニュアル」に則して、研究者倫理の枠組みを理解させ、「実験」「実習」「卒業研究」や修士・博士論文作成の指導過程において、研究の正しい進め方について直接的な指導を行っている。

学部では、研究者倫理および各種規定について、低次学年配当の専門実験で指導し、加えてレポート作成を課すことで論文の作成方法を習得させる。また、4 年次には研究の進め方について指導教員のもとで指導が行われ、最終的に卒業論文としてまとめるが、その際には論文作成法について指導が行われる。

研究科では、「農学特別演習」においては、資料を用いて研究倫理の基本を示している。ラボノートの重要性、適切な研究発表など研究遂行に直接関わる項目については、修士課程の場合は「特別演習」および「特別実験」、博士後期課程の場合は「特殊研究」において、指導教員による指導が行われる（シラバス記載済み）。

【薬】

6 年制薬学教育モデルコアカリキュラムの趣旨に沿って、研究倫理を身につけるため（態度）、また、臨床研究における倫理規範、倫理指針を理解させるため（知識）、学部が主体となり、教育科目の一部に組み込んでいる。具体的には、1 年生の後期科目（薬学概論Ⅱ）の講義中の 1 コマを活用し、講義形式で研究倫理教育を実施している。

また、薬学部及び大学院薬学研究科で作成した「不正行為を防止するためのマニュアル（平成 28 年 5 月 26 日教授会承認）」の内容を、パワーポイントを利活用し、各研究室のセミナー等

で、卒業研究や特殊研究に取り組む学生に周知するよう依頼を行っている。一部の研究室では、年度初めの4月に、研究室オリエンテーションの一部として、研究不正とは何か、著作物の利用方法、データの保管と重要性について、資料を元に説明しており、薬学卒業研究基礎の1コマとして実施する予定の研究室もある。

薬学部の学部学生を対象とした「薬学概論 II」の講義では、研究倫理の考え方、臨床研究における倫理規範（ヘルシンキ宣言、ニュルンベルク綱領、ベルモントレポート）、日本における臨床研究で遵守すべき倫理指針（医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令、人を対象とする医学研究に関する倫理指針、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針、遺伝子治療臨床研究に関する指針）について、講義を実施している。また、実際に研究を行いその成果をまとめる上での態度教育として、データの取り扱い方、データをまとめる上での注意点、研究不正や利益相反について説明を行っている。

加えて、大学院薬学研究科の大学院生や研究員に対しては、研究室セミナー等で、上記に加え、研究費の使用ルール、二重投稿、オーサーシップ、研究成果の漏洩等についても説明を行っている。

【理工】

学生及び大学院生については、「理工学部・理工学研究科研究倫理教育実施要領」、「理工学部・理工学研究科における共同研究等の実施要領」、「理工学部・理工学研究科での研究データ保存・開示に関するガイドライン」、「実験ノートの記載等に関する推奨事項（記入例）」という学部で定めた内容に基づき、倫理教育責任者である学部長のリーダーシップの下、学科・各専攻に具体的な指導を行っている。なお、学部教育課程において、各学科の理工学基礎科目に『技術者倫理』を開講している。

大学院生に対しては、指導教員の研究指導のもとで、研究課題の設定、実施する上の研究計画作成、課題研究、応用展開の順に研究を進め、成果をまとめる。まとめた成果をもとに、学位論文審査基準を踏まえ、論文作成を行っている。本基準をみたすことは、論文内容について不正防止対策の一つとなる。

また、博士後期課程に関しては、盗用防止検索システム「iThenticate」を導入し、論文盗用防止対策を厳重に行っている。研究者倫理教育に関しては授業科目「特殊研究」の最初に行うことを計画している。

研究室・研究グループにおける研究倫理教育に関する取り組みについては、例えば、経済学部の社会フィールドワーク科目において調査を行う際、資料収集として、図書館利用の確認、使用可能な Web ページとして公的機関のみを指定するとともに、研究倫理として、出所表記の重要性について、大学が配布する『研究ガイドブック』（名城大学学術研究支援センター）等により指導を行っている。

農学部の研究室では、「研究室での活動について～所属学生の皆さんへ～」として、実験室内の良く目立つ場所に、事故発生時の対応や日々の研究室の活動における留意事項等に関する簡潔なマニュアルを掲示しており、更には掲示に加えて研究室の4年進級直前のガイダンスで当該マニュアルを配布して内容を周知している。

また、研究・実験等については、安全配慮、服装、実験の進行に関する事柄とともに、研究記録の取扱いの中で、実験ノートや測定データの電子ファイルの管理等についても取り扱っている。

薬学部の研究室においては、研究倫理に関する講義をセミナー等で実施し、その中で、実験ノートの書き方、NMR データ等の測定データの扱い等について指導を行っている。例え

ば、実験ノートの書き方では、消せないペンの使用、研究室で記載し持ち帰らない、実験の日付と反応番号または実験番号、新しく反応を行う場合の反応式の記載、試薬の分子量、使った量、mol 数、天気、反応の手順、文献を参考にした場合の文献情報など、研究室で毎日の実験を行う際に必要となる内容をレジュメに整理し説明している。

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

一定期間の研究データの保存及び開示については、大学の研究活動の不正行為に関する規程に定められている。その内容を受け、具体的な取扱いについては、各学部等にて定められている不正行為を事前に防止するためのマニュアル等の取扱要領に基づき定めている。

なお、基本的には各学部等で大きな違いはないが、分野の特性（文系・理系）に応じて、取扱い内容に多少の差異がある（例えば、生命科学系学部は試料等に触れるが、文系では触れないなど）。

【農学部の不正行為を事前に防止するためのマニュアルより抜粋】

研究が公正に行われていることや新規性を立証する証拠等として、学術論文や研究報告等、研究成果の発表のもととなった研究データ等（実験ノート、文書、数値データ、画像、試料等）は、本指針に従って一定期間保存し、必要に応じて開示しなければならない。

研究データ等の保存や論文等の作成において、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を為さず、また加担してはならない。

① 実験ノートの作成と保存

ア 実験・観察をはじめとする研究活動において、教員は自らの研究において実験ノートを作成するだけでなく、大学院学生の博士論文や修士論文に関わる研究実験及び学部学生の卒業研究においても、その過程を実験ノートの形で残すよう指導する。ただし、野外調査を伴う研究活動においては、野外調査での記録やデータの記入に用いる野帳を残す。記入過程での修正は履歴が残るようにし、事後に情報を改変してはならない。

イ 実験ノートには実験等の操作や観察等のログ（日誌的な記録）、データ取得の条件、解析の要点等を後に利用・検証のために実験できるよう、詳しく記載する。

ウ 実験ノート（あるいは野帳）は研究活動の一次情報記録として当該学術論文等の発表後 10 年間保存するものとする。

② 研究資料及び試料等の保存

ア 研究データ等のうち、文書、数値データ、画像等の研究資料は、電子化し、当該学術論文等の発表後 10 年間保存するものとする。電子データや文書ファイルについてはバックアップを取っておく。その際、複数の論文等のファイルをメタデータとして管理・保存する。

紙媒体の研究資料についても少なくとも 10 年間は保存するものとするが、保管スペースの制約等止むを得ない事情がある場合には、合理的な範囲で廃棄することを可能とする。

イ 試料（生物、組織、細胞、抽出物、標本、合成物、水、土等）や装置等、試料等の保存期間は、原則として当該論文等の発表後 5 年間とするものとする。保存方法についてはそれぞれに適切な方法で保存する。ただし、保存が困難な不安定なもの、実験で消費されてしまうもの、及び保存に多大なコストがかかるものについてはこの限りではない。また、生態観察や成長解析に用いた動植物及び温度測定に用いた非生物試料（土や水等）等につ

いては保存することを義務としない。

保存対象の研究データと廃棄する研究データは、機関が定めた「研究活動の不正行為に関する規程」を踏まえ、学部・研究科が定めているマニュアル等の考え方にに基づき、試料の性格やニーズの要請上、研究（責任）者の責任の下で区分する。

その内容は、各学部等のバリエーションがあり一律ではないものの、保存期間経過後の廃棄については、研究責任者（研究室主宰者）に判断が委ねられるケースが多い（ただし、重要なデータ等は保存が望ましいとされるケースが多い）。

【経済】

経済学部「不正行為を事前に防止するためのマニュアル」に従って取り扱っている。この区分・取扱は研究者個人の責任において行っている。以下に当該規程を示す。

研究資料等の取扱いについて、法令等による定めがある場合には、その定めに従うものとする。また、研究プロジェクトによる研究成果について、配分機関に取り決め等がある場合はそれに従うものとする。保存期間については、本指針に定める期間の方が長い場合には、これに従うものとする。なお、本指針以外の取扱いに従う場合には、それに関する法令等の写しを当該資料等とともに保存しておく。

【農】

研究室で行った研究に関して、データや試料を廃棄するかどうかの判断は研究者個人（各教員）の判断に委ねられている。生物試料や解析試料については、発表に用いる可能性のあるものは原則保管、学会発表・論文発表に用いたものを優先的に保管し、それ以外は廃棄するようにしている。

【薬】

実験ノート、印刷したデータ、生データ、試料、試薬、資料等、研究領域によって取り扱いが異なるので、研究室または、そのプロジェクトを推進している研究者の判断に任せている。

転出、又は退職する研究者が保有する研究データの保存については、転出、又は退職する研究者自身が、自身の研究活動に関わる資料のうち保存すべき論文名、研究データ等の保存場所及び後日確認が必要となった場合の所在等を、同研究室の在職中の教員（あるいは学部長・学科長等）に報告し、追跡可能としておく。

なお、研究主宰者が転出する場合も同様であるが、一部の学部等（人間学部）では、「学部長・研究科長は、教員の退職や転出に際して、研究資料の適正な保存・開示・破棄について、在職する教員が引き継ぐために必要な措置を講ずる。」としているケースもある。

（５）その他研究公正の推進に向けた取組

学術研究支援センターが機関全体の研究公正を担う部署となっており、設置されているコンプライアンス推進責任者（学術研究支援センター長）、同副責任者（同事務部長）が中

心となって、コンプライアンス教育を推進するほか、センター職員が総力を挙げて研究不正がないように、啓発活動に努めている。例えば、学部・研究科が作成した「不正行為を事前に防止するためのマニュアル」については、学術支援センター長から学部長会に対して依頼し整備をしたものである。

研究紀要や学位論文に関する研究公正の取組として、米国アイパラダイムズ社が開発した、学術論文や著作物の剽窃（ひょうせつ）・盗作を検知するオンラインサービス「iThenticate」を導入している。

人間学研究科では、研究活動全般における基本倫理、インフォームドコンセントやプライバシー保護などの実験・調査を伴う研究活動における留意事項等を徹底するため、大学院生に、「修士論文・試験・レポート等に関する注意事項」（人間学研究科）に基づいて、研究倫理遵守誓約書の提出を義務付けている。

研究倫理遵守誓約書

名城大学大学院人間学研究科長 殿

私は、別紙「修士論文・試験・レポート等に関する注意事項」に述べられた研究倫理および研究活動における留意事項を理解し、授業の課題および修士論文の制作等において、捏造、改ざん、盗用、その他の研究活動における不正行為を一切行わないことを誓約いたします。

なお、万が一、当該行為を行った場合には、「名城大学学則第 46 条（学生懲戒規程）」に基づき厳重な処分（退学・停学・その他の処分）を受けること、学位取得後であっても学位取消となることを十分に認識した上で、研究活動等に取り組むことを誓約いたします。

（西暦） 年 月 日

名城大学大学院人間学研究科 学籍番号 _____

本人署名 _____ ⑩

研究倫理遵守誓約書

修士論文・試験・レポート等に関する注意事項

人間学研究科

1. 研究倫理について

研究倫理とは、『研究者が研究活動において遵守しなければならない、研究活動に伴う倫理』のことです。
この倫理に違反する行為について、本学では、「研究の不正行為に関する規程」に以下のように規定しています。

- ① 研究活動における特定不正行為
 - ア 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること
 - イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
 - ウ 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること
- ② その他の研究活動における不正行為
 - ア 二重投稿 他の学術誌に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること
 - イ 不適切なオナーシップ 論文著作者が適正に公表されないこと
 - ウ 研究成果の漏洩 非公開の他人の研究結果、文章又は知的財産を、当該研究者等の知ることなく外部に公表又は漏らすこと
- ③ 研究費の不正使用 架空取引による預け金、カラ出張、カラ謝金等
- ④ 前各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

このことを踏まえ、研究活動にあたり以下の留意事項に注意し、取り組むようにしてください。

2. 研究活動における留意事項

(1) 研究活動全般における基本倫理

- ① 研究における誠実性
研究活動は、正確なデータに基づいて行い、捏造、改ざん、盗用等の不正行為をしない。
- ② 研究データの取り扱い
研究データは、開示が求められた場合には真実に対応する。また、研究データの取り扱いについて、法令等の規定がある場合は、それに従う。
- ③ 差別やハラスメントの排除
研究活動は、人種、性別、地位、思想・信条、宗教等による差別をせず、個人の人格が尊重する。また、研究者の立場や権限を利用した言動をとなない。
- ④ 大学資金の適切な使用
大学から補助する研究資金は、その使途に関する規程に違反して使用しない。

(2) 実験、調査を伴う研究活動における留意事項

- ① インフォームド・コンセントを得る
実験、調査を行うにあたって、相手方には、(1) 実験、調査の責任者名、連絡先、(2) 実験、調査の意図・目的、(3) 実験、調査結果の利用・公開の方法、(4) 機密保持の確約、(5) 実験、調査への協力は任意であること、を事前に文書で伝え、了承を得る。
- ② プライバシー保護
実験、調査を行うにあたり、相手方に口頭または文書によって聞き取りを行う場合は、相手方のプライバシーを侵害することのないように注意し、聞き取り内容を検討する。
- ③ 映像と音声について
実験、調査を行うにあたって、映像や音声によって記録する場合には、相手方の了承を得る。ただし、個人が特定されるような記録の仕方は避ける。

(3) 研究データの保存・開示・廃棄に関する留意事項

- ① 実験・観察ノートの作成と保存
実験、観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノート、観察ノート、または野帳の形で記録に残す。これらの研究活動の一次情報資料は、後日の検証に際するよう適正な形で保存する。
- ② 研究資料の保存
論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究資料（文書、数値データ、画像など）は、後日の検証に際するよう適正な形で保存し、かつ、検索や追跡ができるよう整備する。
- ③ 研究資料の開示
研究活動に携わる者は、研究資料の開示が求められた場合には誠実に対応する。
- ④ 研究資料の廃棄
研究資料は、これにもとづく論文等の発表後 10 年を経過した時点で廃棄することが可能となる。ただし、紙媒体等の資料については、保管スペースの制約などやむを得ない事情がある場合には、合理的な範囲で廃棄できる。

<参考>

- 「研究活動における不正行為等への対応等に関するガイドライン」（文部科学省・平成 26 年 8 月）
- 「科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心構え―」（日本学術振興会・平成 27 年 3 月）
- 「科学研究における健全性の向上について」（日本学術会議[回答]・平成 27 年 3 月）

■ウェブから引用した場合、長い引用をする場合

山田裕之『コピペと書けないレポートの書き方教本 3つのステップ』新編社、2013年

ウィキペディアによると、ハイブリッド車とは異なる二つ以上の動力源・エネルギー源を持つ自動車のことであり、燃費効率の低いエンジンとして注目されている「ウィキペディア「ハイブリッドカー-Wikipedia」, <http://ja.wikipedia.org/wiki/ハイブリッドカー>, 2012/8/23アクセス」。

この例では、出典についての表記（太字の部分）が、要約の終わりを示しています。

ところで、この程度の要約をするのは容易ですが、もっと専門的な文献を要約するためには、全文を逐句に理解し、それを踏まえて表現するという、けっこう高度な読解力と表現力が必要です。レポートに慣れないうちは、下手に要約するよりは、できるかぎり、原文をそのまま、かきかっことで書いてもらったほうがよいでしょう。たとえば以下のように書くといでしょう。

ウィキペディアによると、「作動原理または利用するエネルギーのいずれかが異なる複数の動力源をもち、状況に応じて単独あるいは複数の動力源を用いて移動する車両」で、「低速域や軽負荷領域ではエンジンの低いエンギンを停止して、電気モーターのみで走行することによって燃費の改善と、有害排出物の低減が出来る」という「ウィキペディア「ハイブリッドカー-Wikipedia」, <http://ja.wikipedia.org/wiki/ハイブリッドカー>, 2012/8/23アクセス」。

引用が長くなる場合

ウィキペディアによると、「作動原理または利用するエネルギーのいずれかが異なる複数の動力源をもち、状況に応じて単独あるいは複数の動力源を用いて移動する車両」である。

太字部分ぐらいの長さの引用であれば、上の例文のようにかっこをつけて本文中に書き込んでおいてもそれほど読みにくくありません。しかし、引用文がもう少し長くて、何行にもわたるような場合には、どこからどこまでが引用なのか、わかりにくくなってしまいます。そういう場合には、本文と引用文との間に1行あけ、引用文全体を2文字ないし3文字ひつこめる（インデントを付ける）とよいでしょう。下の例文が、そのやり方の例になっています。

ウィキペディアによると、

作動原理または利用するエネルギーのいずれかが異なる複数の動力源をもち、状況に応じて単独あるいは複数の動力源を用いて移動する車両

である

ただし、通常の調査レポート程度の長さの文章の中に、何行にもわたるような引用文が混ざっているのは、たまたまちゃんと出典を示して「引用」の形式を取ったとしても、好ましくありません。「主従関係」がはっきりしている必要があります。引用は自分の意見を補足するための手段ですから、引用ばかり並べるのではなく、意見をしっかりと展開することが大切です。

修士論文・試験・レポート等に関する注意事項（人間科学研究科）

調査結果 滋賀大学

(1) 研究倫理教育の体制

ガイドラインを踏まえた研究倫理教育の体制については、「国立大学法人滋賀大学における公正な研究活動の推進に関する規程」に基づき、学長のもと、統括責任者（担当理事）が実質的な責任者となり、研究倫理教育責任者（部局等の長）とともに、コンプライアンス教育、研究倫理教育を実施している。

統括責任者：本学の研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、本学を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じる。

研究倫理教育責任者（部局等の長）：当該部局等の研究者等に対し定期的に、当該部局等における研究分野の特性に応じた研究倫理教育を受けさせ、また必要に応じ、関係する他の研究倫理教育責任者と協議のうえ、共同して、研究倫理教育を実施することができる。

大学全体の実施計画については年度ごとに不正使用防止計画を策定し実施しており、年度計画では、定期的にモニタリングを実施し大学構成員の職業倫理意識の確認を行うことを定めている。また、研究倫理セミナーやeラーニングなどの教育教材を活用し、教職員に対して研究倫理等に関する教育・啓蒙活動を行い、学生・大学院生に対しては、研究倫理教育（学生：入学時のガイダンス、大学院生：大学院生向けセミナー）を実施することとしている。

(2) 研究者等に対する研究倫理教育

研究者等に大学全体で実施している研究倫理教育については、以下のようなものがある。

①研究倫理教材（書籍）の履修

趣旨・目的：教員への研究倫理教育の実施のため

主催者：統括責任者

実施概要：教員については、日本学術振興会刊行「科学の健全な発展のために」を全教員に配布し、読了報告書の提出を義務付けている。新規採用教員には採用の際に配布する。

②研究倫理教材（eラーニング）の履修

趣旨・目的：教員及び事務職員の研究倫理教育の受講機会の充実のため

主催者：統括責任者

実施概要：平成29年10月から、教員と競争的資金の管理運営に係る事務担当者を対象に、

日本学術振興会のeラーニング教材を利用した研究倫理教育を実施し、受講修了の修了証書の提出を求めている。

③会計研修会

趣旨・目的：会計担当職員に対して財務会計に関する知識の習得とともに使用ルール等の周知徹底を図る

主催者：財務課

実施概要：会計担当事務職員を対象に、会計研修会を開催し、ガイドラインの概要説明、滋賀大学における研究費の不正防止計画を説明し、教職員の倫理観の一層の向上と使用ルール等の周知徹底を行った。

(3月彦根地区・大津地区：テレビ会議システム使用)(9月彦根地区)

④科学研究費助成制度説明会

趣旨・目的：科研費の申請にむけて、制度変更点、研究不正防止、研究者倫理等の理解を深めるために実施

主催者：統括責任者・学部長

実施概要：各学部での教授会の際に開催する科学研究費助成制度説明会において、制度変更点、研究不正防止、研究倫理教材等について説明している。(9月彦根地区1回、大津地区1回)

大学における研究倫理教育の履修管理については、教員対象の科学研究費助成制度説明会及び事務職員対象の会計研修会での出席者の氏名を確認し把握するとともに、倫理教材の読了報告書、eラーニング受講修了証書により履修管理を行っている。

理解度については、抽出により担当研究者への対面による聞き取りを実施する公的研究費に関する内部監査、特別監査の機会や科学研究費助成制度説明会・セミナーなどの際に確認している。

また、倫理教材読了報告書、eラーニング受講修了証書の未提出者には随時提出を督促し、履修率の向上を図っている。研究倫理教育の充実・改善を図るため平成29年度研究推進機構会議において審議し、教員及び事務職員向けのeラーニング教材の導入を行っている。

(3) 学生に対する研究倫理教育

学部学生及び大学院学生について、各部局共通で行うオリエンテーションやセミナーに加えて、各部局において研究倫理教育を実施している。経済学研究科においては、論文作成研修会において、大学の独自教材を使用し、学位論文の執筆にあたって、論文の構成、テーマや先行研究を探すこと、参考文献の書き方例等を説明するとともに、研究倫理教育に関する内容として、剽窃についても指導を行っている。教育学研究科では、「滋賀大学大学院教育学研究科学位論文審査基準」に沿って、課題研究の授業の中で指導教員から論文作成時の留意事項について指導している。

【各部局共通】

①入学式後のオリエンテーションでの研究倫理講演会

趣旨・目的：研究者としての倫理やモラルに関する理解を促す目的として実施

主催者：滋賀大学

実施概要：入学式後のオリエンテーションにおいて、学部・大学院の新入生に対して、研究倫理に関する講演会を開催し啓発を行った。

目次

1. なぜ研究倫理を学ぶ必要があるのか
2. 研究倫理とは何か？
3. 研究倫理で具体的に気をつけること

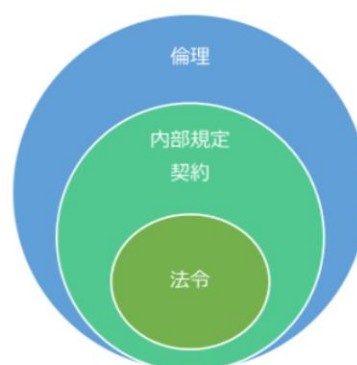
2

2. 研究倫理とは何か？

単に法令を遵守することだけでなく、内部規定や第三者との契約の順守、社会的規範や社会通念等、一般的な倫理も守ることである。

つまり法令に違反していないから問題ないというわけではない。

研究活動においては、それがもたらす一般社会への影響を十分理解しなければならない。



積極的に遵守すべき範囲

出典：「大学とコンプライアンス概論」 九州大学教授 田部津麻生 監修 ユネスコ横浜ソーシャルビジネス研究センターエグゼクティブディレクター 田部津麻生

7

研究不正行為の全体概念

研究準備時	法令・指針・規則の未確認／資格の不備（放射性物質取扱等）／倫理委員会の未審査（バイオ等の実験）／杜撰な研究計画	その他 各種ハラスメント 未許可物品の購入 研究費の私的流用 備品の私的利用
実験・調査時	有害・危険な手法の採用／被験者保護規定の違反／侵襲性の高い実験手法の採用（身体的・精神的）／実験動物の虐待／データの誤入力／文化財保護違反／労働基準法の違反	
分析・考察時	人為的なデータの選択（改ざん）／不適切な統計処理（捏造）／一次データ（生データ）の不保持／データの不適正管理（データの種別が不明等）／データの不正持出し	
研究発表時	盗用（引用の非表示等）／出版時の不正な修正（改ざん）／オーサiership違反（貢献していない者が著者に入る・貢献した人を著者から外す）／発表済み論文と類似内容で論文発表（サライ出版）／一次データ提供の保留・拒否	

8

最後に

- 研究倫理違反は、研究者・社会人としても致命傷になる
些細な事と思っても、WEB上に記録は残り続ける。
- 不正防止の要は適切な計画作成
捏造・改ざんは、綿密な研究・実験計画を立てることで回避しましょう。
研究倫理委員会を通さなければならないような研究は、早めに、綿密に、研究計画を立てましょう。
- 研究不正は故意よりも、無知とミスによる
自己盗用にはくれぐれもご注意を。
- 不明事項は独断せずに相談が大切
わからないことがあれば、指導教員や学術国際課 研究支援係に問い合わせてみましょう。
独自判断で失敗してからでは遅いのです。

15

研究倫理研修（学部生） 滋賀大学

②大学院生を対象とした研究倫理セミナー

趣旨・目的：研究者の端緒についている大学院生に向けた研究者倫理教育として実施

主催者：滋賀大学及び各研究科

実施概要：教育学研究科と経済学研究科を対象に各1回実施。研究者の端緒についている大学院生に向け、実際に研究論文を作成していく上で注意が必要な倫理的配慮全般の基本概念と予防的行動を学んでもらう。

③在学生に対する研究倫理教育の実施

趣旨・目的：学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくために実施

主催者：滋賀大学及び各学部

実施概要：教育学部 2～4 回生と経済学部 3・4 回生を対象に、卒業研究にかかる 3・4 回生をイメージして、研究に於ける倫理の概論を、独自教材を利用し説明担当教員がゼミやコース毎の授業において実施。

【経済学研究科】

④「履修ガイダンス」及び「論文作成研修会」での大学院生対象倫理教育

趣旨・目的：論文作成にあたって、先行研究の利用の仕方などの技法とともに、引用や参照の仕方などの作法を指導し、剽窃等の不適切な行為を防止する。

主催者：経済学研究科

実施概要：経済学研究科主催の「履修ガイダンス」（新入学の院生全員対象：4 月）と「論文作成研修会」（博士前期 2 回生全員対象：6 月）において、副研究科長ないしは教員がレクチャー（講義形式）。

独自教材（配布レジュメと、パワーポイントによるスライド映写）



●オリジナリティの重要性

➤研究論文には**独創性（オリジナリティー）**が求められる

➤**先行研究を理解することが重要**

先行研究と対比して、自身の独創性を明示する必要がある

➤**サーベイ論文（展望論文）**

先行研究、研究分野の動向を独自の視点で概観、整理して評価・展望を示すもの

6. 剽窃

- 他人の作品や学説などを自分のものとして発表すること
- 研究者の世界では一般的に剽窃等の不正行為を行うと免職（クビ）になる、当然のことながら研究の世界からは排除される

➡ 剽窃は絶対にやってはいけない

18

● 具体例2：他の人の論文等の内容を、適切な引用なく要約すること

- 他の人の論文等の内容を要約する場合には、その文献を参考文献リストに記載する必要あり

（例）本文中では、「山田（2011）は、…と論じている。」

（例）脚注では、「本節は主として山田（2011）に負ってる。」

20

➤他の人が既に言っていることと、自らが新たに付け加えた知見を明確に**区別した記述**をする必要がある。次の様にすると良い。

あなたの知見は、

「…が重要である。」「…と考えられる。」「…と思われる。」「…ということである。」

他人の知見は、

「山田（2011）は、…が重要であると指摘している。つまり…ということである。」「山田（2011）は、…と考えている。」「山田（2011）と同様に、筆者も…と考える。」

脚注では、

「本節は主として山田（2011）に負っている。」

21

学術論文の書き方（経済学研究科 副研究科長 山田和代）

【教育学研究科】

⑤大学院生対象倫理教育

趣旨・目的：学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくために実施

主催者：教育学研究科

実施概要：「滋賀大学大学院教育学研究科学位論文審査基準」に沿って、課題研究の授業の中で指導教員から論文作成時の留意事項について指導。

【環境総合研究センター】

⑥エディテージの出版倫理の WEB 情報の利用

趣旨・目的：研究員、大学院生と出版倫理の情報を共有し、相互に研究倫理についての理解・認識を深める。

主催者：環境総合研究センター

実施概要：エディテージの出版倫理の WEB 情報などを研究員・大学院生と共有し、相互に理解・認識を深めるようにしている。学部ゼミ生には、研究倫理に関する初級図書を読むよう指導。【参考：エディテージ WEB】

<https://www.editage.jp/insights/categories/publication-ethics>

研究室・研究グループにおいて行っている研究倫理教育については、例えば、以下のよう
な事例がある。

- ・ 共著論文を執筆する際には、研究室でのミーティングや研究グループで論文の相互チェックを行っている。
- ・ 週 1 回実施しているラボミーティングで定期的に研究倫理について触れている。
- ・ ラボノート、ラボ内のデータ共有はクラウド共有化をし、いつでも誰でも見られる状態をつくり透明化を図っている。
- ・ ラボノートの定期的な確認を行っている。
- ・ 卒業・終了時に卒業論文や修士論文に使用したすべての測定データ・図表等を整理して、外付け HD に保管し、次年度以降、教員および同じ試料群を用いて研究を行う学生は、生データを閲覧できるようにしている。
- ・ 研究室内で研究倫理セミナーを実施している。
- ・ ゼミのほとんどの学生が主に小・中・高の学校教員になるため、教員として教材研究や教育実践の報告書を作成・発表などを行うことになる。その際、必要となるデータの有効性、根拠の確認、著作権に対する意識付け、引用の重要性などを指導している。

（４）一定期間の研究データの保存及び開示

保存を義務付けている研究データの範囲、研究データの種類の保存期間や保存方法については、研究者が研究分野の特性を踏まえて個人の判断でデータの保存をしている。

保存対象の研究データと廃棄する研究データの区分については、原則的に個人研究なので研究者自身の判断で保管・廃棄を区分している。また、研究に利用した後の標本等の管理のほか、研究データの保存等は全て個人で行っている。

例えば、学会発表・論文投稿に必要なデータかどうかで判断しており、成果発表に関わるデータは保存対象としている。ある研究室では、データやノートは卒業・修了時に教員に提出するように指導しており、その際、学生に対して発表・論文を共著で行う旨を確認している。また、別の研究室では、学生の卒業論文のデータは基本的に廃棄とするが、論文を投稿する可能性がある場合は教員が保管することを決めているケースもある。

転出または退職する研究者が保有する研究データの保存については、日本学術会議のガイドラインに沿っており、研究者本人が判断するが、例えば、10 年以内に発表された論文に関する電子データの保存については、退職時に研究者が大学に相談することもある。

実際には、退職者（前任者）の標本管理用のスペースが確保できず、保管も困難なためほぼすべてを廃棄されることがある。また、前任者と研究分野が異なるため、データは退職時に本人が処分することがある。このほか、前任者によって保管されたデータを一部引き継ぎ、電子データは廃棄せずに保管しているが、紙データは現在のところ保管スペースがあり置いているが、5 年を超えたものについては廃棄を検討しているケースもある。

このほか、研究資料の保存については、経済学部附属資料館では、歴史資料の散逸を防止し、保存、学術的活用を図ることにより、経済史、経営史および社会史等の発展に寄与することを目的に、寄託等による古文書・古記録の収集保管につとめている。

研究室・研究グループ等における研究データの保存等に関する取組については、以下のような事例がある。

- ・日本学術会議のガイドラインに従い、論文発表後 10 年間はデータの保存を行う。生命科学分野の教員自身の実験ノートと実験試料に関しては個人的に保存している。実験装置と消耗品の試料と試薬などは論文にすべて記載し、電子データはバックアップをとっている。学生の実験ノートについてはノートを貸与し、それに記入させるようにしている。学生のデータに関しては一部保存できていない場合や、実験ノートの不備が見られる場合があるため、早急に改善させるよう指導を徹底している。
- ・基本的に、成果発表に関わる全ての実験データをノートと電子ファイルの形で保存している。保存期間は定めていない。
- ・全ての実験のデータ、ノートは教員が保存している。卒業、修了時に教員に提出するように指導している（その際、学生に対して発表・論文を共著で行う旨を確認）。
- ・生データは、学生が各自保管することとしている。教員が責任著者として投稿論文を提出する際には、生データを学生から教員に移管することとしている。
- ・共同研究者と都度規定をつくり取り扱っている。いわゆる「もの」は扱っておらず、基本的には論文等の発表後 10 年間としている。基本的に電子データ化している。
- ・実験ノートは永久保存、発表に用いた試料は 5 年保存としている。
- ・研究のための生データや分析データなどは全て廃棄していない。生態学分野では、採集して計測し、研究に利用した場合、標本として保存することが常識となっているが、このことは他分野から理解されていないため、標本保存用のスペース確保は困難であり、計測後の試料は廃棄するように促されてしまう。
- ・研究室では布の素材特性を基本データとする。測定データ（布の素材特性）は測定時に PC 経由で HD に保管される。生データは自動的に保管される場合が多い。実験に用いた試料(布類)は基本的に長期保存が可能であり、衣装ケースに保管している。
- ・質問紙については、論文での発表、掲載後一定期間、現物を保存している。PC に入力したデータは、特に理由がない限り、保存している。面接調査の記録においては、ワープロ文字に起こしたファイルについてはパスワードをつけて PC やバックアップメディアに保存しており、それをプリントアウトしたものについては、常に手元のキャビネットに格納している。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

情報倫理教育に関して、情報演習室や図書館、創造学習センターに設置している学生教育用コンピュータに「情報倫理デジタルビデオ小品集6」を導入しており、自習時間等に学生や院生が自主的に視聴して、情報機器の利用のマナーやレポート作成において倫理的に注意すべきポイント等を学習できる環境を提供している。

調査の公正性、適正性を担保するための取組としては、必要があれば、研究をはじめる前に学内の倫理委員会で確認を受けている。また、面接調査の前には、対象者個々人に対して、データの保存や守秘に関して誓約書を提示し、了解をとっている。

調査結果 京都工芸繊維大学

(1) 研究倫理教育の体制

ガイドラインを踏まえた研究倫理教育の体制については、学長を最高管理責任者、研究担当理事を統括管理責任者として置いている。また、研究活動上の不正行為防止等に関する取組の実施に係る実質的な責任と権限を持つ者として、学系長を研究倫理教育責任者に、副学系長を研究倫理副責任者としている。さらに、研究活動上の不正行為防止等に関する取組の実施に係る情報を研究倫理教育責任者である学系長に着実に伝達するため、研究推進課長及び学務課長を研究倫理教育支援者としている。

大学全体での実施計画等については、最高管理責任者である学長のリーダーシップのもと、「京都工芸繊維大学における研究活動上の行動規範」(平成28年3月16日学長裁定)により、本学において研究に携わる全ての者が遵守すべき行動規範を定め、総括管理責任者が、「国立大学法人京都工芸繊維大学における研究活動の不正防止計画」(平成28年3月16日総括管理責任者裁定)において、研修や教育の実施を行うこととしている。

また、中期目標では、「研究における不正行為の発生を防止するための管理体制を強化する。」、中期計画では、「研究倫理の向上を図るため、教員や学生に対し研究倫理に関する研修等を年1回以上実施する。実施にあたっては、理解度テストを継続的に実施し、研修の効果の把握・改善等に活用する。また、博士論文等に対し、ソフトを用いた不正引用チェック等を実施するなど、研究不正防止のための管理体制を強化する。」、年度計画では、「教員や学生に対し研究倫理に関する研修の実施及びeラーニング教材の活用により、意識の向上を図るとともに、論文引用確認ソフトの博士論文審査時における利用を促す。」と策定している。

実際に活動する際には、研究担当理事を室長として、副学長と各学系長で構成する研究不正防止対策室が中心となって行っており、不正防止対策計画書を策定し、教育等を実施している。

大学における研究倫理教育の履修管理については、毎年開催している環境安全教育デーに実施している研究倫理研修参加の際に、出席確認を行っている。eラーニング研修については、研究推進課が管理責任者として履修状況を管理している。また、ガイドライン導入時に、全教職員に対して理解度テストを実施している。

（２）研究者等に対する研究倫理教育

研究者等について、大学全体として実施している研究倫理教育に関する取組として、以下のようなものがある。

1. 毎年４月に環境安全教育デーを設定し、全教職員を対象とした、「教職員研修」を開催している。その中で、研究不正防止対策室長である研究担当理事から「研究倫理教育」を、財務担当理事から「研究費の適切な執行」をコンプライアンス教育として実施している。また、受講できなかった者に対しても、当日の講演を録画し、ホームページにて受講できるようにし、フォローアップを行っている。
2. 「研究倫理教育」については、APRIN の e ラーニング教材（JST 事業者コース生命医科学系、理工系、人文系の既存コースと、同じ単元で本学用の３コース）を受講対象者に、平成３０年４月より受講可能とした。それまでは、日本学術振興会の e ラーニング教材（eL CoRE）を受講することとしていた。なお、管理者は、e ラーニングシステムを通じて、受講対象者の受講状況も随時確認できるようにしている。

また、４月に研究活動等不正防止対策室長（研究担当理事）が実施した「研究倫理セミナー」では、研究活動上の不正行為に関する制度等の説明に加え、大学独自の取組として、研究成果を適切に発表するための指針等についても説明を行っている。

また、大学において研究倫理教育に関する資料として、パンフレット「研究者の品格—科学の信頼のために—」を作成し配布している。パンフレットでは、社会に応える研究をおこなうため、研究の遂行や研究成果の発信において留意すべきこと等についても説明している。

京都工芸繊維大学

は、建学以来培われてきた科学と芸術の融合を目指す学風を発展させ、研究者の自由な発想に基づき、深い感動を呼ぶ美の探求と卓越した知の構築によって、人類・社会の未来を切り拓く学術と芸術を創成することを研究理念として掲げています。

このリーフレットは、本学の教職員及び学生である研究者が研究を遂行するために、社会的責任をもって、研究を遂行するうえで、最低限必要な研究倫理を掲載しています。必ず読んでいただき、あわせて毎年開催している研究倫理教育も受講してください。

また、「京都工芸繊維大学における研究活動上の行動規範」を定め、本学で研究に携わる全ての研究者が遵守すべきことを定めています。そこには、研究者の責務、公正な研究をおこなうこと、社会への貢献、法令遵守を宣言していますが、

もし、不正行為が発覚したり、発生がある場合は、以下に連絡してください。

「研究活動の不正行為に関する匿名受付窓口」

研究推進課（3号館3階）
電話：075-724-7034
メール：kenkyu_fusei@kit.ac.jp



研究活動における不正行為とは、研究者倫理に背馳し、研究活動、研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学コミュニケーションを妨げる行為です。以下のような例が不正行為や不適切行為にあたります。

- ◆ 得られたデータや結果の**捏造、改ざん**、及び他者の研究成果等の**盗用**
- ◆ 他の学術誌等に発表済又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する**二重投稿**、論文著作者が適正に公表されない**不適切なオーサーシップ**

参考URL

https://www.kit.ac.jp/uni_index/unfairness-accuse/http://research.jim.kit.ac.jp/gakuna/html/httdocs/7page_id=104



京都工芸繊維大学

研究者の品格
—科学の信頼のために—

京都工芸繊維大学
研究活動等不正防止対策室
平成30年3月



研究の遂行

世にも知らぬ真理の探求、解明成功してない技術の開発、独創的な作品の創造、新しい社会システムの構築、これにより新しき学問を作り出すことが研究の目標です。楽観し、奮励に邁進した研究に誇りを感じよう。

研究にはオリジナリティが必要ですが、他者が同様の研究を行っているか、かつ既に同じ分野の文献を調べ研究を行います。他に同様の研究が行われている場合、その研究を尊重し、不当に過小評価したり、侮蔑したりすることは避け、他者の研究を正當に引用しましょう。

- 研究の意義と研究の価値を究明し、所属する分野及び社会に対して有益となるような研究を考えましょう。
- 研究の自由は、人権保護や法令等の遵守など守るべき義務と責任を果たしてこそ保障されるものであることを理解しましょう。
- 個人情報保護、利益相反、および本学の安全保障輸出管理に適切に配慮・対応しましょう。
- データ類を扱う研究においては、常にデータおよび測定法や測定条件（温度など）を実験ノートに日付を入れ、記録しましょう。いつどこで研究が行われたかを記録することは、研究の優先権を主張する際に重要です。
- 実験データは必ず再現性があることを確認しましょう。再現性のないデータは真実であるとはみなされません。この場合は再検討や再実験が必要です。
- 設備や設備等の資料や実験・標準等の試料に対して適切に保存・管理しましょう。
- 研究内容によっては部外者には漏らさないよう秘密保持に努めましょう。

社会に応える研究 をおこなうために...



研究成果の発信

研究成果は、学会、研究会で発表して、研究に対する多角的な視点からのフィードバックを受けます。このことによりさらに研究を深め、最終に論文等として公開して知能を共有することで社会に還元し、社会的責任を果たします。

- 研究成果を、学会で発表することで学術的検証を受けると同時に、さらなる発展の起点としましょう。
- 研究成果がまとまった場合には論文として公表しましょう。公表によって、社会全体の共有財産となり、社会に還元することになります。
- 他者の研究による成果（学術論文・書籍・記事など）を尊重しましょう。自分の研究の位置づけを正確に行い、ヒントを導く他者の研究は必ず引用文献として掲載しましょう。適切な出典の記載が無い場合、著作権に抵触する恐れもありますので、注意しましょう。研究に関わった実質の貢献者を不当に扱うことなく共著者に追加、献料提供など寄与の少ない関係者は謝辞に載せるなど、適切なオーサーシップにより発表や公表を行いましょう。
- 掲載済みである論文と同一の情報を別の学術雑誌に投稿する行為は二重投稿とみなされます。研究家の信頼と価値を損なう結果となりますので、研究成果を投稿する際には注意が必要です。
- 論理を十分吟味して論文を書きましょう。主観的な論理になっていないか、断片的な内容になっていないか、慎重に検証しましょう。複数の研究費で論文の内容を議論することも重要です。



パンフレット「研究者の品格—科学の信頼のために—」 京都工芸繊維大学

（３）学生に対する研究倫理教育

学部学生及び大学院生に対して実施している研究倫理教育については、以下のような取組を行っている。

1. レポートや論文作成を行う際の盗用・剽窃に関する教育として、学部では、「工芸科学基礎」（１年次・選択必修科目）の学長が担当する講義において、レポートの盗用に関する研究倫理教育を実施している。
2. 毎年４月に環境安全教育デーを設定し、４回生全員、修士（学外からの新規入学者）を対象とした、「環境安全教育研修」を開催している。その中で、研究不正防止対策室長である研究担当理事から「研究倫理教育」を実施している。
3. 課程、博士前期課程、博士後期課程それぞれにおいて、入学時オリエンテーション時に研究倫理教育を実施している。

このほか、研究室・研究グループ等における研究倫理教育についての取組事例として以下のようなものがある。

- ・論文を投稿する際に、学生を同席させ、実際に投稿する手順を確認させることにより、これまでの研究倫理教育が、座学だけではなくどのような形で論文に関係しているのかを意識させ、より理解を深めるようにしている。
- ・研究室を大きく２つにわけ（更に小グループに分けグループミーティングを行っている。）、論文を投稿する際には、必ず別グループが確認することになり、相互チェックを行っている。

（４）一定期間の研究データの保存及び開示

保存を義務付けている研究データの範囲等については、「京都工芸繊維大学における研究データの保存・開示の方法等の基準に関する規則」に、保存する研究データの範囲、研究データの種類の保存期間、保存方法を規定している。策定の際には、日本学術会議 科学研究に於ける健全性の向上について（２０１５／３／６回答）を踏まえて制定することとし、研究分野の特性を踏まえ、学系毎に定めている。

保存対象の研究データと廃棄データについては、研究者自らが考え決定することを規則に明記している。

転出又は退職する研究者が保有する研究データの保存については、大学で確認することとしており、当該研究者に、保有する研究データの保存方法について、「研究データ等引き継ぎ等証明書」により、該当する論文等を確認するとともに、保存媒体を記載したうえで、保管者の記名・押印のうえ、大学に提出することとしている。

平成30年2月1日

退職教員各位

研究推進課

研究データの保存について（依頼）

研究データの保存につきましては、「京都工芸繊維大学における研究データ等の保存、開示の方法等の基準に関する規則」（平成28年2月18日制定）において、取扱いを規定しているところです。

つきましては、退職等により本学を離れられる先生におかれましては、以下のとおりお取り扱いいただくこととなりますので、ご対応のほどよろしくお願いします。

◎研究者の異動及び退職時の研究データ等の取扱

本学を離れる研究者（退職、他機関への異動等）の方は、学系等内で引き継ぎ者を決定し、研究データ等引き継ぎ等証明書を提出してください。

もし、学系等内で引き継ぎ者がいない場合は、大学が保管しますので、次の資料を作成の上、研究推進課まで提出してください。

- ①研究データ等引き継ぎ証明書
- ②資料（データ）—紙媒体・電子媒体どちらでも可
- ③試料・装置

※ 2006年以降に発表された論文が、主対象ですが、それ以前の分についてもお引きつけできます。

※ 研究推進課にて保管する場合は、専用の保管箱を用意していますので、連絡ください。

※ 提出期限は、3月9日（金）とさせていただきます。

詳細は、研究推進課担当者までお問い合わせください。

★担当者★

研究推進課 岡田、小松

内線 7714、7038

Eメール ken-apply@kit.ac.jp

見 本

研究データ等引継ぎ等証明書

所属（学系等）	〇〇学系	氏 名	〇〇 〇〇
---------	------	-----	-------

※以下、該当箇所にご記入ください。

例① 論文発表の場合

論文等の表題	エネルギー・・・・・・
著 者 名	（共著の場合は著者の所属・氏名を列記し、責任著者に○印を付けてください。） 南北 次郎（本学助教）、松 映子（本学■専攻学生）、○東西 太郎（■ ■大学教授）
機関紙等の名称 及び 発行元	平成△年△月号日本〇〇学会英文論文誌 一般社団法人 〇〇学会
掲 載 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

例② 学会発表の場合

発表タイトル	高精度・・・・・・
共 同 発 表 者	南北 次郎（本学助教）、松 映子（本学■専攻学生）
学会名等の名称	第●会秋期大会 日本〇〇学会
発 表 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

研究データ等 記 録 媒 体	紙媒体 電子媒体（ CD 1 枚）
保 管 者	所属 〇〇学系 南北 次郎 印 or ・大学（研究推進課）に提出。
備 考	

研究推進課確認日

研究データ等引継ぎ証明書

保管方法は、大学が保管する場合は、指定の保管場所に研究者毎に段ボールで保管している。研究室単位の場合は、共同研究者である在職する教員が保管することが多い。一部の学系では、学系単位で一括保管している場合もある。

研究データの帰属先については、規則では、研究データは、オリジナルを大学に残すこととしている。それに依りがたい場合は、研究倫理教育責任者と個別協議して決定することとしている。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

大学では、平成29年4月に研究成果を適切に発表するための全学的な指針を定めており、「京都工芸繊維大学における研究成果を適切に発表するための指針」では、研究活動上の不正行為及び不適切な行為として、例えば、二重投稿の定義や判断基準についての大学の見解を示している。また、研究業績の取扱いとして、例えば、査読付き会議プロシーディングの業績カウントの取扱い方など、具体的に研究業績の取扱いを示している。さらに、「京都工芸繊維大学における研究成果を適切に発表するための指針における研究業績の取扱いに関する取り決めについて」において、学系等ごとに、具体的に研究業績の取扱いを定めている。

本学における取り組み



【不正行為を抑止するための体制整備】

●規則等

- ・ 京都工芸繊維大学研究活動における不正行為等の取扱いに関する規則 (H20.3.27制定、**H27.3.12改正**)
- ・ 京都工芸繊維大学における研究データ等の保存、開示の方法等の基準に関する規則 (**H28. 2. 28制定**)
- ・ 京都工芸繊維大学における研究活動上の行動規範 (**H28. 3. 16制定**)
- ・ 国立大学法人京都工芸繊維大学における研究活動の不正防止計画 (**H28. 3. 16制定**)

H29. 4. 12制定

- ・ 京都工芸繊維大学における研究成果を適切に発表するための指針
- ・ 京都工芸繊維大学における研究成果を適切に発表するための指針における研究業績の取扱いに関する取り決めについて

22

研究倫理セミナー 平成30年4月25日 研究活動等不正防止対策室長 吉本昌弘

論文の書き方についての外部講師による講習会を行うことにより、論文の一般的な作法（注意すること）を再確認することを期待し、若手研究者（助教～准教授を、博士課程学生は参考）を対象に英語論文執筆セミナーを開催している。

テニユアトラック教員（主に助教）に対する教育研究及びテニユア取得に関する指導及び助言を行うため、各テニユアトラック教員にメンターを配置することとしており、メンターは、教育研究の経験が豊富な大学の教育を充てている。

調査結果 同志社大学

(1) 研究倫理教育の体制

ガイドラインを踏まえた研究倫理教育の体制については、学長は、研究活動上の不正行為の防止に関する取組の最終責任者として、大学における倫理教育の向上及び不正行為の防止等に関する責任者である副学長（学長指名）とともに、公正な研究活動を推進することとしている。公正な研究活動の前提となる研究者の研究倫理意識を高揚するための、必要な啓発、倫理教育の計画の策定、実施については機関の責務と定め、学長が委嘱する委員で構成する同志社大学研究倫理委員会が倫理教育の計画、実施方法の策定を行っている。研究倫理教育の実施については、研究倫理教育責任者である学部・研究科等の長が所属する研究者及び学生に対して、研究倫理委員会が定めた実施計画に基づき行うものとしており、必要に応じて、分野の特性を反映させる等した学部・研究科等が作成する独自教材等を用いる等の対応も可能として実施している。

同志社大学研究倫理委員会が、年度末に翌年度の研究倫理教育に係る実施計画を策定している。同委員会が定めた実施計画に基づき、毎年4月中旬以降、研究倫理教育責任者である学部・研究科等の長が、所属する研究者、学生に対して研究倫理教育を実施することとしており、現在は、①日本学術振興会「科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-」（テキスト通読）、②同 e ラーニング版、③APRIN e ラーニング（JST 事業受講者コース必修単元）を大学における研究倫理教育とし、受講を課している。なお、先述のとおり、学部・研究科等が作成する独自教材等を用いることも可能である。

このほか、同志社大学研究倫理委員会では、研究者の研究倫理意識高揚のため、「研究倫理向上ウィーク」を実施している。また、「研究倫理パンフレット」及び「研究倫理リーフレット」を作成し、毎年、全学に配付する等、学部生を含めた研究倫理意識の醸成に向けた取組を行っている。

学部、研究科、研究所における実施計画については、各学部長、研究科長、所長等が「研究倫理教育責任者」として、各所属における研究者、学生の研究倫理教育を遂行している。同志社大学研究倫理委員会が定めた実施計画に加えて、以下の通り、各学部、研究科等で行っている取組がある。

① 心理学部

- 1) 大学院新入生には4月のオリエンテーション期間に、大学院のその他の在学生には毎年2月に開催される研究科主催の研究報告会にて、大学院教務主任によるハラスメント防止のガイダンスを行っている。
- 2) 学部4年生と大学院生に対して、毎年12月に、個人情報保護に関する説明及び取扱の注

意喚起メールを研究主任より送信している。

- 3) 上記 1)、2)の方針や内容に変更がある場合は、主任会及び教授会・研究科委員会で確認を行っている。
- 4) 日常的には、指導教員が研究上の不正行為を防止すべく指導している。

同志社大学心理学部では、心理学研究における個人情報保護のためのガイドラインを以下のように定めました。心理学部およびその関連組織において心理学研究に研究を進めるものはガイドラインを遵守して研究活動をすすめてください。また、「同志社大学「人を対象とする研究」倫理規準」「日本心理学会倫理規程」などの規程も参照して下さい。

心理学研究における個人情報の保護のためのガイドライン

2005年12月19日
2017年1月18日改訂
同志社大学心理学部

I 個人情報とは

個人情報とは（ア）個人に関する情報であり、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるもの、（イ）他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの、（ウ）個人を識別できる符号（例：パスポート番号）が含まれるもののことをいう。

例えば、氏名や学籍番号は個人情報であり、その情報と共に記載されたその人の情報（例：住所、電話番号、性別、年齢、実験やアンケートの結果）は全て個人情報である。また、複数のリストを照合することなどにより容易に個人が特定できる場合には個人情報になる。また、研究対象者（被験者）の顔が映ったビデオや写真などは、学籍番号や氏名が伴ってなくても個人情報である。

II 個人情報の保護に関する方針

以下の方針に従うこと

A. 個人情報の取得について

A-1. 利用目的をできるだけ特定し、利用目的の範囲内で取得をする

研究目的との関係で真に必要な情報のみしか収集してはならない。性別や年齢は、研究を報告する上で不可欠であることが多いが、学部・学年など、匿名加工（Cを参照）してデータを保管した場合にも、個人を特定する有力な手がかりとなる情報はむやみに聞かない。

研究対象者募集の際に連絡先（電話番号やメールアドレスなど）を聞くことはできる限り控える。真にやむを得ぬ事情により聞く場合は、Bに示すようにデータの保管・管理を厳重に行うこと。

A-2. 利用目的を研究対象者に説明する（取得前でも取得後でもよい）

研究のインフォームド・コンセントの一部として、どのような個人情報をどのような目的で利用するために収集するのか、研究対象者に十分な説明を行うこと。研究計画上、事前に研究対象者に対して研究内容の全情報が開示できない場合には、事後に情報を開示し、開示しなかった理由なども十分に説明する。

A-3. 特別にプライベートな事柄を尋ねる場合は、本人の事前同意をとる

人種、心情、社会的身分、病歴、健康診断の結果など、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する内容を含む

心理学研究における個人情報の保護のためのガイドライン

② 生命医科学研究科

研究室教員を中心として、ポスドクの補助のもとに研究の不正行為を防止する指導を実施している。研究スタート時に、研究グループごとに小人数を対象としたガイダンスを開催し、研究者として必要な倫理観を醸成している。

③ 理工学部、理工学研究科

教員、研究員、研究支援員や大学院生、学部生に対して、研究倫理教育、コンプライアンス

教育の受講を周知している。また、研究室に所属する学生に対しては研究指導教員が研究上の不正行為防止を指導している。

④ 人文科学研究所

研究倫理実施計画は策定していないが、研究主任を中心に研究所内の研究倫理意識の醸成に努めている。また、部門研究会の研究活動に対して研究倫理意識を醸成する取組に着手する予定であり、代表者懇談会において各部門研究会の研究代表者に周知する予定である。

大学における研究倫理教育の履修管理については、研究倫理教育はコンプライアンス教育と同時に実施しており、研究不正防止に関する確認書の提出を義務付けることで、受講済みプログラムを把握するようにしている。同確認書の提出をもって、各研究者が研究倫理教育について理解を深めたとの認識にたっている。また、例年 9 月に研究活動上の不正行為の防止に関する取組の最終責任者である学長、大学における倫理教育の向上及び不正行為の防止等に関する責任者である副学長（学長指名）、研究倫理教育責任者である学部・研究科等の長が構成員である部長会にて受講状況の確認を行っている。

（２）研究者等に対する研究倫理教育

研究者等に対して、大学全体として実施する研究倫理教育については、以下のようになっている。

1 e ラーニング及び研究倫理教材の通読

学修内容：e ラーニング及び研究倫理教材を用いた自学自習

e ラーニング及び研究倫理教材「科学の健全な発展のために」を用いた自学自習は年 1 回の実施。学部、研究科によっては年 2 回実施している。

2 研究倫理向上ウィークを実施し、期間中さまざまなイベントを開催。

①学外講師による講演会開催「研究者の立場から研究不正を考える」

②研究倫理に資する関連図書を一同に集めた「研究倫理図書フェア」の開催（両校地図書館）

③ラーニング・アシスタントやティーチング・アシスタントといった、学部生に「教える」機会のある大学院生を対象に、ランチタイムに集まってもらい、研究倫理についてフランクに語り合う交流会を開催

④プロ講習会「大学生と著作権～正しいコピーのすすめ～」を開催。著作権について解説。

⑤主に学部生を対象としたアカデミック・スキルセミナーを開催。「レポートの構成法」「引用の方法」等。

研究倫理向上ウィークは年 1 回の開催ではあるが、図書館におけるプロ講習会や各種講習会、ラーニング・コモンズにおけるアカデミックセミナーは、年間を通して複数回開催されている。

3 研究倫理参考図書の収集、貸出

・倫理審査室に設置している研究倫理関連図書リストを教職員のページ（WEB）で公開し、学内教職員がいつでも倫理審査室にて閲覧できるようにしている。

4 ラーニング・コモンズにおけるラーニング・アシスタントによる学習指導

- ・ラーニング・アシスタント（トレーニングを受けた大学院生）が Learning Tips と題し 1 枚物の資料を作成し、引用の方法や参考文献の書き方、質問紙調査の進め方等を分かりやすくまとめ、学習相談にきた学生に配付している。
- ・ラーニング・アシスタントによる学習相談は通年開催。

©2016 同志社大学 学習支援・教育開発センター

※レポートの書き方は学問分野によって異なる場合があります。これはあくまで一例です。

アカデミックスキル入門（授業名）
△△△333444（学籍番号） 新島太郎（氏名）

レポート作成が育む能力とは何か（課題名、レポートタイトル（中央揃え））

本レポートでは、_____を目的とする。

【序論】
まず、レポートの冒頭に【序論】を執筆しましょう。（全体の1割程度）
【序論】はレポートの概略を示すとともに、レポート作成目的や全体の構成を簡単に読み手に伝えるものです。
（「本レポートでは、……を明らかにする」「本レポートでは、……を検討する」など）

○○○では、_____とされている。しかし、△△では
_____が指摘された。なぜなら、_____
_____だからである。

したがって、_____といえる。

【本論】
【序論】と内容が合致するように【本論】を執筆しましょう。（全体の8割程度）
【本論】では【序論】で述べた目的を達成するために、必要に応じて文献を引用したり、図表を添付したりしつつ、論理的に主張を述べます。

以上、本レポートでは、_____した。

【結論】
レポートの結びとして【結論】を執筆しましょう。（全体の1割程度）
【結論】は、レポート全体の内容を簡単にまとめる部分です。
ただし、【序論】で予告したレポートの概略と合致しなくてはなりません。
（「以上、本レポートでは○○を明らかにした。○○とは、□□□である。」、「以上、本レポートでは××を検討した。××とは△△である。」など）

（○○○文字）
（執筆文字数：本文文字数のみ）

【参考文献】
（単行本の場合）著者名（発行年）『書名』、発行所名。
（翻訳書の場合）著者名（翻訳者名）（発行年）『書名』、発行所名。
（論文の場合）著者名（発行年）「論文のタイトル」、『雑誌タイトル』、巻番号、頁。
（新聞の場合）著者名、発行年、「記事のタイトル」、『新聞名』、朝刊、発行年月日、掲載面。
（インターネット上の資料の場合）著者名、発行年、「タイトル」、URL（アクセス年月日）。

【参考文献】の注意！！！！（レポート作成にあたり参考・引用した資料は【参考文献】として明らかにしましょう）
※【参考文献】の書き方は、専門分野や所属学会によって異なります。先生の指示がある場合は必ず従いましょう。
※指示がなく使用すべき形式が不明な場合は、先生の論文や研究書で確認もしくは学習相談にいらしてください。

レポート作成に関する資料（学習支援・教育開発センター）

5 論文剽窃チェックツールの導入

- ・研究開発推進機構において論文等の剽窃検知オンラインツール「iThenticate」を導入。

6 e-class における類似レポート検索機能

- ・e-class における類似レポート検知機能は、e-class を利用している全ての教員が利用可能で、同クラスを登録している学生は、検知機能が搭載されていることを認識しており、剽窃や盗用の抑止力としても期待されている。

(3) 学生に対する研究倫理教育

学部学生及び大学院生に対して大学として実施している研究倫理教育については、各学部、研究科において、授業や日常の指導、オリエンテーション等の機会を捉えて、研究倫理意識の醸成に努めており、研究不正防止について積極的に指導を行っている。

① 経済学部

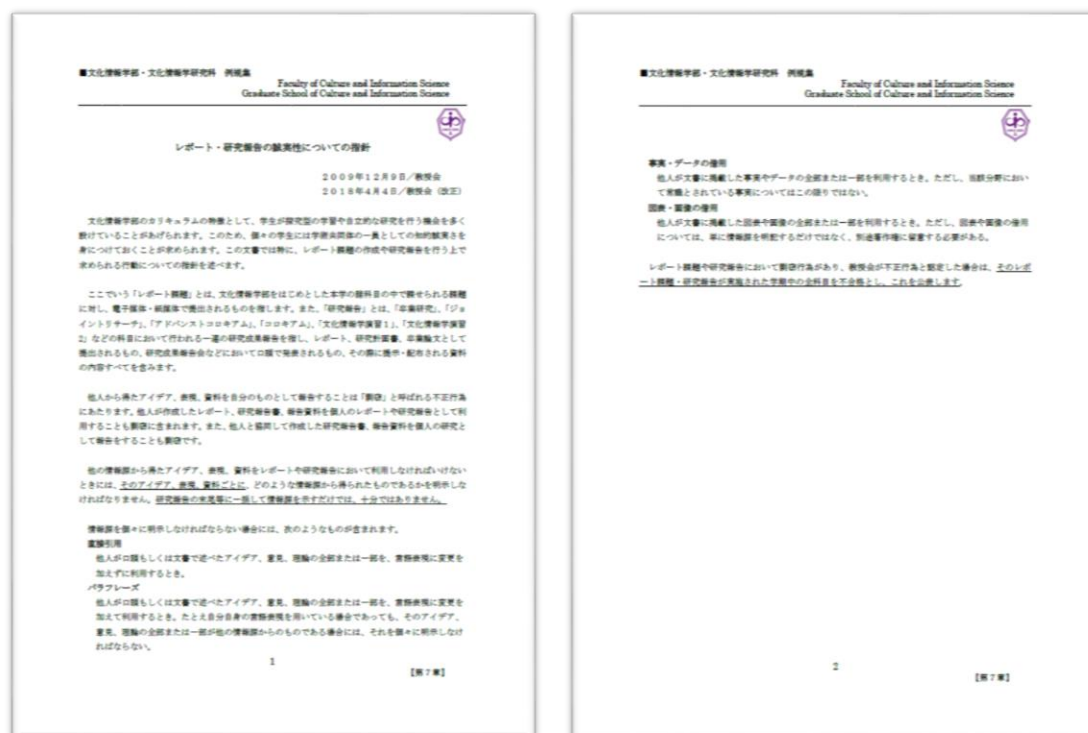
「基礎演習」にて学部1年生全員を対象にレポートの書き方、引用の方法等を指導している。他に、個別教員の取組として「基礎演習」「3年次演習」「卒業研究」において、研究不正防止について指導している。大学院生には4月のオリエンテーション時に教務主任から研究倫理教育を実施。修士論文作成ガイダンスにおいても特定不正行為について触れている。

② 文化情報学部、文化情報学研究科

学部生は、必修科目（「文化情報学入門」や「コロキウム」「ジョイント・リサーチ」等）を中心に、各科目の担当者から随時指導を受ける。更に、4年次には「卒業研究」を登録して研究室に配属される。ここでも、研究室毎に随時指導が行われる。

なお、2018年4月には、「レポート・研究報告の誠実性についての指針」が教授会で承認され、文化情報学部の中で共有を図った。

大学院生に対しても基本的な方向性は同様で、論文指導を目的とする「シンポジウム」の授業や学会発表の機会等に、指導教員から随時指導が行われる。



レポート・研究報告の誠実性についての指針

③ 理工学部

学部科目「工学倫理」や「概論科目（各学科が開設。例えば電気電子工学入門、情報工学概論Ⅰ、科学技術論など）」等において、「科学者、技術者の倫理」についての講義を行っている。

学部科目「知的財産権」や「情報と社会」等において「知的財産権や著作権、個人情報保護法の基礎」を講義している。

実験実習科目内でレポート作成の指導を、研究室単位で論文作成を指導している。

④ 生命医科学部、生命医科学研究科

研究室単位で研究倫理についての、講習・ガイダンスを実施。一般的な研究不正についての指導や、研究予算使用における不正についての倫理的な指導も含まれる。新たに研究室に配属された学部4年生、大学院生を対象に、研究の進め方、研究室でのマナー、実験ノートの書き方等をまとめたルール集を作成し、オリエンテーションを毎年行い、研究倫理意識の向上に努めている。

またゼミや中間発表会等を通して、研究倫理的な側面からの研究計画の重要性や実験結果の解釈の仕方、再現性の重要性について、教員が指導している。

あわせて日本学術振興会「科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得―」の通読も義務づけている。誤った実験手順により意図しない不正が発生することを予防するための、実験計画策定からその遂行まで細かく学生を指導している。

⑤ スポーツ健康科学部

卒業研究を必修科目としていることから、卒業研究の手引きを年度毎に更新し、この中に卒業研究に関わる倫理審査要項を掲載することで卒業研究実施にあたっては倫理的配慮が不可欠であること、ならびにヘルシンキ宣言や大学研究倫理規準の精神を理解・遵守するよう指導を行っている。なお、卒業研究に対しては学部独自に卒業研究教育部会による卒業研究倫理審査を課し、学部全体で卒業研究の適正実施に努めている。

⑥ 心理学部、心理科学研究科

学部1年生向けには、必修科目「ファーストイヤー・セミナー」にて、大学での学びにおける基本的な心構え、レポートの書き方、引用の方法等について指導している。講義形式やグループワークを組み合わせ授業を行っている。

学部2年生向けの必修科目「心理学研究法(1)」（春学期）において、人権の保証と配慮、倫理審査インフォームドコンセント、機密情報の管理、遠隔倫理等について指導している。さらに「心理学研究法(2)（秋学期）」にて、心理学における倫理問題の変遷、日本心理学会の倫理規定、動物の権利、研究不正、科研費の意義について指導している。

学部3年生向けの必修科目「サイエンティスト・プラクティショナーの基礎（2020年度以降は「公認心理師の職責」と名称変更。公認心理師資格をとるもののみ必修科目となる）」にて、日本心理学会の倫理綱領について指導している。

学部3、4年生及び大学院生には、研究室単位で実験ノートの書き方についてゼミ等を通じて指導を行い、研究倫理意識の向上に努めている。また、学部内で人を対象とする研究を行う際には、学部での倫理審査申請が必須であり、指導教員に加えてもう一名の専任教員が研究計画や倫理的問題の確認と指導を行う体制を取っている。

大学院生の授業においては、心理学コースでは心理学体系論、臨床心理学コースでは、臨床心理実習Ⅲ-Ⅵ等の必修科目において、研究倫理に関するガイダンスと意識醸成を行っている。

⑦ グローバル地域文化学部

以下の授業を行い、研究倫理について指導している。

「グローバル地域文化導入セミナー」

- ・授業において、剽窃に関する注意喚起文書を配布している。
- ・レポート等の書き方指導において、引用の仕方を学ぶ中で、引用と剽窃との違いに関して学んでいる。

- ・要約課題のテキストとして剽窃に関する文章を使用し、授業の中で剽窃について考え、学生同士で議論させる機会を設けている。
- 「グローバル地域文化入門セミナー」
 - ・新カリキュラムでは2年次、旧カリキュラムでは1年次、学部必修科目
 - ・書評やレポートを執筆する中で、引用や剽窃に関するさらなる指導を行っている。
- 「グローバル地域文化発展・専門セミナー」
 - ・卒業論文を執筆したり、発表をしたりする中で、剽窃やデータの取り扱いに関する注意を喚起している。
- 「フィールドワーク」
 - ・フィールドワークを実施するうえでの倫理面での問題やフィールドワークで得られたデータの個人情報の管理について指導をしている。

学部によっては、「英文学科ハンドブック」（文学部英文学科）「卒業論文作成の手引き」（文学部文化史学科、国文学科）「**Manual of Style**」（法学部政治学科）「卒業研究の手引き」（スポーツ健康科学部）等オリジナルテキストを作成し、指導に役立てたり、学部、研究科単位で学生のレポート・論文の剽窃検知オンラインツール（**Turn it in**）を導入する等の対応を行っている。（商学部、国際教育インスティテュート、ビジネス研究科）

（４）一定期間の研究データの保存及び開示

保存を義務付けている研究データの範囲、研究データの種類別の保存期間や保存方法については、「同志社大学研究倫理規準」において、研究のために収集又生成した資料、情報、データ等の保管を義務付け、法令又は規程等に定めがある場合はそれに従うものとしている。特に定めがない場合については、研究者が所属する学会の倫理方針や研究内容に応じて、適切な期間及び方法で保存することとしている。

転出又は退職する研究者が保存する研究データの保存については研究室や研究者個人が判断して行っている。

研究データの保存等に関する管理コストについては、研究分野に応じて、研究データの形態は様々であるため、各研究者、研究室が実態に即した保存を行うものとして特段の予算措置を講じていない。一元的に機関が保管場所を確保する形式ではないため、全学的な管理コストは発生していないが、管理コストが発生する場合は、個人研究費やセミナーの運営費／研究室予算から、研究所が保存する場合は研究経費から、部門研究会の場合は部門研究費から支出している。

人を対象とする研究において、同志社大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会において倫理審査申請を行った研究については、計画書に示されたとおりの保存方法、保存期間、廃棄方法を実施しており、特に医学系研究については、毎年1回報告書を作成し、同委員会にて審議している。

このほか、研究室・研究グループ等における研究データの保存等について、以下のような取組事例がある。

- ・ハリス理化学研究所では、研究員と研究支援員を対象にした毎月末の個人面談により、実験ノートの提示とごく簡単な確認を行っている。実験室内で、実験結果のフォーマット化が容易なものについて、電子データの共有を行っている
- ・人文科学研究所では、個人情報の記載もみられる一次資料を多く所蔵することから、「同志社大学人文科学研究所図書利用に関する申合せ」においてそれらを特別閲覧資料と位置づけ、プライバシー保護の観点に立った管理を行っている。

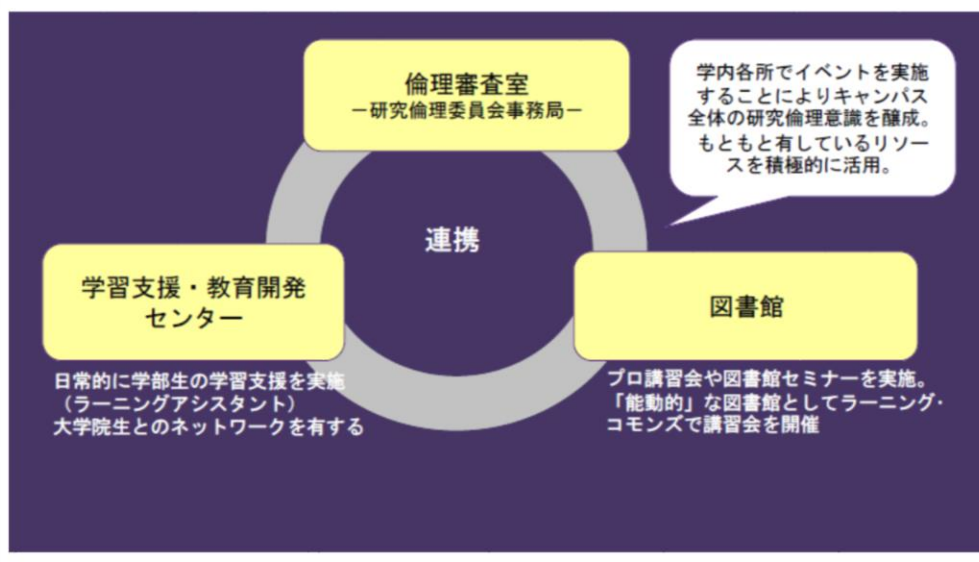
（５）その他研究公正の推進に向けた取組

大学全体の研究公正の推進に向けた取組としては、倫理審査委員会のもと、倫理審査主事がモニタリング活動を行い、研究者に実際にヒアリングを行いながら、研究不正防止に努めている。モニタリングの結果は、研究支援課、監査室と共有し、不正防止のリスク要因の洗い出しに努めている。

研究倫理委員会では、研究倫理パンフレット、研究倫理リーフレットを和文、英文にて作成し、毎年全学に配付するとともに大学公式 HP にも掲載している。新任教員に対する研修会では倫理審査室長が、研究倫理やハラスメント防止に関する講義を行っている。

さらに今年度は、「研究倫理向上ウィーク」の期間中（10/15-11/2）に、研究倫理委員会が講演会「研究者の立場で研究不正を考える」を開催するとともに、図書館、学習支援・教育開発センターの協力を得て、研究倫理に資する関連図書の展示、ラーニング・アシスタントやティーチング・アシスタントを対象として研究倫理について懇談する「大学院生 LA&TA ランチタイム交流会」の開催、プロ講習会「大学生と著作権～正しいコピーのすすめ～」の開催、アカデミック・スキルセミナーの開催を行い、キャンパス全体の研究倫理意識の醸成が図られている。

研究倫理向上ウィーク



研究倫理向上ウィーク

[illegible]

このほか、部局等・研究室における研究公正の推進に向けた取組に関しては、以下のよう
な事例がある。

- ① 理工学部では、科学を志す者の倫理観を醸成するために、「同志社科目群」を必須科目として
いる。同志社科目群では「建学の精神とキリスト教」「キリスト教と人間」「宗教学」等、
大学の建学の精神を学ぶものから、キリスト教思想の根本や歴史を深く学ぶ科目を展開して
いる。
- ② スポーツ健康科学部では卒業研究に関して、学部内の卒業研究教育部会による卒業研究倫理
審査を実施している。
- ③ 心理学部・心理学研究科では、人を対象としてデータをとる実験や調査を開始する前に「実
験・調査実施申請書」を提出させ、研究倫理のチェックを行っている。学部・研究科内にお
ける研究倫理審査体制も整え、全学委員会で審査を行う必要のない研究については、学部・
研究科内で審査を実施できるようにした。
- ④ 大学院科目では、学問分野・領域を超えて他研究科・専攻科目を履修する制度を設けており、
脳科学研究科が提供する「研究安全と倫理」を他研究科にも開放している。同科目では、生
命倫理、社会倫理及び研究者の倫理について、脳科学研究科の教員のみならず、神学研究科
教員も担当者となり指導している。
- ⑤ キリスト教主義教育を掲げる大学として、実験に供せられた動物の慰霊のために、毎年、実
験動物記念式を実験動物記念碑前にて実施している。実験倫理の遵守、安全管理の強化につ
いて認識を新たにし、聖書朗読、祈祷を通して、実験動物に感謝の意を表する機会としてい
る。

調査結果 鳥取大学

(1) 研究倫理教育の体制

ガイドラインを踏まえた研究倫理教育の体制については、最高管理責任者に学長を充て、その補佐に実質的な権限をもつ者として統括研究倫理責任者を置き研究担当理事を充てている。部局等において研究者等を対象に定期的に研究倫理教育を行う者として研究倫理教育責任者に部局等の長を充てている。

また、研究倫理教育方針策定にあたっては、統括研究倫理責任者を長とし、部局等の長等を委員とした横断的な組織である研究活動不正防止推進委員会（以下、「推進委員会」という。）により、部局等の研究倫理教育の取組状況を把握するとともに課題を設定し、さらに、課題を踏まえての研究倫理教育を企画するなど、組織をあげた不正防止の取組を行っている。

大学の中期計画において、「研究活動における不正行為、公的研究費の不正使用等の事前防止及び再発防止のため、倫理教育及びコンプライアンス教育の強化等により教職員への啓発活動を充実し、不正防止活動に取り組む。」としており、平成30年度計画において、「研究活動の不正行為防止のための説明会を行うとともに、研究に携わる者を対象とした研究倫理教育の強化に向けた取組を行う。」としている。

研究活動の不正行為防止のための説明会は、推進委員会で企画立案し、当委員会で参加状況を確認するとともに、アンケートを通じセミナーの効果の検証及び課題を確認することで、次年度のセミナーの企画立案に活用するなど、機関全体での実施計画かつ内容に関するPDCAサイクルを行っている。

また、推進委員会は、部局での研究倫理教育等の状況を収集することで課題を設定し、部局レベルで検討すべきことの提案や、部局での取組状況を全学的に紹介するという方法により研究倫理意識の熟成を行っている。さらに、部局での課題への対応状況や新たな問題点等を確認することで、課題の再設定や対処方法の見直しを行うなど、PDCAサイクルを構築している。

研究倫理教育の履修管理については、APRINのeラーニング教材については、eラーニングシステムから出力した受講状況データを表計算ソフトで集計し、受講状況を把握している。研究倫理セミナーについては、Moodle（eラーニングプラットフォーム）を用いて受講状況を把握している。未受講者に対しては、所属部局から受講の依頼を行っている。

(2) 研究者等に対する研究倫理教育

研究者等に対して、大学全体として実施している研究倫理教育については、研究不正を事前に防止し、公正な研究活動を推進するため、研究者等に求められる倫理規範を修得させることを目的に行っている。

① 研究倫理教育

APRIN の e ラーニング 教材を利用

学修内容：以下の 5 単元を研究者の受講必須単元として実施。

- ・ 研究における不正行為、データの扱い、オーサーシップ、盗用、公的研究費の取り扱い

教材：APRIN の e ラーニング 教材を利用。

実施頻度：5 年に 1 度の受講を義務付けている。

実施形式：個人学修

外国語対応：日本語教材に加えて、英語教材も提供している。

共同研究者対応：共同研究者も受講することができる体制を整えている。

② 研究倫理セミナー

学外から講師を招き開催。当日受講できない者に対しては、後日 e ラーニング や DVD で動画受講できる体制を整備。

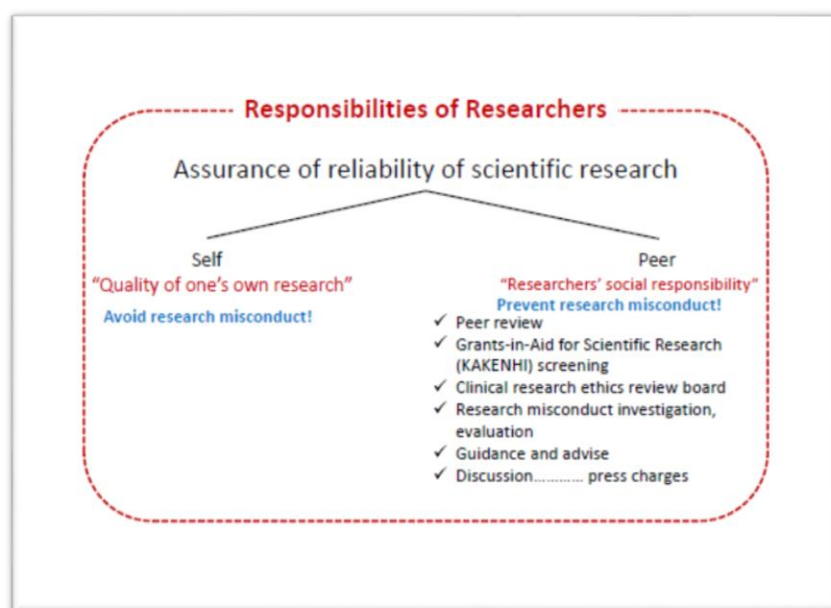
学修内容：以下のタイトルで外部講師による講演を実施。

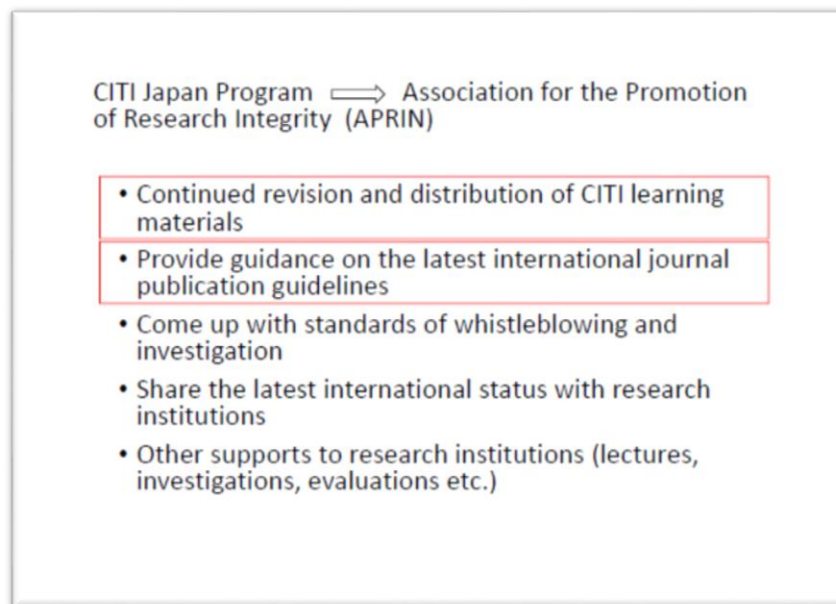
- ・ (平成 29 年度) 研究不正とは何か：日本は動く標的に対応できるのか
- ・ (平成 28 年度) 今後も表面化するわが国の研究不正：原因と対策
- ・ (平成 27 年度) 信頼される研究活動に向けて-研究者に求められる研究不正防止に向けた対応とは-
- ・ (平成 26 年度) 研究倫理教育プログラムの活用にあたって証拠力を高める研究ノート活用のしかた

教材：外部講師が作成した独自教材を利用。

実施頻度：年に 1 度、独立実施している。平成 29 年度からは、教員の受講を必須としている。

実施形式：講義形式





研究倫理セミナー（英語資料）

外国語対応：外国人研究者に対して、英語版テキストを用いて、セミナーの内容を英語で説明した。

共同研究者対応：共同研究者も受講することができる体制を整えている。

③ 学内の科研費公募説明会

研究活動の不正行為防止の啓発を実施

学修内容：研究不正の定義、影響、防止への取組、不正行為の事例紹介など

教材：研究推進担当部署が作成した独自教材を利用。

実施頻度：年に1度、独立実施している。

実施形式：講義形式

④ 学内の新任教員研修会

研究活動の不正行為防止の啓発を実施

学修内容：研究不正の定義、影響、防止への取組、不正行為の事例紹介など

教材：研究推進担当部署が作成した独自教材を利用。

実施頻度：年に1度、独立実施している。

実施形式：講義形式

（３）学生に対する研究倫理教育

学生及び大学院生に対して、大学として実施している研究倫理教育については、以下のような例がある。

①医学部

【学部】（平成29年度、平成30年度）

- ・医学科では、4年次の「社会医学チュートリアル実習」において教員数により班分けをし、

初回の講義において各班を受け持つ教員から研究倫理教育を行っている。また、6 年次の「臨床医学特論 2」において、6 コマ講義を行っている。

- ・生命科学科では、2～3 年次に行われる講義・実習内で授業科目責任者の裁量により随時行っている。その他、4 年次の「生命科学特別研究」の指導教員が随時行っている。
- ・保健学科（看護）では、3 年次の「看護研究方法論」において、2 コマ講義を行っている。その他、4 年次の「看護学課題研究」の指導教員が随時行っている。
- ・保健学科（検査）では、2 年次の必修・専門科目「病気と微生物」において、専門部署（新規医療研究推進センター）の教員により 1 コマ講義を行っている。

【大学院】

- ・研究倫理教育やコンプライアンス教育を義務付けることを平成 29 年度に決定し、平成 30 年度から実施している。全学生に受講させるため、医学系研究科の各課程修了認定のために行う学位審査または論文提出による学位審査を受けるにあたり、これらの受講を完了していることが審査資格の条件となっている。受講確認として、修了証やレポートの提出等を課している。なお、一部専攻の必修科目の一部として実施されているものもある。

研究倫理教育にかかる取り扱いについて

医学系研究科の各課程修了認定のために行う学位審査または論文提出による学位審査を受けるにあたり、受講が義務付けられている次のことについては下記のとおりとする。

記

1. APRiNe ラーニングプログラム(CITI Japan)について

受講修了証の取り扱いは次のとおりとする。ただし、内容が大きく変更された場合は受講歴の有無に関わらず最新の内容を受講することとする。

- (1) 当該課程入学後、APRiNe ラーニングプログラム(CITI Japan)を受講し、修了証を発行した場合
イ) 有効期限は考慮しない。
ロ) 本学教職員として割り当てられた鳥大 ID をもって受講した場合もその修了証は有効とする。
- (2) 当該課程入学前に、APRiNe ラーニングプログラム(CITI Japan)を既に受講しており、修了証を所持している場合
イ) 学位申請時から遡り 10 年前までに受講した場合に限り修了証を有効とする。
ロ) 本学教職員として割り当てられた鳥大 ID をもって受講した場合もその修了証は有効とする。
- (3) 他大学で APRiNe ラーニングプログラム(CITI Japan)に準ずるものを受講し、修了証を所持している場合
イ) 学位申請時から遡り 10 年前までに受講した場合に限り修了証を有効とする。
ロ) 受講内容が APRiNe ラーニングプログラム(CITI Japan)に準ずるものであるかの判断は、研究科長及び当該学生専攻の専攻長が行う。

2. 研究倫理教育にかかる講義について

- (1) 当該課程入学後、研究倫理教育にかかる講義として受講が義務付けられた講義を必ず受講すること。
- (2) やむを得ず受講できない場合は、DVD 等で講義を視聴し、レポートを提出すること。

研究倫理教育に関する取り扱いについて

②工学部

【学部】(平成 29 年度、平成 30 年度)

- ・機械物理系学科、社会システム土木系学科・・・3 年次に「技術者倫理」を必修としている。
- ・電気情報系学科・・・1 年次に「工学倫理」を必修としている。
- ・化学バイオ系学科・・・3 年次に「工学倫理」を必修としている。

【博士課程前期】(平成 29 年度、平成 30 年度)

「研究倫理」を必須科目としている。

【博士課程後期】

eAPRIN (e ラーニング) を受講。

③農学部

【学部】

- ・平成 29 年度は卒業論文を履修している学部生を対象に eAPRIN (e ラーニング) を利用した研究倫理教育を行い、受講完了が確認できる画面を印刷して提出を義務付けている。実施にあたっては、指導教員に通知し、学生が必ず受講するように指導をしている。平成 30 年度も同様に実施する予定である。

【大学院】

- ・平成 29 年度は、大学院博士前期課程学生は必修科目「研究者倫理」(1 単位)を全員が履修し、eAPRIN (e ラーニング) を利用した研究倫理教育を行い、単位認定している。平成 30 年度も同様に実施する予定である。

また、研究倫理教育の企画等を行う、推進委員会の構成員には教育担当理事が含まれており、教育部門と研究部門との連携が図られる仕組みになっている。

平成 30 年度は、第 1 回推進委員会の審議内容を教育支援委員会で報告し、研究部門での課題認識を教育部門に説明するとともに、教育部門の課題を推進委員会が情報収集するなど、相互でフィードバックを行っており、教育部門と研究部門との連携が綿密に行われた。

このほか、研究室・研究グループの研究内容を踏まえて、ラボミーティング、ラボノート、ラボ内のデータ共有、論文の相互チェックシステムなど研究室・研究グループ毎において行われている研究倫理教育として、以下のような事例がある。

<工学部の研究室における事例>

1. ラボミーティング

2 グループにわけて隔週で実験報告する。データは PDF にして保存する。

2. ラボノート

全員に指定のノートを配布する。記載は必ずボールペンを使用し、鉛筆は不可。間違ったときは二重線で消して修正する。ノートは持ち帰り不可。かならず実験室の自分の机の上に置く。全員のものを保存する。

3. ラボ内のデータ共有

修論、卒論の全データを個人フォルダに入れて HD に保存する。教員の HD にも保存する。

4. 論文の相互チェックのシステム

教員で読み合わせてチェックしてから投稿する。英文もこのときに修正する。

5. その他

卒業、修了する学生に対し年度末に提出方法等を記載した書類を配布している。

＜医学部の研究室における事例＞

1. ラボミーティング

少人数のラボであり、日々の実験の立案・結果の解釈に全員が参加しているので、実質的には毎日ミーティングを行っている。

2. ラボノート

学生のノートは教員が常にチェックしている。記載のクライテリアは、書かれた手順を再現できるか否か。

3. ラボ内のデータ共有

生データ（電気泳動画像、顕微鏡画像、数値データなど）は現物を保存すると同時に、スキャンした電子データをパワーポイントにはりつけ、そのプリントアウトも保存する。

4. 論文の相互チェックのシステム

論文の投稿にはすべての共著者の許諾を得ている。学生を除く主だった共著者には、特に論文内容のチェックを依頼している。画像データの duplication などを防ぐため、最終の投稿データと生データの照合をラボの全員で行っている。

（４）一定期間の研究データの保存及び開示

保存を義務付けている研究データの範囲等の取扱いは、「鳥取大学における研究データ等の保存に関するガイドライン」（以下、「保存に関するガイドライン」という。）を根拠に行っている。保存に関するガイドラインは、文部科学省の審議依頼に対して日本学術会議が平成 27 年 3 月に回答した「科学研究における健全性の向上について」を参考に本学の実状を踏まえ、平成 27 年 9 月に制定し、平成 30 年 4 月に改正したものである。基本的な考え方として、

(1-1) 公的な資金によって実施された研究で生み出された成果やそのもととなる研究データ等は公的資産としての性格も有することから、それらを適切に保存することは、研究者等に課せられた責務である。

(1-2) 本学の研究者等が論文や報告等の形で発表した成果に対し、後日研究不正の疑念を持たれるようなことが生じた場合には、研究者等自らがその疑念を晴らすことができるよう、研究データ等を適切に保存し、その情報を開示することは、共同研究者、資金配分機関、本学及び社会に対する責任である。

を示し、その上で保存方法等の扱いについて指針として示している。

○研究データ等の範囲

- ・資料（文書、数値データ、画像など）
- ・試料（実験試料、標本）
- ・装置

などの研究成果の発表に至る一連の研究活動で作成、収集、あるいは使用したものを指す。

○研究データ等の保存期間

- ・資料・・・原則として、当該論文等の発表後 10 年間とする。電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップ作成により再利用可能な形で保存する。

紙媒体の資料についても少なくとも 10 年の保存が望ましいが、保管スペースの制約などやむを得ない事情がある場合には、合理的な廃棄することも可能。

- ・試料・装置・・・原則として、当該論文等の発表後 5 年間とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（例：不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料）や、保存に多大なコストがかかるもの（例：生物系試料）についてはこの限りではない。

○研究データ等の保存方法

- ・「鳥取大学における研究データ管理の指針」（保存に関するガイドライン別紙）により電子データのフォルダ管理の階層のつけ方など具体例を示すことで、イメージをもって理解してもらうよう工夫している。

保存対象の研究データと廃棄する研究データについては、保存に関するガイドラインでは「論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究データ等は、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない」と示している。また、具体的にどの研究データ等が保存対象となるかについては、自己の責任において研究者自身で適切に判断することとしている。

転出又は退職する研究者が保有する研究データの保存については、データ保存ガイドラインにより、研究者等が転出や退職など本学を離れる場合は、当該研究者等の研究活動に関わる資料のうち保存すべきものについて、当該研究を引き継ぐ者が（a）バックアップをとって保管、または、（b）所在を確認し追跡可能としておく、などの措置を講ずる。当該研究を引き継ぐ者がいない場合は、部局長が管理責任を担うものとし、これに準じた措置を講ずることとしている。

研究データの保存等に関する管理コストや費用負担については、研究者に課せられた責務として、研究者個人の責任の下に行われているが、大学として、研究者 1 人あたりにつき、オンラインストレージを最大 200GB 利用できるようにしている。

（５）その他研究公正の推進に向けた取組

平成 30 年度から、医学部では、大学院生に対する研究教育指導体制の強化として、いわゆる「風通しの良い」研究環境を整えるための取組として、大学院生 1 名に対し副指導教員を配置している。

【医学専攻】大学院生に対する研究教育指導体制の強化について

① 医学専攻における研究の基礎教育実施

- ・科学的・倫理的な研究の進め方（実験ノートのとり方、データの保存の仕方、動物実験の場合の手続き、臨床研究の場合の手続き、個人情報や被験者保護など倫理的事項、国際医学雑誌編集者委員会（ICMJE）統一投稿規定に示される著者としての資格）などの研究者としての一般的事項に関し、ガイドラインの配布や推薦図書を示すと共に、大学院オリエンテーションの後で専攻長が概説する。研究手法によって研究データの記録・保存法などは大きく異なる場合もあり、各研究室で指導教員が改めて直接指導する。
- ・欠席者には、改めて機会*を設ける。
- ・平成30年度に限り、在学生は上記機会*に出席または、推薦図書に関するレポート提出を求める。

② 研究指導体制の強化および透明化

- ・大学院生1人に対して、指導教員1名と同一分野内に副指導教員を配置
- ・論文審査以外にも、研究報告書等に基づく定期的な面談指導を義務付ける指導教員は
- ・指導報告書を医学専攻長へ提出（年1回以上。内容によっては再提出を義務付ける）
- ・CITI-Japanの受講ならびに年1回以上の研究倫理セミナー受講を義務付ける。

①の推薦図書の例

「誰も教えてくれなかった実験ノートの書き方」野島高彦 著
（化学同人 2017年 1200円＋税）（この本は図書館にも置いて下さいました）

①について、実験ノート記録法、データ保存法に関するe-learning教材があれば、オリエンテーション後の講義やレポート提出について、この教材の視聴とレポート提出に変更考慮。

【医学専攻】大学院生に対する教育研究指導体制の強化について

調査結果 広島大学

(1) 研究倫理教育の体制

ガイドラインを踏まえた研究倫理教育の体制については、新ガイドラインに沿って全面的に見直した「広島大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則」(平成 27 年 4 月 28 日規則第 98 号)を制定し、以下の通り実施体制を整備している。

- ① 学長：本学の研究倫理向上及び研究活動に係る不正行為防止等に関し最終的な責任者
- ② 総括責任者(理事(研究担当))：本学の研究倫理向上及び研究活動に係る不正行為防止等に関し本学全体を総括する実質的権限及び責任を有する者
- ③ 部局等の長：当該部局等における研究倫理向上及び研究活動に係る不正行為防止等に関する責任者
- ④ 研究倫理教育責任者(部局等の長)：当該部局等における研究倫理教育に関し実質的な権限及び責任を有する者
- ⑤ 研究倫理教育担当者：研究倫理教育責任者を補佐し、研究倫理教育を推進する者として各部局に置いた者

また、広島大学研究不正防止対策推進室を大学の研究者倫理の向上に向けた取組を推進するため学長のもとに設置しており、研究費等の不正使用の防止等に対する体制及び取組(コンプライアンス教育)との相互連携を図っている。

研究倫理教育の対象者は、大学において研究活動に携わる大学の職員、学生、大学の施設設備を利用して研究活動を行う者としており、学生は、原則として、大学の大学院博士課程に修学し、修士以上の学位論文を作成する者又は学術論文作成に携わる者及び学士課程に修学し卒業論文を作成する者を研究倫理教育の対象者としている。なお、これ以外の者は、研究倫理教育責任者(部局等の長)の判断により実施することとしている。

研究倫理教育などの実施計画の策定については、第 3 期中期目標・中期計画において、中期計画の中に、研究活動に係る不正行為防止体制の整備、研究者に研究倫理教育に参加させることを盛り込んでおり、「研究活動に係る不正行為防止体制の整備及び研究費等の不正使用防止策に基づき、大学において研究に携わる者又は研究費を使用する者に、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する教育並びに研究費等の不正使用の防止に関する教育等へ参加させる」として、各年度計画において研究不正防止対策推進室(室長は理事(研究担当))が開催する研究倫理教育及びコンプライアンス教育の教育訓練を実施している。また、これを受講できなかった者や新規採用者等を対象として各部局等の研究倫理教育責任者が同様の教育訓練を実施している。

これらによる研究倫理教育の受講状況を全学会議に提出し、受講を推進することで、研究倫理意識の醸成と徹底を図っている。

研究倫理教育の履修管理については、これまでは各部局等の事務担当者が人事システムより人事データをエクセル形式で出力し、これに受講日などの情報を入力する方法で受講管理を行ってきたが、研究者の人事異動が頻繁にあることから煩雑であった点は否めない。そこで 30 年度より、人事システムを改修し、一括で受講データを取り込み、また人事異動にもシステムティックに対応する受講管理を可能とし、効率化を図っている。

理解度の測定については、APRIN 等の e ラーニングシステムのテスト及び学生については研究倫理関係の授業科目を受講した場合は試験によっている。また、後述する学生への研究倫理教育（研究倫理教育（大学院生 Advanced）、研究倫理教育（学部生））は、研究室において学生との討論を基本とし、学生はもとより、研究室主宰者もテキストの熟読が求められ、それを理解したうえで臨む必要があることから、討論を通じて学生の理解度を把握できる。

受講の推進については、全学会議（役員懇談会、部局長等意見交換会）へ四半期ごとに各部局ごとの受講状況を提出し、進捗状況を確認するとともに未受講者への対応を部局長等に依頼している。研究不正防止対策推進室においては、研究倫理教育講習会の実施、受講状況の確認、教材の利用範囲の策定、FAQ の作成、教育本部教務委員会と連携して学生への研究倫理教育の導入等を審議した。

（２）研究者等に対する研究倫理教育

研究者等に対して、大学が実施している研究倫理教育については、「広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則」において講習会と e ラーニングのいずれかを定期的に受講することを義務付けており、受講の時期は研究倫理教育を受講した日から起算して 5 年を経過した日の属する年度の末日までである。

研究倫理教育の講習会の主催は理事（研究担当）を室長とする研究不正防止対策推進室であり、講師は研究不正防止対策推進室を構成し、教材作成に携わった副理事が担当している。この講習会を受講できなかった者については、各部局等において研究倫理教育責任者・研究倫理教育担当者が開催する講習会に参加することができるような体制としている。

講習会の学修内容は基本的に 2 部構成になっており、第 1 部「公的研究費に係る不正行為に関する基本的な考え方と対応」として「研究費の不正使用」及び「研究活動の不正行為」、第 2 部「広島大学における科学者の行動規範と規則」となっている。

第 1 部は研究倫理教育と研究費の不正使用に関するコンプライアンス教育を一体的に実施するものである。研究活動の不正行為として捏造、改ざん、盗用の特定不正行為やオーサーシップ、二重投稿・二重出版などの QRP、引用、不正行為を行った者への外部資金への応募資格の制限などを題材にしている。

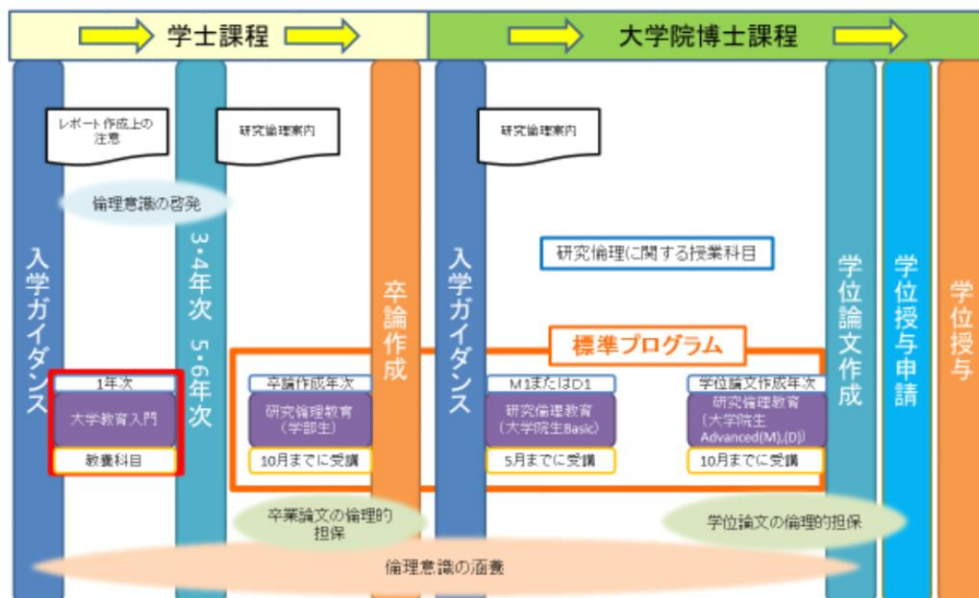
第 2 部は大学の科学者の行動規範、関係規則、研究資料等の保存ガイドライン、告発窓口などの学内体制について触れている。また、参考資料を添付し、研究活動の本質、研究不正に対する基本姿勢、関係機関の研究不正行為に対する取り組み、研究倫理教育教材、広島大学の研究倫理に関する体制などについて解説することとしている。

APRIN の e ラーニングについては、人文・社会科学系、理工農系、医学系においてそれぞれに対応した「責任ある研究行為：基礎編」の単元をモデルケースとして示し、これらの単元により研究倫理教育責任者が設定するコースを習得することとしている。また、日本学術振興会の e ラーニングは研究不正、不正使用、利益相反、個人情報保護などの章を履修することとしている。

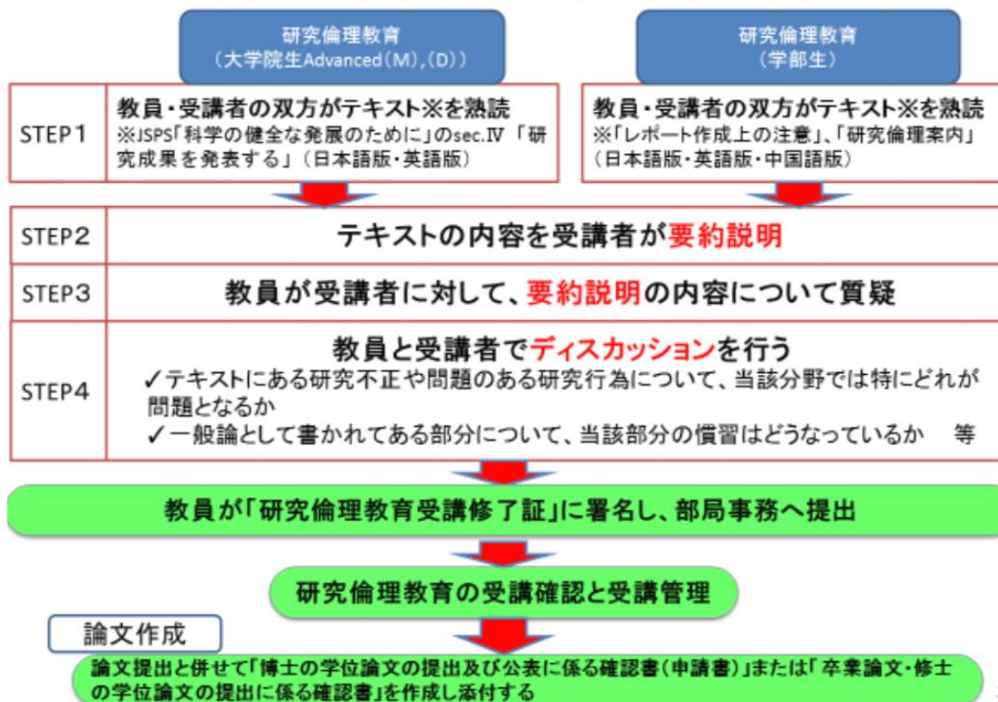
（３）学生に対する研究倫理教育

学生に対して実施している研究倫理教育については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び「第 3 次大学院教育振興施策要綱」において、学生の研究者倫理に関する規範意識の徹底、研究倫理教育の推進等が求められていることから、研究不正防止対策推進室及び教育本部教務委員会が連携して検討した結果、学生の研究倫理に対する意識を高め、また学位論文の研究倫理の担保を推進することを目的に「標準プログラム」を平成 29 年 4 月に導入している。

広島大学の学生の研究倫理教育の体制概要図



論文作成にあたって実施する研究倫理教育の基本的な流れ



標準プログラムにおいては、研究倫理教育を受講し、卒業論文・学位論文の倫理的担保のため、確認書を学生が作成し、研究倫理に反することを行っていないことを自ら申立て、指導教員の確認を経て、卒業論文・学位論文を提出することとしており、要件として教育課程にリンクする仕組みをとっている。

博士の学位論文の提出及び公表に係る確認書（申請書）

広島大学が博士の学位を授与したときは、学位規則（昭和二十八年四月一日文部省令第九号）の第八条、第九条及び広島大学学位規則（平成16年4月1日規則第8号）の第13条及び第14条に基づき、広島大学学術情報リポジトリにおいて「学位論文の内容の要旨」、「学位論文審査の結果の要旨」及び「学位論文の全文」を公表します。

博士の学位論文を提出するにあたり、学位の申請及び広島大学学術情報リポジトリにおける公表について以下の項目を確認のうえ、必要事項を記入してください。

【広島大学学位規則（平成16年4月1日規則第8号）抜粋】	
（学位論文要旨の公表）	
第13条 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。	
（学位論文の公表）	
第14条 本学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。	
2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。	
3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。	
4 前3項の規定により当該博士の学位の授与に係る論文を公表するときは、「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。	

学位申請者氏名	
論文提出先研究科	
論文題目	

問い合わせ先：

- ① リポジトリ・著作権に関すること
 広島大学図書館 図書学術情報企画グループ 学術情報企画担当
 Tel: 082-424-6228 (内線 東広島 6228) Fax: 082-424-6211 (内線 東広島 6211)
 E-Mail: tosho-kikaku-kyoho@office.hiroshima-u.ac.jp
 広島大学学術情報リポジトリ (HiR) トップページ <http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/>
- ② 確認書（申請書）・電子ファイル・学位論文審査に関すること
 各研究科支援室（学生支援グループ）
- ③ 特許等に関すること
 指導教員 または 広島大学産学・地域連携センター知的財産部門
 Tel: 082-424-5597 Fax: 082-424-6133
 E-Mail: chinai@hiroshima-u.ac.jp

※以下の項目は、表紙で記入します。

学位記番号	甲 第 号	学位授与年月日	年 月 日
	乙		

（裏面に必要事項を記入してください。）

1. 学位論文執筆に係る確認事項		
☐	所定の研究倫理教育プログラムを受講し、研究倫理に関し必要な事項を理解したこと。	
☐	研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用等）を行っていないこと。	
☐	著作権の侵害行為を行っていないこと。（以下のア～エを満たす、適切な方法で引用を行っている。または、学位論文執筆に関して著作権者の許諾を得ている。）	
	ア 既に公表されている著作物であること	
	イ 「公正な慣行」に合致すること	
	・引用を行う「必要性」があること	
	・カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること	
	ウ 研究の引用の目的上「正当な範囲内」であること	
	・引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること	
	・引用される分量が必要最小限の範囲内であること	
	エ 「出所の明示」をすること	
☐	プライバシーを保護すべき研究対象者が存在しないこと。または、研究対象者のプライバシーが保護されていること。（対象者が研究対象となることを了解しており、公表方法等にも合意している。）	
2. 学位論文申請に係る確認事項		
☐	共著者がいる場合、共著者が同じ内容で学位論文申請を行うことが無いよう、「あなたの学位論文とすることに同意する。」旨の書類を本学に提出していること。または、単著論文であること。	
☐	「学位論文の全文」、「学位論文の要旨」の電子データを提出すること。また、広島大学学位規則第 14 条第 2 項における「やむを得ない事由」がある場合には、併せて「学位論文全文の要約」の電子データを提出すること。博士論文の電子データ形式は、PDF（PDF/A(ISO 19005)推奨）とする。	
3. 広島大学学術情報リポジトリで公表することに係る確認事項		
<注意事項>		
1 本学では広島大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）で論文の全文及び論文の要旨をインターネット公開することとしているため、本機関蔵書（申請書）提出の際に、著作権のうち複製権・公衆送信権について許諾したことになります。		
2 リポジトリではデータの公開にあたり、データの複製（印刷・ダウンロード等）は、調査研究・教育または学習を目的としている場合に限定されることを明示します。		
3 「学位論文の要旨」及び「論文要旨の要旨」は学位授与日から 3 月以内に、「学位論文の全文」又は「学位論文全文の要約」は学位授与日から 1 年以内にリポジトリにおいて公表し、リポジトリトップページに「お知らせ」を掲載しますので、確認してください。		
☐	学位論文全文の公表に際し、学位申請者自身が著作権等の権利関係を確認済みであること。	
☐	広島大学学位規則第 14 条第 2 項における「やむを得ない事由」（以下 A～H）に該当しないこと。（該当がある場合はこの欄を空欄とし、以下の項目にチェックを入れること。）	
【広島大学学位規則第 14 条第 2 項における「やむを得ない事由」に該当する項目】（ない場合はチェック不要）		
A ☐	立体形状による表現を含むなど事実上インターネットでの公表が不可能なものである。	
B ☐	学位論文における文章や図表・写真等について、著作権法第 32 条に定める引用ではなく、同法第 63 条に定める許諾によって利用した場合において、リポジトリでの公表が許諾に係る利用方法及び条件の範囲内に含まれていない。また、リポジトリでの公表について許諾が得られていない。	
C ☐	共著者のある場合で、リポジトリで公表することについて許諾が得られていない。	
D ☐	著作権を譲渡している場合で、著作権者（出版社や学会）に許諾が得られていない。	
E ☐	投稿・出版した（またはその予定がある）ものであって、掲載誌・出版社の許諾が得られていない。	
F ☐	公表してはいいないような、対象者のプライバシーに関わる情報や秘匿の情報を含んでいる。	
G ☐	投稿・出版の予定があつて、全文の公表により申請者自身に明らかな不利益が生じる。	
H ☐	特許・実用新案等の出願の予定があつて、全文の公表により申請者自身に明らかな不利益が生じる。	
広島大学長 殿		
上記の理由（詳細：_____）により、学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表したいので、申請します。		
なお、上記の理由が解消された場合には、速やかに_____研究科学生支援グループへ改めて本紙を提出し、論文の全文を公表します。		
【公開予定日：20____年____月____日】（ ☐ 公開予定日は定まらない。）		
（※裏で記入）		
やむを得ない事由の審議結果 20____年____月____日 研究科教授会・代議員会 承認 ☐		
4. 申請者署名及び指導教員署名		
学位申請者署名（自署）		20____年____月____日
主指導教員署名（自署） （論文博士の場合、主査等署名）		20____年____月____日

記載いただく氏名等の情報は、学位関係業務にのみ使用します。

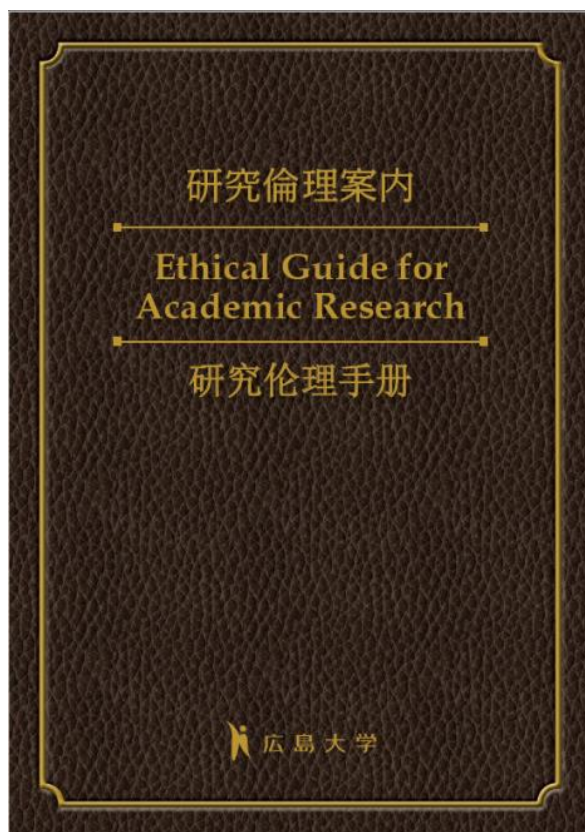
博士の学位論文の提出及び公表に係る確認書（申請書）

標準プログラムの概要は以下のとおりである。

- (1) 標準プログラムは、大学院生及び学部生の各課程において以下により実施することを標準とする。
- (2) 大学院生は、入学時の「研究倫理教育(大学院生 Basic)」を専攻等の単位を基本として、講義

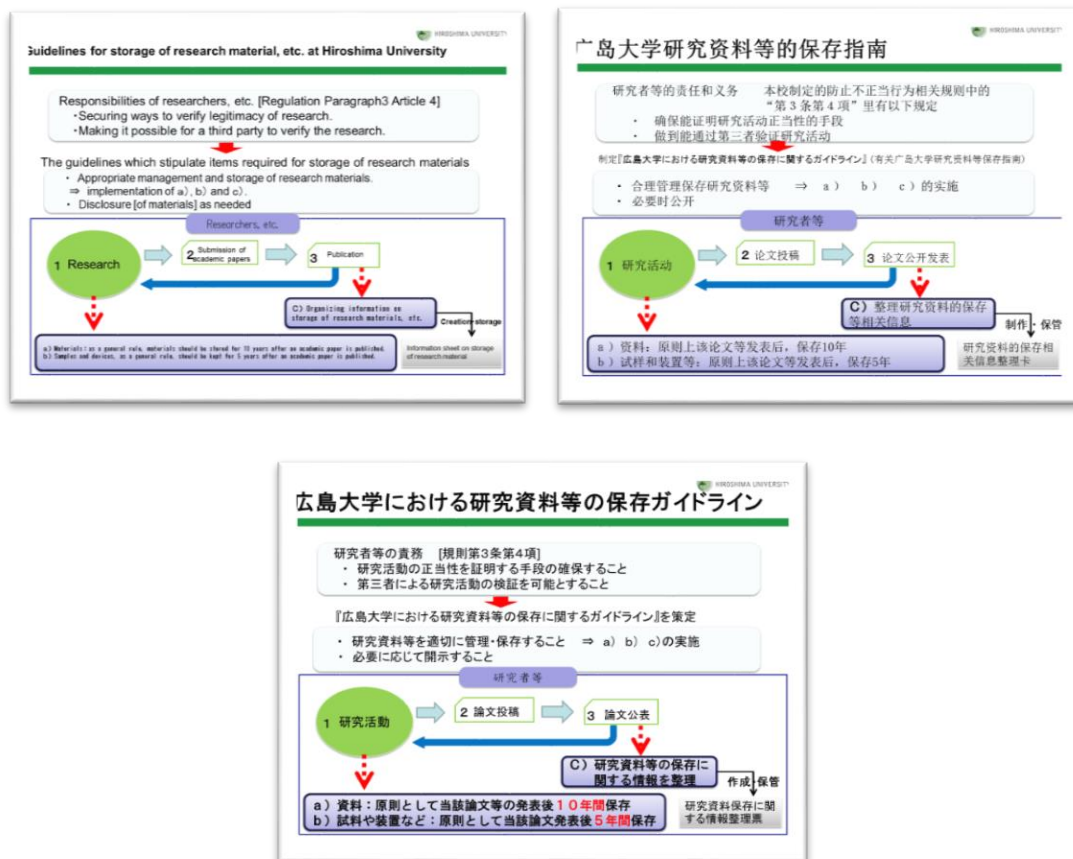
形式で責任ある研究活動として研究活動における不正行為や研究費の不正使用、大学の科学者の行動規範と規則等を学ぶ。また、修士論文執筆前の「研究倫理教育(大学院生 Advanced(M))」及び博士論文執筆前の「研究倫理教育(大学院生 Advanced(D))」を、研究室単位を基本として、討論形式で研究成果を発表するに当たって必要なオーサiership、著作権や引用について学習する。

- (3)学部生については、卒業論文作成前に「研究倫理教育(学部生)」を大学が作成したテキスト(「研究倫理案内」、「レポート作成上の注意」)を用いて、研究室単位を基本として研究不正や引用など基本的事項を討論形式で受講する。



研究倫理案内

- (4)博士論文、修士論文及び卒業論文の提出に当たり、研究倫理に関する事項を理解したこと、研究上の不正行為を行っていないこと、著作権を侵害していないこと、プライバシーの保護について学生自身が確認書(英語版あり)を作成し、指導教員による記載事項の確認を経て提出する。
- (5)使用する教材については、大学独自の資料として、大学院生に対しては「研究倫理教育(大学院生 Basic)」の実施に当たり、研究不正防止対策推進室の副理事が中心となって、グリーンブック等を参考にして必要な教材(ppt.テキスト及びppt.映像を収録したメディア)を作成し、これに大学の体制や取組を加えた内容となっている。ppt.テキストは日本語版、英語版、中国語版を、ppt.映像を収録したメディアは日本語版、英語版を作製している。また、「大学院生(Advanced(M)、(D))」の教材は、グリーンブックのSectionIV「研究成果を発表する」としてしている。学部生が受講する研究倫理教育(学部生)」では、大学が作成した「レポート作成上の注意」(日・英・中)、「研究倫理案内」(日・英・中)を教材としている。多様な受講者に配慮して、日・英・中の資料を準備している。



研究倫理教育(大学院生 Basic)の資料（日、英、中）

学生に対する研究倫理教育は、各部局の研究倫理教育責任者の責任において実施しており、留意している点や取組の例は以下の通りである。

総合科学研究科

「研究倫理教育(大学院生 Basic)」の受講後にミニレポートを提出し、聴くだけでなく学生自身が自分で考えることを重視している。また、人文社会系の学生に対しては発表時の文章の作成における留意点（特に先行研究の引用方法）に焦点を、理系の学生には共同研究における信頼関係やデータの管理と解析、発表時の留意点に焦点を当てた教育となっている。また、「研究倫理教育(大学院生 Advanced)」の討論において学生自身の言葉で語ることが重視している。「研究倫理教育(学部生)」については、感覚として他人事になりがちな面は否めないことから、授業中のレポート作成など身近な内容を題材として自身のこととして実感できるよう工夫している。そして、これから行う研究内容と対比させながら必要となる倫理的配慮について説明している。

文学研究科

「研究倫理教育(大学院生 Basic)」を専攻の共通科目の1コマとし、「研究倫理教育(大学院生 Advanced)」を特別研究指導の時間に実施し、著作権の配慮や分野特有の引用方法などをモデルとなる論文や著作物を用いて指導している。また、「研究倫理教育(学部生)」は卒業論文指導の時間を利用して著作権の配慮等を教育している。

先端物質科学研究科

「研究倫理教育(大学院生 Basic)」は、知的財産権に係る守秘義務に関する理解の徹底、大学の相談窓口の周知、引用方法、オーサーシップ、画像処理の方法、ハラスメントについて補足説明を加えている。「研究倫理教育(大学院生 Advanced)」は、画像データに関して許容される処理・加工の範囲について解説し、文献の引用方法、画像処理の方法について重点的に指導している。

医歯薬保健学研究科

「研究倫理教育(大学院生 Basic)」を研究開始前の研究倫理の意識づけのため入学時のオリエンテーションで実施している。また、「研究倫理教育(大学院生 Advanced)」については受講の失念をなくすために、学位申請の手引きに Basic を含めて受講を完了していなければ学位申請できない旨を記載している。

また、大学では、「標準プログラム」だけでなく、研究倫理を涵養する授業科目を開講し、教育課程に関連付ける試みが効果的と考えている。

例えば、生物生産学部では「科学技術倫理学」を、理学研究科において研究倫理に関する授業科目「研究倫理」を、生物圏科学研究科では「科学者・技術者倫理」、「生命倫理ディベート演習」を開設している。文学研究科においては「応用倫理学基礎演習」の講義で、情報倫理学のジャーナル「Ethics and information Technology」などを用いて研究資源である情報の倫理性について教えている。

また、平成 30 年度より学部新入生を対象とした教養教育科目「大学教育入門」（全学共通の 2 単位必修科目）を開設し、全 15 章のひとつに「学習・研究活動における倫理」として研究倫理に関する章を設けている。

（４）一定期間の研究データの保存及び開示

研究活動に係る資料等の適切な保存・管理の具体的内容については、「広島大学における研究資料等の保存に関するガイドライン」（平成 27 年 6 月 17 日理事（研究担当）決裁、以下「ガイドライン」という。)) に示している。

ガイドラインは大学における研究資料等の保存に関して基本的な考え方を示したものであり、研究領域によって異なる取扱いや方法を具体的に且つ画一的に収斂するのではなく、研究資料等の保存に当たっての方向性を明らかにし、研究者に求められる最低限の事項を担保し、適切な方向に導くものである。

まず、なぜ研究資料等の保存が必要なのかとの基本的テーマに関して、研究不正の疑念が生じたときの自己責任における説明のため、あるいは研究活動が公的資金によって実施されている以上、成果やデータ等は公的資産の性格があることから適切な管理・保存・必要に応じて開示することは研究者の責務であると、その趣旨の理解を求めている。

次に、研究上の重要な財産のひとつである実験ノートを取扱い、論文等の研究成果発表

のもととなった研究資料等の保存、資料の原則的な保存期間、試料や装置などの保存期間を、また、研究資料等の亡失や所在不明が危惧される研究室主催者の異動に際して留意すべき事項を示している。

さらに、研究資料等の保存に関して必要な情報を整理するため「研究資料等保存に関する情報整理票」の雛形を提示し、必要な情報の把握と収集の例示としている。研究者がこれを参考にその分野版の整理票を作製し、研究領域に応じてカスタマイズすることで、研究資料等を保存する際に役立てている。

(雛形)

研究資料保存に関する情報整理票										
				研究資料保存責任者			No.			
基本情報	学術研究成果の論文題名・題目									
	保存期間	学術研究成果の発表日	保存期間の満了日 資料(文書、数値データ、図像など)は原則として 発表の翌10年間 試料、装置 試料(実験試料、標本)、装置などは原則として 発表の翌5年間							
研究者等の情報	学術研究成果の発表先等	投稿論文筆頭著者 (First Author)						科研費研究者番号		
		連絡先となる代表著者 (Corresponding Author)						科研費研究者番号		
		投稿した学術誌名								
	学位論文との関係	☐ 関係なし	☐ 関係あり							
			博士・修士・学生の区分							
学生の氏名										
		学位論文名								
	剽窃ソフトによる検証の有無	☐ 検証の結果、問題なし	☐ 検証をしていない							
著作等に関する情報	1. Authorship 投稿論文に関する著者及び責任分担	氏名 (科研費研究者番号)	a)企画・編集	b)執筆協力	c)データ解析	d)図表制作	e)原稿作成	f)重要な著作 への貢献	g)その他	
	2. Acknowledgement 投稿論文における研究 遂行に寄与した者	氏名 (科研費研究者番号)	h)執筆の協力	i)執筆の協力	j)執筆の協力	k)執筆の協力	l)資金提供	m)その他		
研究資料の 情報	資料(文書、数値データ、図像など)	資料の種類・形態	作成時期	提供の種類	作成者	管理者	保存場所	保管情報の 名称	学術誌への 投稿	
	試料(実験試料、標本、装置など)	資料の種類・形態	作成時期	提供の種類	作成者	管理者	保存場所	保管情報の 名称	学術誌への 投稿	
実験計画等	実験計画の該当	計画名(課題名)					実験責任者	承認番号	承認年月日	
	実験計画の承認	☐ 遺伝子組換え等 物等使用実験計画 ☐ 動物実験計画 ☐ 放射線同位体素使用実験計画 ☐ その他関係に関する実験計画								
その他	その他特記事項									

研究資料等保存に関する情報整理票

ガイドラインにおける資料、試料及び装置の原則的な保存期間については文書、数値データ、画像などの資料の保存期間は原則として当該論文等の発表後 10 年間とし、電子化データについてはメタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存すること、実験試料、標本などの試料及び装置等については、原則として当該論文等の発表後 5 年間保存することとしている。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

理事（研究担当）が大学における研究に関する諸課題等について定期的に部局訪問をしており、教授会等において研究倫理教育の推進や未受講者への対応依頼等を行っている。

2017秋 部局訪問

■目次

1. 森戸高等教育学院3+1プログラムについて
2. 北京市魯迅中学校 研修プログラムについて
3. 「大学の世界展開力強化事業」(インド)について
4. 生物多様性条約(CBD)名古屋議定書の国内措置:ABS対応について
5. 東広島キャンパスにおける遺伝子改変マウス・ラットの取扱いについて
6. ハーバードやアリゾナ州立大学との学生交流・研究者交流について
7. CSIR(インド科学産業研究委員会)との協定と協力(研究交流)について
8. 研究拠点の新規公募スケジュールについて
9. ResearcherID論文リスト作成とORCIDとの連携について
10. 安全保障輸出管理について
11. 軍事研究について
12. 研究倫理教育の受講について
13. 利益相反自己申告について

理事（研究担当）部局訪問

近隣の私立大学（2校）に対して、研究不正防止対策推進室による研究倫理教育講習会の講義の支援を行い、講師を派遣している。

研究不正防止対策推進室において研究倫理教育に関する FAQ を作成し、全学情報共有基盤システム「いろは」(学内限定)に掲示している。

研究倫理に関するFAQ

2018/5/31

1.教職員の研究倫理教育関係

No.	question	answer
1-1	なぜ、研究倫理教育を受講する必要があるのでしょうか。これまで何の問題もなくやってきています。	研究者の倫理観は「良識」の範囲内で収まり対応できるという認識があるのも事実です。しかし、他方では、研究活動は様々な方法論があり良識の範囲では収まりきれない面があります。近年世論を騒がせた事例でも明らかにそれが顕在化しています。そこでは、良識と研究者に求められる倫理観に乖離があり、「知らなかった」では済まされない重大な認識の欠如が見受けられるところであり、「世界から求められる常識」からかけ離れたものと言わざるを得ません。そういった背景があって、研究倫理教育の重要性が謳われているところであり、平成26年8月に文部科学省がガイドラインを大臣決定したところです。研究不正という最悪の事態を防止し身を守るためにも、求められる倫理観を再確認し、また認識不足な点を補完する必要性が、今まさに求められています。本学においては、関係規則を整備し、研究活動に従事する者の研究倫理教育の受講を義務付けているところです。加えて、平成28年3月に文部科学大臣が決定した第三次大学院教育振興施策要綱においても、学生の研究倫理に関する規範意識の徹底等が示されています。すでに科学研究費補助金、JSTの競争的資金などは、研究倫理教育の受講を申請要件として必須化していることはご存知のとおりです。
1-2	研究活動に携わらない特任教員(授業のみを担当)は、研究倫理教育を受講する必要があるのでしょうか。	研究倫理教育は、研究活動に携わる職員、学生、共同研究者や名誉教授などで本学の設備を利用して研究活動を行う者を対象としていますので、教育活動のみを行っている者は対象としません。
1-3	教育研究補助職員のすべての者は、研究倫理教育の受講対象者でしょうか。	上記No.3と関連しますが、研究活動に携わる職員を対象としております。職名による判断はできない場合がありますので、個々人の職務内容や学術論文作成への関与などに応じて判断してください。
1-4	日本語を理解できない教職員(外国教員など)は、研究倫理教育をどのようにすればよいでしょうか。	研究倫理教育の英語対応は、CITI-Japanのe-learningの英語版及びJSPSのe-learningの英語版(平成29年2月23日運用開始)により受講してください。
1-5	附属学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校)の教員が、科研費【奨励研究】を申請し、採択されています。このため、研究倫理教育講習会を開催したいがどのようにすればよいでしょうか。	研究倫理教育講習会のDVDを視聴し各附属学校のFDとして実施してください。(平成28年2月～3月に、翠地区、東雲地区、福山地区でDVDの視聴による研究倫理教育講習会を実施済み。)
1-6	研究倫理教育について、事務職員を対象とする「研究倫理教育講習会」は行うのでしょうか。	事務職員を対象にした研究倫理講習会を研究不正防止対策推進室が開催しています。 なお、研究支援を行う部署(国際室 国際交流グループ、学術室 学術支援グループ、学術室 研究企画室、社会産学連携室 社会産学連携グループ、医療政策室 医療政策・医学系研究推進グループ、霞地区運営支援部 総務支援グループ(研究支援)、病院 総合医療研究推進センター)については研究倫理教育の受講を必須としています。 その他の部署に所属する事務職員で研究倫理教育責任者が受講を認めた場合は、受講可能です。
1-7	日本学術振興会(JSPS)のテキスト「科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー」(冊子体)の通読は、教員の研究倫理教育の受講とすることはできるのでしょうか。	「広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則」により本学の教員の研究倫理教育は、次の①②③となっています。 ①CITI Japan プロジェクトのe-learningプログラム ②JSPSのe-learningプログラム ③総括責任者が研究倫理教育として実施する研修会、講習会等(当該研修会、講習会等の資料を利用して部局等において実施する研修会、講習会等を含む) なお、②JSPSが平成28年4月に運用開始したe-learningプログラムについては、No.1-8を参照ください。
1-8	研究倫理教育の教材ですが、CITI Japanのe-learningと同様の教材は他にないのでしょうか。	JSPSが平成28年4月にe-learningプログラムを運用開始しましたので、本学において検討し、これを研究倫理教育として使用することとしました。 なお、CITI Japanのe-learningは平成29年度より有料化されますが、JSPSのe-learningは無料です。

調査結果 北九州市立大学

(1) 研究倫理教育の体制

ガイドラインを踏まえた研究倫理教育の体制については、毎年度、研究委員会の審議を経て、総括管理責任者（研究担当の副学長）が実施計画として、「研究不正防止計画」を策定し、不正防止のための責任体系や当該年度の研究倫理教育のスケジュール、研修等を取り扱う予定の内容を記載している。

平成30年度の研究不正防止計画（抜粋）

全研究者に対する研究不正防止研修の実施

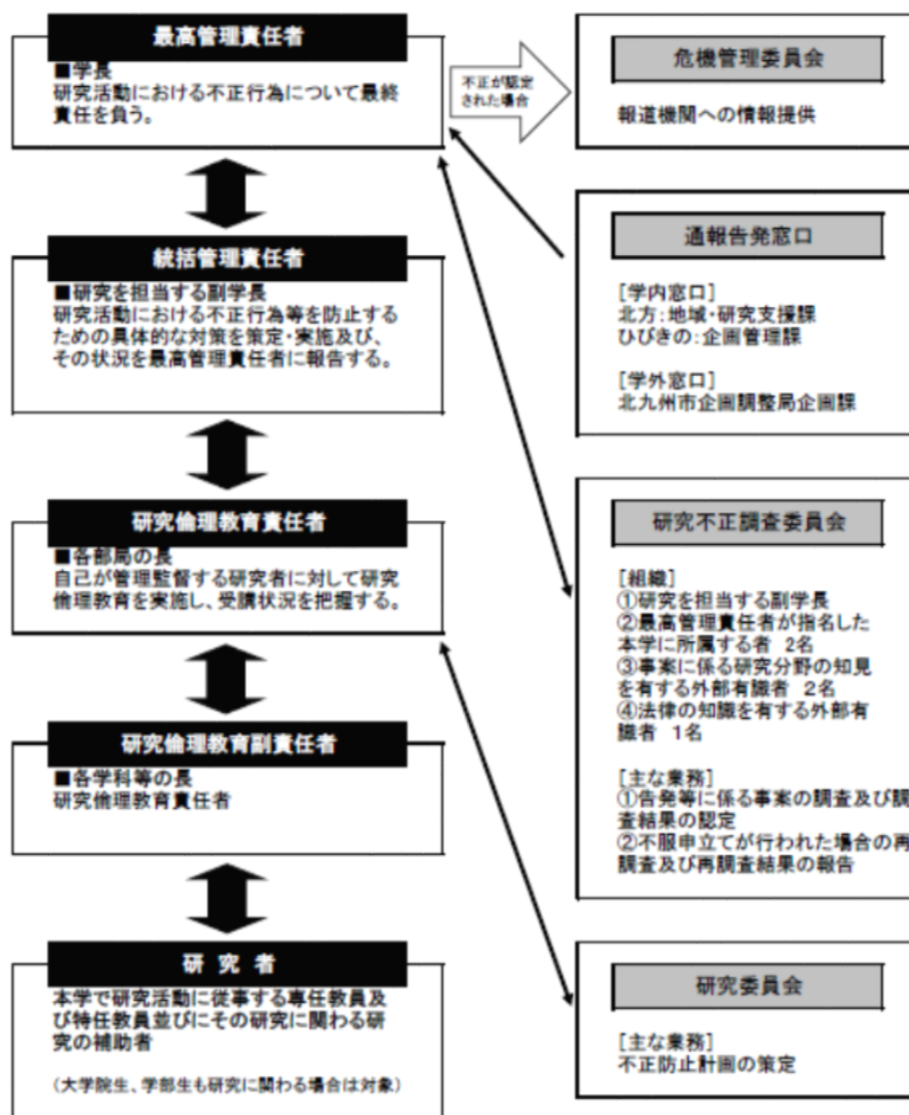
- 全教員に対する公的研究費の適正な執行及び研究活動の倫理についての研修
- 研究倫理 e ラーニング研修（eL CoRE）の実施
 - ・受講頻度の検討
 - ・新規採用教員、大学院生への実施

各部局は、全学の研究不正防止計画に従うこととしており、教授会、学科会議等を利用して研修等を行っている。部局長（学部長等）は研究倫理教育責任者、学科長や副センター長等が研究倫理教育副責任者としている。

年に1回、講義形式で研修を実施し、専任教員は必修としている。講義をビデオ撮影した上で、学内ポータルサイトで動画配信を行い、当日欠席した教員は、その動画視聴を必須としている。研修の内容は、ガイドラインに沿った基本的な内容に、当該年度に周知すべき内容を追加したものとなっている。

研究倫理教育の履修管理については、講義形式の研修の際に出欠をとり履修管理をしている。欠席者には学内ポータルサイトで動画を視聴するようにメールで通知し、視聴が完了した旨の報告をしてもらう。一定期間報告がない場合は、事務担当者から再度メール連絡し、視聴させている。理解度については、e ラーニングの場合、その修了をもって基本的な理解に達しているものとし、その進捗・修了状況を事務局で管理している。

公立大学法人北九州市立大学研究活動不正行為防止規程



公立大学法人北九州市立大学研究活動不正行為防止規程

(2) 研究者等に対する研究倫理教育

研究者及び研究支援人材に対して大学全体として実施している研究倫理教育については、毎年度、当該年度の不正防止計画に基づき行っている。

平成29年度は、大学の責任体系や学内規程・制度等の周知と直近の改定内容の伝達を目的に、学内規程等から独自に資料を作成し、統括管理責任者が主催する研究倫理教育責任者・副責任者向けの研修を実施している。また、この研修の内容を研究倫理教育責任者が主催者となり、所属する部局の教授会等を利用して研修を実施している。

1 研究に関する不正を防止するための実施体制

(1) 役割(ガイドラインP2～3参照)

公的研究費取扱	研究活動不正行為	職名	役割
最高管理責任者		学長	最終責任者
統括管理責任者		研究担当副学長	最高管理責任者の補佐
コンプライアンス推進責任者	研究倫理教育責任者	・学部長等 ・公的研究費執行部署部長職	研究者等の監督及び指導
コンプライアンス推進副責任者	研究倫理教育副責任者	・学科長等 ・公的研究費執行部署課長職	上記責任者の補助
研究者等			

2 研究に関する規程の改正内容

(1) 研究データの保存期限(研究活動不正行為防止規程)

5年→10年

＜理由＞国が定めた基準と差異があったため

【抜粋】科学研究における健全性の向上について(H27/3/6 日本学術会議)

⑤ 研究資料等の保存に関するガイドライン

資料(文書、数値データ、画像など)の保存期間は、原則として、**当該論文等の発表後10年間**とする。

さらに平成29年度は、外部専門家による全教員向けの講義形式の研修を実施した。研修の内容は、ガイドラインに沿った基本的な内容に加え、論文盗用の事例を踏まえ論文における引用等について重点的に解説している。教材は、事前に講師と調整し、クイズ等を織り交ぜた資料を使用している。

新任教員のeラーニング研修には、eL CoREを使用している。eラーニング研修については、外国人向けに英語版を受講できるようにしており、大学に所属していない研究協力者等にもeラーニングの受講環境を提供している。

(3) 学生に対する研究倫理教育

学生に対する研究倫理教育については、大学院生には指導教員による指導を個々に行っているほか、上記の研修への参加やeラーニング(eL CoRE)の受講等に対応している。学部生の場合には、全学統一のカリキュラムではないが、学部によっては、入門科目や専門演習において研究倫理教育を組み込んでいる。また、理工系の学部では、「工学倫理」(必修科目)という科目で、技術者倫理について取り扱っている。

①全学部・全研究科(受講対象者及び受講希望者)

eラーニングは、eL CoREを使用し、ガイドラインに沿った基本的な内容を学習させている。

②文系学部(授業内で実施している学部のみ)

入門科目や専門演習において、研究の進め方、レポート・論文の作成方法・作法等を指導。

例えば、経済学部では、「入門演習」(1年次)、「基礎演習」(2年次)、「専門演習Ⅰ・Ⅱ」(3年次)、「卒業研究A・B」(4年次)で、論文の作成方法等(盗用の禁止や引用の仕方等)を取り扱っている。

③理工系学部

国際環境工学部では、「入門ゼミ」において、データの捏造・改ざん、盗用の禁止等を取り扱っている。「工学倫理」では、利益相反や安全問題等、技術者倫理を取り扱っている。

④研究科等

指導教員が個々に指導するほか、研究科によって、「社会システム総合概論」(社会システム研究科)、「特別研究Ⅰ・Ⅱ」(国際環境工学科)等で研究者倫理について触れている。

授業の中で研究倫理教育を行っている場合は、大学が作成した資料「レポート・論文等の作成にあたって～剽窃をしないために気を付けること～」や担当教員が作成した資料等を使用している。

学生のみなさんへ

学生部長 今泉 恵子

教務部長 田村 大樹

レポート・論文等の作成にあたって

～剽窃^{りゅうせつ}をしないために気を付けること～

大学の授業では、レポートが課されることが多々あります。また、学部学科等によっては4年生になると卒業論文を執筆しなければなりません。それらの作成にあたっては、指定された課題や文字数などに沿って作成する、提出期限までに提出する、などの最低限のルールがあります。

また、同時に注意しなければならないルールが「剽窃をしない」ということです。これらのルールを守らない場合には単位を取得できなかったり、卒業することができなくなることがあります。

剽窃とは、他人の作品・学説などを自分のものとして発表すること。『大辞林』より)

では、どうすれば剽窃を避けられるのでしょうか。守らなければならない原則は、以下の3点です。

- 1 自分の言葉で書くこと
- 2 他人の意見やアイデアを尊重すること
- 3 権力、二次資料ではなく、一次資料を用いること。つまり、原典にあたること

次に、レポート等を作成するにあたって、文献から引用する際の事例を一部ご紹介します。

<事例1 著書・論文からの引用>

【例1 著者のオリジナルな主張を引用する場合】

著書・論文から引用する場合は、引用したい文章について「 」を用いて引用し、引用後に註を入れて誰のどの文献からの引用かを明示します。あるいは、引用したい文章の内容を咀嚼^{くわく}したうえで自分の言葉に直し、出典を明記します。

いずれの場合も、文献リストには著書・論文の出典情報を記す必要があります。

【例2 アイデアを引用する場合】

著者のアイデアを引用する場合、自分の言葉に置き換えるとともに、著者のアイデアであることも註を付けて明記します。

レポート・論文等の作成にあたって～剽窃をしないために気を付けること～

研究室・研究グループにおける、研究室・研究グループ等の管理運営に直接的にかかわる事柄についての事例としては、以下のようなものがある。

○環境生命工学科

- ・ラボミーティング：実験結果の共有・議論だけでなく、研究姿勢や取り組み方・不正防止に関する指導も実施。資料作成においては、他者の結果に対する引用の徹底。
- ・データの取り扱い：ラボノートは研究室メンバーであれば誰でも閲覧できる体制。実験データ・資料類は研究室 NAS（共有ハードディスク）に保管し、研究メンバーであれば NAS を介して誰でも閲覧できる体制（研究室開設以降のデータ・資料を保存）。確定したデータ・資料類は、閲覧は可能であるが上書き保存はできない状態で保管。
- ・論文などのチェック：該当学生と教員間でチェック。実験データについては最終グラフだけでなく、生データから結果の信頼性を確認。

○情報メディア工学科

- ・研究室では、実験データ等のファイルや論文原稿、発表資料等は全て研究室の共有サーバーにアップしており、担当教員や当該学生だけでなく、実験に協力した全ての学生がチェックできるようになっている。またアクセスやダウンロードした場合にはその履歴を残している。
- ・論文発表の際には、研究室の学生の前で実験結果についての説明後に発表リハーサルを行うことにしている。

（４）一定期間の研究データの保存及び開示

保存を義務付けている研究データの範囲、研究データの種類の保存期間や保存方法については、公立大学法人北九州市立大学研究活動不正行為防止規程により、研究の根拠となるすべての基礎資料を研究データとし、外部に発表した研究成果に関する研究データに関しては、研究成果の発表時点から原則として10年間適切に保存することとしている。（従来、保存期間を5年間としていたが、日本学術会議の見解を受けて、平成28年度に10年間に改正した。）

保存方法としては、外部に発表した研究成果の研究データについて、個々の研究者単位で管理簿等を作成するとともに、追加的研究成果を発表した場合には、それに用いた情報を追記して管理することとしている。

保存の必要があるデータの範囲は、研究の特性により異なるため、個々の研究室・研究者単位で区別し管理保存することとしている。学生等が外部に発表した研究成果の研究データは、指導教員の責任の下に研究室単位で管理することとしている。

転出又は退職する研究する研究データの保存については、大学の備品等取扱の規程に則り、転出・退職時に研究に使用したパソコン等の機器は回収をしているが、データの保存については特に定めていない。今後検討する予定であるが、暫定的に現在は、研究者の連絡先を事務局で把握し、確認が必要になった際に連絡がとれるようにしている。

ガイドラインを踏まえた一定期間の研究データの保存等に関する費用負担については、全体で共通のサーバー等は未導入のため、個々の研究室で負担している。

（５）その他研究公正の推進に向けた取組

平成３１年度から、すべての学部生・大学院生に対し、授業のカリキュラムの中で研究倫理教育を実施すべく、調整中である。

学部学生に対しては、来年度以降のカリキュラムにおいて、レポート作成時における剽窃行為がなぜいけないのか等の基本的な事項から必修科目などの中で履修させる予定である。

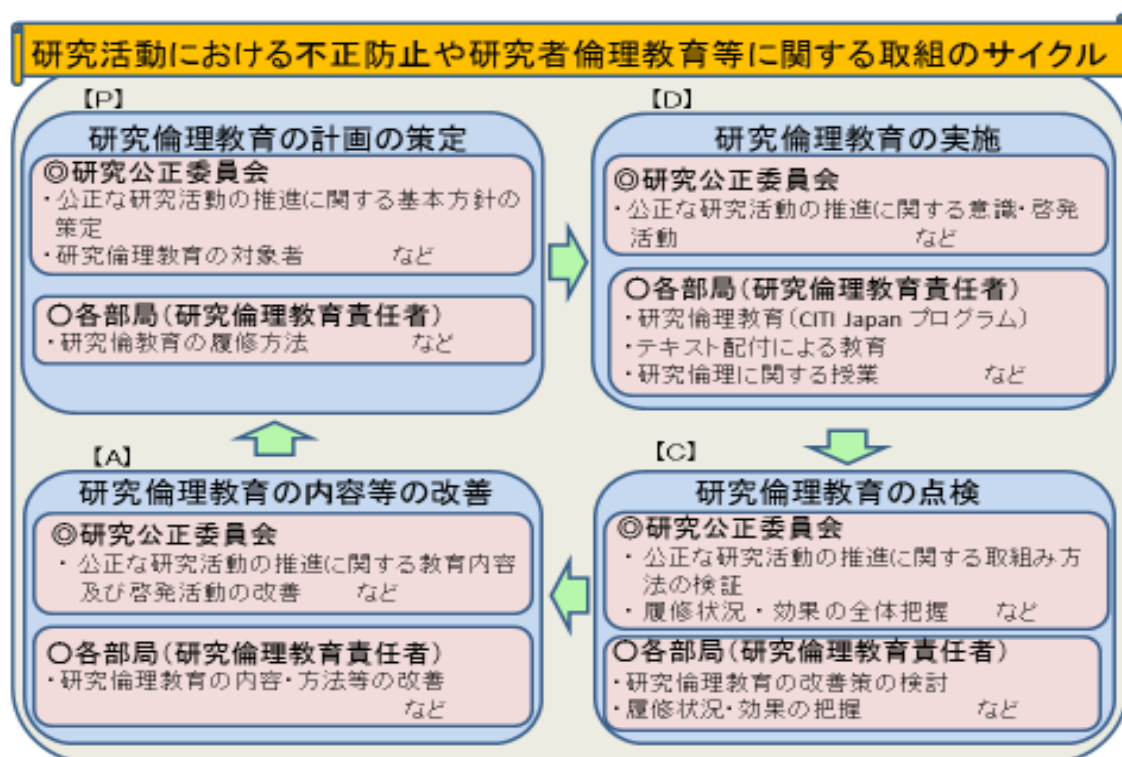
さらに、研究倫理教育責任者である学部長及び研究倫理教育副責任者である各学科長に指示して、学問分野ごとの特性を考慮した、所属教員・大学院学生・学部学生等に対する研究倫理や研究不正防止の取組を行ってもらうことを考えている。

人を対象とする研究に関する倫理審査については、周知の効果もあって、申請件数が増加傾向であるが、研究者にとって、より利用しやすい制度にすべく見直しを検討中である。

(1) 研究倫理教育の体制

ガイドラインを踏まえた研究倫理教育については、第3期中期目標の「V その他業務運営に関する重要目標」において法令遵守等に関する目標として、「研究における不正行為防止に向けた法令を遵守する大学作り」を掲げており、平成30年度年度計画では、対象者はeラーニングを活用した研究倫理教育を実施することとしている。

また、研究倫理教育の学修方法等の全学的な標準モデルをもとに、各部局が研究倫理教育計画を策定・実施し、その取組状況を研究公正委員会で確認することで、PDCAを回している。



研究活動における不正防止や研究倫理教育等に関する取組のサイクル

各部局の学部長を研究倫理教育責任者とし、①APRIN eラーニングプログラムの受講、②公正な研究活動の推進に関するリーフレット「公正な研究活動の推進のために 研究活動に携わる皆さまへ」の配布、③教授会等で研究公正委員会の議事内容を周知、④全学主

催の公正な研究活動の推進に関する講演会の受講の4項目の年度計画を策定し構成員へ研究倫理教育を行っている。



公正な研究活動の推進のために
研究活動に携わる皆さまへ

佐賀大学学術研究協力部
研究協力課

TEL 0952(28)8401 FAX 0952(28)8883
e-mail kyoryoku@mailadmin.saga-u.ac.jp

本学の「公正な研究活動の推進」に関する
ホームページURL
<http://www.saga-u.ac.jp/kokousai/kyoryukatsudou.html>

学務部学務課

〒840-8502 (佐賀県佐賀市) 助産
TEL 0952(28)8113 FAX 0952(28)8118
e-mail sounmu@mailadmin.saga-u.ac.jp

佐賀大学
SAGA UNIVERSITY
2016年度

研究者の責務

研究者は、次の事項を十分認識し、以下の1～5の実践を要する。

不正行為が学術研究そのものに対する背信行為であり、学術研究に対する社会の信頼を揺るがし、学術研究の発展を妨げるものであること

不正行為が研究者としての存在意義を自ら否定するものであり、自己破綻につながるものであること

1. 研究の公正性の十分な認識、研究倫理の自律的・自発的な遵守
2. 習得した研究倫理の推進への意欲、高い研究の公正性が自覚的に認識される高士徳の醸成
3. 若手研究者が自立した研究活動を遂行できるよう、適切な支援・助言等がなされる環境の醸成
4. 共同研究の代表責任者、研究目的・内容・業務・役割分担、責任の明確化、共同研究者間の相互理解により、不正行為防止の予防的取組の取組・推進
5. 国家共同研究に当たっては、不正行為の未然予防・研究上のルール・慣習の確立の意図を認識し、研究員間の寛容等不正行為への対応、研究の公正透明の要請を徹底

不正行為とは

- ①虚偽 存在しないデータ・研究結果等を作成すること
- ②改ざん 研究資料、研究結果、又は研究過程を改ざりする行為を行い、データ及び研究結果によって導かれた結論等を真実でないものに加工すること
- ③盗用 他者のアイデア、分析・解釈方法、データ、研究結果、論文等を用いて、当該他者の了解又は適切な謝辞なく使用すること
- ④その他不正な行為 不適切なやり取り、二重発表、利益相反、研究評価における不適切な取扱い(論文等の盗用等)並びにその他の不正な取扱い等

上記①から④までに掲げる行為の範囲を超越し、又は立派な研究すること

不正行為の対象となるもの

- ①学術論文など、発表された研究成果に関するもの
- ②発表された研究成果とは、研究過程によって導かれた結果を客観的で検証可能なデータ・資料を基にしたうえで、科学的コミュニケーションに即して公開し、内容を明確・透明に受けたもの(インテグリティ)上のディスカッションを含む

真偽別 学術論文、ディスカッションペーパー、学会等における口頭発表など

※大学研究費の一環として作成される学術論文は、研究不正行為の対象とはならない(学術誌誌等に掲載されたものも対象)

研究倫理教育の履修

研究者は、研究者に求められる倫理規範を修得させるための教育(研究倫理教育)を履修するとともに、指導的立場の研究者・学生及び若手研究者に対する研究倫理教育及び啓発を徹底しなければなりません。

なお、不正な事項に際して、不正を防止する措置を講ずるため、研究者に課せ、事務系職員等の研究支援人材に対する倫理教育についても、徹底します。

研究データ等の保存及び開示

研究者は、公的資金によって実施された研究の成果やその他の研究データ等は、公的資金としての性格を有するものであること、更に不正行為の防止に資するに、研究者が自身の研究活動の正当性を確保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、必要に応じて開示しなければなりません。

リーフレット「公正な研究活動の推進のために 研究活動に携わる皆さまへ」

また、経済学部では、研究公正委員会で情報提供があった内容を基に、研究倫理教育責任者である学部長が作成した資料「公正な研究FD」を使用し、FDを開催している。

新規採用者に対しては、新任教員説明会で研究倫理に関する講話を行い、教員等を対象とした公正な研究活動の推進の講演会を年1回実施している。

研究倫理教育の履修管理については、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）のeラーニング教材である「eAPRIN」を利用し、履修管理は同教材の受講管理システムを活用し研究倫理教育責任者が各部局にて行っている。受講率向上のため、評価反映特別経費の評価項目になることや外部資金申請時の要件となっていることを通知し、受講率向上を図っている。毎年度末に開催する研究公正委員会にて各部局の「eAPRIN」の受講率を確認しており、教員の受講率100%を達成している（平成27、28、29年度）。

（2）研究者等に対する研究倫理教育

研究者等について大学全体として実施している研究倫理教育については、「国立大学法人佐賀大学における公正な研究活動の推進に関するガイドライン」（平成27年4月24日学長決定）の「5 研究倫理教育」において、研究倫理教育における習得すべき基本的な知識と理解を以下のとおり定めている。

- ・研究者の常識に訴えたり経験的に学んだりするだけではなく、具体的な事例とともに適切な内容を網羅的に学修する。また、研究者としての行動規範や、各種ガイドライン及び規程等についても併せて学修する。
- ・研究倫理に関する知識の修得と理解に基づき、何が倫理的な行動であるかを自ら判断し、公正に研究活動が行えるスキルを身に付けるとともに、不正行為や不適切な行為を行った場合や、不正行為の通報に対する措置についての十分な理解を促す。さらに、責任ある研究活動を進め、研究対象を尊重する態度、不正行為に結びつくような可能性の排除及び研究上必要なコミュニケーション等の振る舞いができることを目指す。
- ・研究分野にかかわらず身に付けなければならない研究倫理のほか、特定の分野において重要とされる内容（例：人文・社会科学における家計調査や意識調査におけるアンケートやインタビューで得た個人情報の取扱い、生命科学・医学における生命倫理やインフォームド・コンセント、バイオセーフティ、多能性幹細胞研究倫理など、理学・工学における研究の安全性等）についても学修する。

学修内容については、「国立大学法人佐賀大学における公正な研究活動の推進に関するガイドライン」の「5 研究倫理教育」において、学修内容として、「研究倫理教育の必要性」「研究者の基本的責任や研究活動に対する姿勢等の研究者の行動規範」「社会の中で研究者が果たすべき役割」「研究データ等の保存及び開示の在り方」「不正行為とは何か」「論文の作成上の注意事項」「研究成果の公表の在り方」を例示している。

受講頻度は、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）の「eAPRIN」を3年度ごとに全学

一斉受講することとし、新規採用者は採用年度内に受講するよう各部局に通知している。

- ・ eAPRIN 研究者の必須単元（8 単元）
「責任ある研究行為について」「研究における不正行為」「利益相反」「データの取り扱い」
「共同研究のルール」「オーサシップ」「盗用」「公的研究資金の取り扱い」
- ・ eAPRIN 研究支援者の必須単元（3 単元）
「責任ある研究行為について」「研究における不正行為」「利益相反」

さらに、外部から講師を招き、公正な研究活動の推進の講演会を年 1 回実施している。（平成 27 年度：浅島 誠 JSPS 理事、平成 28 年度：有信 睦弘 理化学研究所理事、平成 29 年度：黒木 登志夫 JSPS 学術システム研究センター顧問）

（３）学生に対する研究倫理教育

学生（学部学生及び大学院学生）に対して、大学全体として実施している研究倫理教育については、「国立大学法人佐賀大学における公正な研究活動の推進に関するガイドライン」
「５ 研究倫理教育」において、以下のように定めている。

- ・研究者を目指す大学院学生及び研究に着手する段階の学部学生に対して、各段階に応じて、研究倫理に関する理解を深めることを目的とした教育を実施する。
- ・大学院学生に対して、専攻分野の特性に応じて、研究倫理に関する知識及び技術を身に付けることができるよう、教育課程内外を問わず、適切な機会を設け、また、学部段階からも、専攻分野の特性に応じて、学生が研究倫理に関する基礎的素養を修得できるように配慮する。
- ・学生に対する研究倫理教育については、各部局の教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、標準プログラムに準じた教育を行う。なお、当該教育の履修により単位を与えるか否かについては、専攻分野の特性に応じて、研究倫理教育責任者が適切に判断する。
- ・学生に対する研究倫理教育の実施に当たっては、ファカルティ・ディベロップメント（FD）による指導の質向上を図るとともに、授業による指導においては、チームティーチングや様々な分野の教員によって構成することに努める。また、留学生に対する研究倫理教育に当たっては、各留学生が習得してきた倫理観に十分留意する。

各部局においては、ガイドランをふまえた研究倫理教育に関して、「国立大学法人佐賀大学における公正な研究活動の推進に関するガイドライン」をふまえ、以下のような取組が行われている。

（文系）

○学修内容

- ・学部生には卒業研究の指導の中で、レポート作成や基本的な書誌引用作法を教授している。
- ・レポート作成や資料の探し方を指導し、その際に基本的な書誌引用作法をあわせて学修させ、学士課程における基本的な倫理教育取組のひとつとしている。学部生・院生の身近で具体的な研究倫理啓発を促すために附属図書館の資料・リソースも積極的に利活用することとしている。

○教材等

「アカデミック・スキルズ（佐藤望 編、慶応義塾大学出版会、2012 年）」

「公正な研究活動の推進に関するリーフレット」や「研究倫理教本」

○実施頻度

「大学入門科目Ⅰ」（1 年生全員必修科目）、ゼミ、卒業研究や講義・演習



佐賀大学 経済学部 1 年次ゼミ 共通テキスト

（理系）

○学修内容

- ・卒業研究に着手する学部 4 年生および大学院生には、研究倫理教本の既読確認を行っており、各学科および専攻での取り組みと併せ、指導を徹底するようにしている。
- ・各研究室におけるセミナーにおいて、研究の進め方、研究者倫理、研究費の適正使用などについて意識付けを行う等の指導を行っている。
- ・大学院生に研究・職業倫理特論という大学院教養教育プログラムで研究者倫理、論文の作成方法を教えている。

○教材等

「研究倫理教本」「社会システムと倫理（岩尾雄四郎先生著）、指導教員が用意した論文等、独自教材

○実施頻度

授業、セミナー、オリエンテーション、大学入門科目、卒論・修論発表時

（医学系）

○学修内容

- ・学部学生に対しては、研究者倫理・研究の進め方・論文不正の防止を、大学院生に対しては「生

命科学倫理総論・臨床研究と倫理」「基礎医学・社会医学と倫理」等や「研究における不正行為」「利益相反」等について講義等で学修している。

○教材等

・学部生:学内教員、大学院生:学内教員、一般財団法人公正研究推進協会 (APRIN) 提供の「eAPRIN」

○実施頻度

・授業（必修科目）。

・大学院生が受講する「eAPRIN」は本学教員の受講頻度と同様に、3年度おきに受講し、新規入学者は入学年度に受講。

教育カリキュラムとの関係や教育における研究倫理教育の位置付けに関しては、例えば、文系では、学士課程教育段階における著作引用・参照の仕方等の研究倫理教育をオリエンテーション、個人学修形式、ゼミ単位の学習で実施している。

理系では、レポート課題などが開始される1年次と、研究室配属や就職活動を控えた3年次に、研究倫理教育を実施している。また、研究室配属後には各研究室単位でより実践的な指導を行っている。

医学系では 学部学生については医学科3年次「研究室配属プログラム」において関連講義を行っている。また、大学院生については、①生命科学と医療に関する倫理的課題について、基礎知識や考え方を習得し研究者と医療従事者が遵守すべき倫理規範と対応法を理解し、②倫理に関する原則的な理論や概念を学び、それらを基に看護における倫理規範や看護の道徳的基板を探究するようにしている。

さらに、研究室・研究グループで行われている、ラボ内のデータ共有や論文の相互チェック等の管理運営に直接的にかかわる事柄に関する研究倫理教育としては、以下のような取組がある。

- ・（教育学部）卒業研究の指導の中で、指導教員および主査・副主査の複数の目で研究倫理教育が守られているかチェックしている。
- ・（理工学部）主指導教員と副指導教員による論文の相互チェックを行っている。また、ラボ内データをネットワーク上のハードディスクに記録・共有し透明化を図るとともに、ラボノートのチェックを行っている。
- ・（海洋エネルギー研究センター）週一回程度の研究グループミーティングを行い、データの共有を行っている。論文や報告書などは研究グループ内の教員が確認している。守秘義務がある共同研究などはデータサーバの閲覧権限で管理し保存している。
- ・（肥前セラミック研究センター）学内の共同研究成果を外部公表する場合には、必ず共同研究者全員の内容確認を行うように指導している。

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

保存を義務付けている研究データの範囲、研究データの種類別の保存期間や保存方法については、日本学術会議による「科学研究における健全性の向上について」を踏まえ、「国立大学法人佐賀大学における公正な研究活動の推進に関するガイドライン」の「6 研究データ等の保存及び開示」において、「保存の対象」「保存の方法」「保存の期間」について次の通り定めている。また、「国立大学法人佐賀大学における公正な研究活動の推進に関するガイドライン」の「6 研究データ等の保存及び開示」では「研究者の異動に係る取扱い」「開示」「その他研究データ等の取扱い」についても定めている。

・保存の対象

- 1) 保存の対象となる研究データ等は、研究者が外部に発表した論文等（研究成果）に関するものとする。なお、論文等として発表に使用されなかったもの又は使用する予定のないものの取扱いについては、研究者自身の判断による。
- 2) 学生の研究データ等については、指導教員の責任の下で判断する。
- 3) 複数の研究者と共同で行った研究の成果に係る研究データ等については、当該研究者が担当した部分について保存する。

・保存の方法

- 1) 研究データ等は、原則として、個々の研究者単位で保存する。なお、学生の研究データ等については、指導教員の研究室単位で保存する。
- 2) 実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノート等の形で記録に残す。実験ノートには、実験等の操作のログやデータ取得の条件等について、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成する。また、実験ノートは研究活動の一次情報記録として適切に保存する。
- 3) 論文や報告など、研究成果発表の基となった研究資料（文書、数値データ、画像等）は、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存する。また、保存に際しては、後日の利用・参照が可能となるようにメタデータの整備や検索可能性・追跡可能性の担保に留意する。

・保存の期間

- 1) 資料（文書、数値データ、画像等）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存する。なお、紙媒体の資料等についても少なくとも10年の保存が望ましいが、保管スペースの制約など、止むを得ない事情がある場合には、合理的な範囲で廃棄することを可能とし、論文等の発表時点で研究者が自ら期間を定める。
- 2) 試料（実験試料、標本）や装置等については、当該論文等の発表後5年間保存することを原則とする。ただし、保存が本質的に困難なもの（例：不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料）や、保存に多大なコストがかかるもの（例：生物系試料）についてはこの限りではない。
- 3) 保存期間を経過した研究データ等については、適切な方法により破棄する。ただし、研究者が必要と判断する場合は、保存期間を超えて保存することができる。

データの保存に関する管理運用や保管範囲については、ガイドラインに基づき各研究者単位で判断することとしている。

学術論文の根拠資料としてのデータ等の保存に関しては、例えば、海洋エネルギー研究

センターでは、海洋温度差発電、波力発電等の実験や海域調査等で得られた生データ、処理データ等を保存している。また、制作した実験装置や模型等、(科学研究費で作成した強制動揺装置、波力発電装置模型、動揺計測装置など)を、保存して継続使用している。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

研究倫理教育の受講促進のため、各部局の「eAPRIN」の受講率を評価反映特別経費の項目としている。評価反映特別経費は、大学の中期目標・中期計画等各種戦略の実現に向け、教育(教学)、研究(学術)、社会貢献(地域・国際貢献)及び大学経営(経営基盤)にあらかじめ評価指標(24項目)を設定し、基準日における達成状況をIRデータに基づき評価し予算配分を実施するものである。平成29年度より教職員の規模に応じた配分基礎額を設定し、増減させる仕組みとなっている。

評価項目として「コンプライアンス教育の実施状況等」に対する評価指標として「研究倫理教育(eAPRIN)」の受講率が100%に達していない部局については、業務の評価に係る配分予定総額から10%減額することとしている。このことは、各部局へ個別に通知するとともに、部局長が出席する大学運営連絡会で周知している。

参考 1 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」
を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査事前調査票①

提出日：平成 30 年 月 日

研究機関の名称				
所在地		〒		
担当者 連絡先 1	課・係等名		氏名	
	電話番号		FAX	
	E-mail			
担当者 連絡先 2	課・係等名		氏名	
	電話番号		FAX	
	E-mail			

※1 調査内容に係る取組において、先進的・特徴的と思われる取組については、朱書きにより記入してください。

※2 部局等における取組（研究室単位等での取組も含む）の記入にあたっては、部局等における全ての取組を記入する必要はありませんが、一つの部局等における取組に限っているわけではありませんので、先進的・特徴的な取組を実施していると思われる全ての取組内容を記入してください。

1. 研究不正防止や研究不正事案の調査等に係る体制及び規程等の整備状況

※別添 1－2「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインを踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査事前調査票②」に記載してください。

2. 研究倫理意識の醸成

1 ガイドラインを踏まえて、研究倫理教育をどのような体制で実施していますか。
2－1 研究倫理教育など研究倫理意識を醸成していくために、機関全体でどのような実施計画（年度計画等）を策定していますか。また、機関全体の実施計画（年度計画等）に基づく、責任や役割の分担について記入してください。
2－2 研究倫理教育など研究倫理意識を醸成していくために、部局等でどのような実施計画（年度計画等）を策定していますか。部局等における実施計画（年度計画等）に基づく、責任や役割の分担（教授会・各種委員会等）について記入してください。（複数の部局等がある場合には、文系・理工系・生命科学系・その他、学部・研究科・研究所等から代表的なものを複数記載してください。）
①（文系）学部
②（生命科学系）研究科
③（理工系）研究科
④（その他）研究所
2－3 研究機関において研究倫理教育の履修管理をどのように行っていますか。研究倫理教育の内容の理解度をどのように測定・把握していますか。また、理解度の活用など、研究倫理教育の充実・改善を図るため、どのような取組を行っていますか。不正防止関係会議・教育関係学内委員会・教授会等における研究倫理教育に関する審議状況についても記載してください。
3 研究者及び研究支援人材について、機関全体として実施している研究倫理教育についてご説明ください。また、実施にあたって工夫していることを記載してください。（枝番でできるだけ具体的に事例を紹介してください。）
趣旨・目的、主催者、実施概要等
3－1 学修内容（研究不正防止、研究者倫理、各種規程(学内外)、研究費制度など）

3-2 教材（e-learning 教材、独自教材、教科書・資料集など）
3-3 実施頻度（回数、定期的開催、不定期開催、独立実施、教授会等学内会議同時実施など）
3-4 実施形式（個人学修、講義形式（オリエンテーション、講義）、討論形式（ワークショップ）など）
3-5 その他（外国語対応、共同研究者対応など）
4 学生及び大学院生について、学部・研究科等として実施している研究倫理教育についてご説明ください。また、実施にあたって工夫していることを記載してください。（枝番でできるだけ具体的に事例を紹介してください。）（複数の部局等がある場合には、文系・生命科学系・理工系・その他、学部・研究科・研究所等から代表的なものを複数記載してください。）【4は貴機関に学生及び大学院生が在籍する場合に記載してください】 趣旨・目的、主催者、実施概要
4-1 学修内容（論文の作成方法、研究の進め方、研究者倫理、各種規程（学内外）、研究費制度など）
①（文系）学部 ②（生命科学系）研究科 ③（理工系）研究科 ④（その他）研究所
4-2 教材等（e-learning 教材、独自教材、教科書・資料集、外部講師、学内教員など）
4-3 実施頻度（オリエンテーション、授業（必修科目・選択科目）、夏季セミナーなど）
4-4 実施形式（個人学修、講義形式（オリエンテーション、講義）、討論形式（ワークショップ））

4-5 その他（教育カリキュラムとの関係、教育における研究倫理教育の位置付け等、）
5 研究室・研究グループにおいて、ラボミーティング、ラボノート、ラボ内のデータ共有、論文の相互チェックのシステムなど、研究室・研究グループ等の管理運営に直接的にかかわる事柄についての研究倫理教育に関する特徴的な取組事例について記載してください。
6 研究倫理意識を醸成していくために、今後どのような取組を行っていくことを考えていますか。（研究者倫理、技術者倫理、生命倫理、法令順守、分野の特性への配慮など、狭義の研究活動上の不正行為の防止にとどまらない研究倫理教育への取組についても記載してください。）

3. 一定期間の研究データの保存及び開示

1 保存を義務付けている研究データの範囲、研究データの種類の保存期間や保存方法について、どのように規定しどのように取扱っていますか。日本学術会議や関連学会等の動向をふまえた取組状況についても記載してください。また、分野による取組の違い等についても記載してください。 (実験の生データ、実験・観察ノート、試料、試薬、プログラム、装置、模型、試作品などの取扱) (電子データ、紙媒体資料等の取扱)
2 保存対象の研究データと廃棄する研究データは、だれ(機関全体、部局等、研究室、研究者)がどのような考え方で区分していますか。
3 転出又は退職する研究者が保有する研究データの保存について、だれ(機関全体、部局等、研究室、研究者)がどのような対応を行っていますか。また、特に、研究室主宰者が転出又は退職する場合は、どのような対応を行っていますか。
4 ガイドラインを踏まえた一定期間の研究データの保存等に関して、管理コストや費用負担をどのように機関内において整理・分担していますか。
5 ガイドラインを踏まえた一定期間の研究データの保存に関して、研究データの帰属先に関するルールを定めていますか。ルールを定めている場合には、研究データの帰属先は、どのようになっていますか。（研究機関、部局等、研究室、研究者個人、規程による等）

4. その他研究公正の推進に向けた取組

1 研究公正の推進に関して、上記以外にどのような取組を行っていますか。機関全体としての取組と部局等・研究室における取組のそれぞれについて、記入してください。
例えば、研究室内や研究者個人の閉鎖的な研究環境に起因する研究不正のリスク要因の分析 若手研究者の自立した研究活動の促進のための取組など（メンターの配置等） 研究公正の推進を支援するための専門人材の配置・専門部署の設置等による支援 研究機関や部局における外部評価・第三者評価の活用 調査の公正性・適正性を担保するための取組 研究紀要や学位論文に関する研究公正の取組 研究不正を未然に防止することにつながった事例 など <機関全体としての取組> <部局等・研究室における取組>

5. その他の課題等

1 ガイドラインに基づく取組を実施するにあたり、課題等がありましたら、記入して下さい。ガイドラインにたいする要望等についても記載してください
2 公正な研究活動の推進について、国、資金配分機関、学术界等に対して、要望等があれば記載してください。

**参考2 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン
に基づく体制整備等の状況に関する実態調査事前調査票②**

機関名	
-----	--

○調査項目について

調査項目は、ガイドラインの第2節及び第3節について、機関の取組状況等を把握するために主要な事項を抽出したものです。

○「規程等の整備に関すること」について

3部構成となっており、設問100から設問322まであります。項目を確認し、機関の状況に該当する数字（「①」又は「②」）をチェックボックスに記入してください。

「①」を選択した場合は、「根拠等記入欄」に、当該設問に対応する規程等の名称及び条数を必ず記入してください。規程等でない場合は、例えば、そのことを定めた会議の名称や決議した年月日などを記入してください。また、窓口の不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口の機関内及び機関外への周知（設問305）については、窓口のURL等を記入してください。

「②」を選択した場合は、「根拠等記入欄」に、ガイドラインを踏まえた取組がなされていない理由を記入してください。

【調査項目 規程等の整備に関すること】

第1部 研究者等に対する研究倫理教育について

100 研究者等に対する研究倫理教育を担当する実質的な責任者を教えてください。(チェックリスト:設問100)

(回答)

役職		氏名	
----	--	----	--

※ 役職・氏名を記載してください。

(例) 役職: 理事(研究担当) 氏名: 文科 太郎

※「第1部 研究者等に対する研究倫理教育について」の回答については、記載いただいた責任者の方に確認いただいた上で提出してください。

101 研究倫理教育責任者の設置など、研究倫理教育を実施する体制を整備していますか。(チェックリスト:設問101)

(回答)

(選択肢)

☐

①: 整備している

②: 整備していない

(根拠等記入欄)

--

102 所属する全ての研究者(貴機関を本務とする者)に対して、研究倫理教育の受講について、規程等で義務付けていますか。(チェックリスト:設問102)

(回答)

(選択肢)

☐

①: 義務付けている

②: 義務付けていない

(根拠等記入欄)

--

103 所属する全ての研究者(貴機関を本務とする者)を対象に定期的に研究倫理教育を実施することを規程等で定めていますか。(チェックリスト:設問103)

(回答)

(選択肢)

☐

①: 定めている

②: 定めていない

(根拠等記入欄)

--

第2部 研究データの保存・開示について

200 研究データの保存・開示を担当する実質的な責任者を教えてください。(チェックリスト: 設問300)

(回答)

役職		氏名	
----	--	----	--

※ 役職・氏名を記載してください。

(例) 役職: 理事(研究担当) 氏名: 文科 太郎

※「第2部 研究データの保存・開示について」の回答については、記載いただいた責任者の方に確認いただいた上で提出してください。

201 研究データの保存を義務付けることを規程等で定めていますか。(チェックリスト: 設問301)

(回答)

(選択肢)

☐

- ①: 定めている
②: 定めていない

(根拠等記入欄)

--

202 研究データの必要に応じた開示を義務付けることを規程等で定めていますか。(チェックリスト: 設問302)

(回答)

(選択肢)

☐

- ①: 定めている
②: 定めていない

(根拠等記入欄)

--

第3部 研究活動における不正行為の告発・調査について

300 研究活動における不正行為の告発・調査を担当する実質的な責任者を教えてください。(チェックリスト:設問400)

(回答)

役職		氏名	
----	--	----	--

※ 役職・氏名を記載してください。

(例) 役職: 理事(研究担当) 氏名: 文科 太郎

※ 「第3部 研究活動における不正行為の告発・調査について」の回答については、記載いただいた責任者の方に確認いただいた上で提出してください。

301 貴機関の規程等において、研究活動における不正行為として、「ねつ造」、「改ざん」及び「盗用」を定めていますか。(チェックリスト:設問401)

(回答)

(選択肢)

☐

- ①: 定めている
②: 定めていない

(根拠等記入欄)

--

302 不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や認定方法等に関する規程(コンプライアンスに関する規程などの他の規程ですべて代用することが可能な場合を含む。)を整備していますか。(チェックリスト:設問402)

(回答)

(選択肢)

☐

- ①: 整備している
②: 整備していない

(根拠等記入欄)

--

303 不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口を設置していますか。(チェックリスト:設問403)

(回答)

(選択肢)

☐

- ①: 設置している
②: 設置していない

(根拠等記入欄)

--

304 不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを規程等で定めていますか。(チェックリスト:設問404)

(回答)

(選択肢)

☐

- ①: 定めている
②: 定めていない

(根拠等記入欄)

--

305	不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを機関内及び機関外に周知(ホームページへの公表等)していますか。(チェックリスト:設問405)
-----	--

(回答) (選択肢)
☐ ①: 周知している
☐ ②: 周知していない

(根拠等記入欄)

--

306	相談や告発の受付から調査に至るまでの体制について、例えば理事、副学長など、適切な地位にある者をその責任者として規程等で定めていますか。(チェックリスト:設問406)
-----	--

(回答) (選択肢)
☐ ①: 定めている
☐ ②: 定めていない

(根拠等記入欄)

--

307	相談や告発の受付から調査に至るまでの体制について、責任者の役割や責任の範囲を規程等で定めていますか。(チェックリスト:設問407)
-----	---

(回答) (選択肢)
☐ ①: 定めている
☐ ②: 定めていない

(根拠等記入欄)

--

308	相談、告発及び調査内容について、調査結果の公表まで、相談者、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底することを規程で定めていますか。(チェックリスト:設問408)
-----	--

(回答) (選択肢)
☐ ①: 定めている
☐ ②: 定めていない

(根拠等記入欄)

--

309	告発を受け付けた後、本調査を行うか否か決定するまでの期間の目安を規程等で定めていますか。 (チェックリスト: 設問409)
-----	--

(回答) (選択肢)
☐ ①: 定めている
 ②: 定めていない

(根拠等記入欄)

--

310	本調査を行う場合は、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省にその旨報告することを規程等で定めているか。(チェックリスト: 設問410)
-----	---

(回答) (選択肢)
☐ ①: 定めている
 ②: 定めていない

(根拠等記入欄)

--

311	本調査の実施の決定後、実際に本調査が開始されるまでの期間の目安を規程等で定めていますか。 (チェックリスト: 設問411)
-----	--

(回答) (選択肢)
☐ ①: 定めている
 ②: 定めていない

(根拠等記入欄)

--

312	本調査に当たっては、自機関に属さない外部有識者を半数以上含む調査委員会を設置することを規程等で定めていますか。(チェックリスト:設問412)
-----	--

(回答) (選択肢)
☐ ①: 定めている
 ②: 定めていない

(根拠等記入欄)

--

313	本調査において、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならないことを規程等で定めていますか。(チェックリスト:設問413)
-----	---

(回答) (選択肢)
☐ ①: 定めている
 ②: 定めていない

(根拠等記入欄)

--

314	本調査の調査委員会の委員について、告発者及び被告発者は調査機関が定める期間内に異議申立てをすることができると規程等で定めていますか。(チェックリスト:設問414)
-----	---

(回答) (選択肢)
☐ ①: 定めている
 ②: 定めていない

(根拠等記入欄)

--

315	本調査の開始後、調査委員会が調査した内容をまとめるまでの期間の目安を規程等で定めていますか。(チェックリスト:設問415)
-----	---

(回答) (選択肢)
☐ ①: 定めている
 ②: 定めていない

(根拠等記入欄)

--

316	調査結果について、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めていますか。(チェックリスト:設問416)
-----	---

(回答) (選択肢)
☐ ①: 定めている
 ②: 定めていない

(根拠等記入欄)

--

317	不正行為と認定された被告発者は、調査機関が定める期間内に、調査機関に不服申立てをすることができると規程等で定めていますか。(チェックリスト:設問417)
-----	--

(回答) (選択肢)
☐ ①: 定めている
 ②: 定めていない

(根拠等記入欄)

--

318	特定不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めていますか。(チェックリスト:設問418)
-----	--

(回答) (選択肢)
☐ ①: 定めている
 ②: 定めていない

(根拠等記入欄)

--

319	不服申立ての却下や再調査開始の決定をしたときは、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めていますか。(チェックリスト:設問419)
-----	--

(回答) (選択肢)
☐ ①: 定めている
 ②: 定めていない

(根拠等記入欄)

--

320	不服申立てに係る再調査の期間の目安を規程等で定めていますか。(チェックリスト:設問420)
-----	---

(回答) (選択肢)
☐ ①: 定めている
②: 定めていない

(根拠等記入欄)

--

321	不服申立てがあった場合、再調査の結果をその事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めていますか。(チェックリスト:設問421)
-----	---

(回答) (選択肢)
☐ ①: 定めている
②: 定めていない

(根拠等記入欄)

--

322	公表する調査結果の内容(項目等)を規程等で定めていますか。(チェックリスト:設問422)
-----	--

(回答) (選択肢)
☐ ①: 定めている
②: 定めていない

(根拠等記入欄)

--

参考3 各機関の規程等に関する調査結果を踏まえた確認内容

研究機関への訪問により、「参考2「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査事前調査票②」を用いてガイドラインを踏まえた体制整備等の状況を確認した結果、本調査において認識された問題点について、各機関において、今後の規程等の整備にあたって確認が必要と思われる項目を取りまとめましたので、今後、各機関において規程等の内容を検討する際の参考として下さい。

また、このほか、「参考4 ○○株式会社における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程※規程の一例」において、各機関の規程に記載する参考となる内容について示しております。

【研究者に対する研究倫理教育】

102 所属する全ての研究者（貴機関を本務とする者）に対して、研究倫理教育の受講について、規程等で義務付けていますか。

（確認内容）

機関の規程において、「研究者の義務」又は「研究者の責務」について定めている条文に、「研究者は研究倫理教育の受講しなければならない」ことを明確に記載する。

103 所属する全ての研究者（貴機関を本務とする者）を対象に定期的に研究倫理教育を実施することを規程等で定めていますか。

（確認内容）

機関の規程において、研究倫理教育を実施することは定めているが、「定期的」な実施に関して記載がない場合、機関が研究倫理教育を「定期的」に実施することがわかるよう規程を修正する。

【対象とする不正行為等】

301 貴機関の規程等において、研究活動における不正行為として、「ねつ造」、「改ざん」及び「盗用」を定めていますか。

(確認内容1)

ガイドラインにおいては、「対象とする不正行為は、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用である」とされている。

機関の規程において、不正行為は、「故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったこと」である旨が記載されていない場合には記載する。

また、機関の規程において、旧ガイドラインに記載されていた、「故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為には当たらない」が残っている場合には削除し、現行のガイドラインのとおり、「故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったこと」が不正行為であることがわかるよう内容を修正する。

(確認内容2)

機関の規程において、研究活動上の不正行為として、「捏造」、「改ざん」及び「盗用」のそれぞれの内容が記載されていない場合、ガイドラインにしたがい記載する。

捏造：

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

改ざん：

研究資料・機器・課程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

盗用：

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

【不正行為の告発に係る事案の調査】

- | | |
|-----|--|
| 309 | <u>告発を受け付けた後、本調査を行うか否か決定するまでの期間</u> の目安を規程等で定めていますか。 |
| 311 | <u>本調査の実施の決定後、実際に本調査が開始されるまでの期間</u> の目安を規程等で定めていますか。 |
| 314 | <u>本調査の調査委員会の委員について、告発者及び被告発者は調査機関が定める期間内に異議申立てを</u> することができると規程等で定めていますか。 |
| 315 | <u>本調査の開始後、調査委員会が調査した内容をまとめるまでの期間</u> の目安を規程等で定めていますか。 |
| 317 | <u>不正行為と認定された被告発者は、調査機関が定める期間内に、調査機関に不服申立てを</u> することができると規程等で定めていますか。 |

320 不服申立てに係る再調査の期間の目安を規程等で定めていますか。

(確認内容)

期間の目安については、具体的に各機関の規程において日数を定めることとし、機関の規程上は「速やかに」「調査機関が定める機関内」等の日数を記載しない文言は避け、「原則○日」「おおむね○日」と明確に日数を定めてください。(「回答 科学研究における健全性の向上について 平成 27 年 3 月 6 日 日本学術会議」を参照)

- ・ 告発を受け付けた後、本調査を行うか否か決定するまでの期間 30 日
- ・ 本調査の実施の決定後、実際に本調査が開始されるまでの期間 30 日
- ・ 本調査の調査委員会の委員について、告発者及び被告発者は調査機関が定める異議申立ての期間 7 日
- ・ 本調査の開始後、調査委員会が調査した内容をまとめるまでの期間 150 日
- ・ 不正行為と認定された被告発者は、調査機関が定める不服申立ての期間 14 日
- ・ 不服申立てに係る再調査の期間 50 日

310 本調査を行う場合は、当該事案に係る配分機関及び文部科学省にその旨報告することを規程等で定めているか。

316 調査結果について、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めていますか。

318 特定不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めていますか。

319 不服申立ての却下や再調査開始の決定をしたときは、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めていますか。

321 不服申立てがあった場合、再調査の結果をその事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めていますか。

(確認内容)

機関の規程において、報告先を「配分機関及び文部科学省」と定めている場合、文部科学省ガイドライン以外の他府省ガイドラインを踏まえ、文部科学省以外が所管省庁となる調査等を行う場合も考えられることから、「配分機関及び関係府省」と修正する。

322 公表する調査結果の内容（項目等）を規程等で定めていますか。

(確認内容)

機関の規程において、公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、機関が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むこととする。

参考 4 ○○株式会社における研究活動上の不正行為の
防止及び対応に関する規程 ※規程の一例

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、○○株式会社における公的資金を用いた研究活動において、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究活動上の不正行為

① 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、又は盗用。

- ・ 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- ・ 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- ・ 盗用：他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること

② ①以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

(2) 研究者等

○○株式会社に雇用されている者及び○○株式会社の施設や設備を利用している者のうち、公的資金を用いた研究に従事している者又は携わる者

(3) 部局

○○株式会社の事務組織に関する規程○○上に定める○○及び○○研究所に置かれる研究機構

(研究者等の責務)

第 3 条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等

を〇〇年間、適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

第2章 不正防止のための体制

（総括責任者）

第4条 （役職名1）は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、法人全体を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

（部局責任者）

第5条 （役職名2）は、当該部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

（研究倫理教育責任者）

第6条 （役職名1）は、研究者等に対する研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、「（役職名3）」を充てるものとする。

2 研究倫理教育責任者は、当該部局に所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

第3章 告発の受付

（告発の受付窓口）

第7条 告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、（部署名）に受付窓口を置くものとする（以下「告発窓口」という。）。

（告発の受付体制）

第8条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。

2 告発は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。

3 告発窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、（役職名1）と協議の上、これを受け付けることができる。

4 告発窓口の責任者は、告発を受け付けたときは、速やかに、（役職名1）に報告するものとする。（役職名1）は、当該告発に関係する部局の責任者等に、その内容を通知するものとする。

5 告発窓口の責任者は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発

者に受け付けた旨を通知するものとする。

- 6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、（役職名 1）は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

（告発の相談）

第 9 条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。

- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、告発窓口の責任者は、（役職名 1）に報告するものとする。
- 4 第 3 項の報告があったときは、（役職名 1）は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

（告発窓口の職員の義務）

第 10 条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者及び被告発者の秘密の遵守その他告発者及び被告発者の保護を徹底しなければならない。

- 2 告発窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 前 2 項の規定は、告発の相談についても準用する。

第 4 章 関係者の取扱い

（秘密保護義務）

第 11 条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 （役職名 1）は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 （役職名 1）は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告

発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

- 4 (役職名1) 又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第12条 部局の責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 ○○株式会社に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 (役職名1) は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、○○その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課することができる。
- 4 (役職名1) は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

第13条 ○○株式会社に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 (役職名1) は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、○○その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課することができる。
- 3 (役職名1) は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

第14条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

- 2 (役職名1) は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 3 (役職名1) は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係

省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

第5章 事案の調査

（予備調査の実施）

第15条 第8条に基づく告発があった場合又は〇〇株式会社がその他の理由により予備調査が必要であると認めた場合は、（役職名1）は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、3名の委員によって構成するものとし、（役職名1）が指名する。
- 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

（予備調査の方法）

第16条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

（本調査の決定等）

第17条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して原則30日以内に、予備調査結果を（役職名1）に報告する。

- 2 （役職名1）は、予備調査結果を踏まえ、速やかに、本調査を行うか否かを決定する。
- 3 （役職名1）は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 4 （役職名1）は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関又は関係省庁や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 5 （役職名1）は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費の資金配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会の設置)

第18条 (役職名1) は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに、調査委員会を設置する。

2 調査委員会の委員の半数以上は、〇〇株式会社に属さない外部有識者でなければならない。

また、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

3 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) (役職名1) が指名した者 〇名
- (2) 研究分野の知見を有する者 〇名
- (3) 法律の知識を有する外部有識者 〇名

(本調査の通知)

第19条 (役職名1) は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、(役職名1) に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

3 (役職名1) は、前項の異議申立てがあつた場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第20条 調査委員会は、本調査の実施の決定があつた日から起算して原則30日以内に、本調査を開始するものとする。

2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。

3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。

4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。

5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障す

るものとする。

- 6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に係る者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

（本調査の対象）

第 21 条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

（証拠の保全）

第 22 条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

- 2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が〇〇株式会社でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

- 3 調査委員会は、前 2 項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

（本調査の中間報告）

第 23 条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした資金配分機関又は関係省庁の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関及び関係省庁に提出するものとする。

（調査における研究又は技術上の情報の保護）

第 24 条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

（不正行為の疑惑への説明責任）

第 25 条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとり行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

- 2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第 20 条第 5 項の定める保障を与えなければならない。

第6章 不正行為等の認定

(認定の手續)

第26条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

- 2 前項に掲げる期間につき、原則150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して（役職名1）に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、本条1項及び3項に定める認定が終了したときは、直ちに、（役職名1）に報告しなければならない。

(認定の方法)

第27条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第28条 （役職名1）は、速やかに、調査結果（認定を含む）を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が〇〇株式会社以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

- 2 （役職名1）は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関

及び関係省庁に報告するものとする。

- 3 (役職名 1) は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が〇〇株式会社以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第 29 条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して 14 日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、第 1 項の例により、不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。(役職名 1) は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 前項に定める新たな調査委員は、第 18 条第 2 項及び第 3 項に準じて指名する。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、(役職名 1) に報告する。報告を受けた(役職名 1) は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、(役職名 1) に報告する。報告を受けた(役職名 1) は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 7 (役職名 1) は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第 30 条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力

することを求めるものとする。

- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに（役職名 1）に報告する。報告を受けた（役職名 1）は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して原則 50 日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに（役職名 1）に報告するものとする。ただし 50 日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して（役職名 1）に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 （役職名 1）は、本条 2 項又は 3 項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が〇〇株式会社以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

（調査結果の公表）

- 第 31 条 （役職名 1）は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。
- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、〇〇株式会社が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
 - 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
 - 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
 - 6 （役職名 1）は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所

属、調査の方法・手順等を公表する。

第7章 措置及び処分

（本調査中における一時的措置）

第32条（役職名1）は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

2（役職名1）は、資金配分機関又は関係機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

（研究費の使用中止）

第33条（役職名1）は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

（論文等の取下げ等の勧告）

第34条（役職名1）は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を（役職名1）に行わなければならない。

3（役職名1）は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

（措置の解除等）

第35条（役職名1）は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2（役職名1）は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

（処分）

第36条（役職名1）は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令、職員就業

規則その他関係諸規程に従って、処分を課すものとする。

- 2 (役職名1) は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第 37 条 本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、

(役職名1) は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。

- 2 (役職名1) は、関係する部局の責任者に対し、是正措置等をとることを命ずることができる。

- 3 (役職名1) は、第1項及び第2項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関及び関係省庁に対して報告するものとする。

附 則

この規程は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。